

杉戸町高齢者保健福祉計画

第9期介護保険事業計画

令和6年3月

杉戸町

はじめに



わが国は少子化による現役世代の減少により、人口減少社会という局面を迎えています。また、世界でも類を見ない速さで高齢化が進行しており、医療費の増大や介護人材不足、認知症高齢者の増加、地域社会の希薄化等、高齢者を取り巻く様々な問題も浮かび上がっています。

杉戸町では、令和3年3月に「杉戸町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定し、「誰もがいきいきと自分らしく暮らせるまち」という基本理念のもと、高齢者一人ひとりの尊厳やその人らしい生き方が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めてまいりました。

全国的な動向と同様、杉戸町でも高齢化率は年々上昇し、令和5年9月末時点で33.8%となっています。高齢者保健福祉・介護保険制度を持続可能なものとするため、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年が近づくなか、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年も見据えながら、高齢者が安心して生活できるまちづくりが求められています。

本計画では、第6次杉戸町総合振興計画の未来像のひとつである「自らの健康を守りながら安心して暮らせるまち」に向けて、「健康づくりと介護予防の充実（健康寿命の延伸）」「在宅生活支援の充実」「地域みんなで支え合い・交流のある社会づくりへの支援」「高齢者にやさしいまちづくりの推進」の4つを基本方針として掲げています。高齢者の状況やニーズに基づき適切なサービスを提供できるよう、地域包括ケアシステムを更に深化・推進するとともに、高齢・障がい・子育てなどの分野や、「支える」「支えられる」という関係を超え、地域共生社会の実現に努めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、アンケート調査やパブリックコメント等様々な方面からご協力を賜りました町民の皆様をはじめ、多大なご尽力を賜りました高齢者保健福祉審議会委員の皆様、関係者の皆様に改めて心より感謝申し上げます。

令和6年3月 杉戸町長

窪田 裕之

目次

| | |
|------------------------------------|------------|
| 第1章 計画の基本的事項 | 1 |
| 第1節 計画の基本的な性格 | 2 |
| 第2章 杉戸町の高齢者をめぐる現状と課題 | 9 |
| 第1節 高齢者等の現状と推計 | 10 |
| 第2節 アンケート調査結果の概要..... | 16 |
| 第3節 第9期計画策定に向けた課題と方向性 | 21 |
| 第3章 基本理念と基本方針 | 25 |
| 第1節 基本理念 | 26 |
| 第2節 基本方針..... | 27 |
| 第3節 計画の体系..... | 29 |
| 第4節 SDGs推進に向けた取組..... | 30 |
| 第4章 施策の展開 | 31 |
| 第1節 健康づくりと介護予防の充実(健康寿命の延伸)..... | 32 |
| 第2節 在宅生活支援の充実..... | 43 |
| 第3節 地域みんなで支え合い・交流のある社会づくりへの支援..... | 55 |
| 第4節 高齢者にやさしいまちづくりの推進 | 63 |
| 第5章 介護保険事業 | 73 |
| 第1節 要介護認定者数の推計 | 74 |
| 第2節 介護給付サービス見込量の推計と確保方策 | 78 |
| 第3節 予防給付サービス見込量の推計と確保方策 | 90 |
| 第4節 給付額と保険料見込額..... | 97 |
| 第6章 計画の推進のために | 101 |
| 第1節 地域共生社会の実現に向けた取組 | 102 |
| 第2節 介護保険事業の適正な運営 | 104 |
| 第3節 サービスの質の向上と利用促進 | 106 |
| 第4節 行政の対応..... | 108 |
| 資料編 | 111 |

第 1 章

計画の基本的事項

第1節 計画の基本的な性格

1 計画策定の趣旨

わが国では、平成 20 年をピークに総人口が減少に転じており、令和5年 10 月1日現在で約1億2,500 万人となっています。また、少子高齢化が急速に進展し、高齢者人口の割合(高齢化率)は、昭和 45 年に7%、平成6年に 14%を上回りました。高齢化率はその後も上昇し、令和5年 10 月1日現在で 29%を超え、世界の主要国と比較しても高い水準となっており、今後もさらなる上昇が予測されます。

また、介護保険制度は、超高齢社会における介護問題を社会全体で支える仕組みとして平成 12 年に創設され、高齢者の生活の支えとして定着、発展しています。一方、著しい高齢化の進行や、担い手となる生産年齢人口の減少、ひとり暮らし高齢者の増加、認知症の人の増加、介護サービス需要の増大など高齢者を取り巻く状況は多様化・複雑化しており、持続可能な介護保険制度の在り方が問われています。

国では、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくため、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。団塊の世代が 75 歳以上となる令和7(2025)年が近づくなか、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 (2040)年も見据えながら、介護を支える人的基盤の確保や、介護現場における生産性の向上の推進など「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進が求められます。

杉戸町では、「誰もがいきいきと自分らしく暮らせるまち」を基本理念に掲げ、①健康づくりと介護予防の充実(健康寿命の延伸)、②在宅生活支援の充実、③保健、福祉施設の確保・活用、④地域みんなで支え合い・交流のある社会づくりへの支援、⑤高齢者にやさしいまちづくりの推進、の5つの基本方針を軸として、高齢者施策を展開してきました。

一方、全国的な動向と同様に、杉戸町の高齢化率は年々上昇しており、令和5年9月末現在で 33.8%となっています。その先を展望すると、高齢者の増加に伴って高齢化率は上昇し続け、令和7(2025)年には 34.6%、令和 12(2030)年には 36.3%、令和 22(2040)年には 42.7%に達すると見込まれています。また、高齢者を取り巻く環境が変容するなかで、新たな生活課題も現れており、行政だけでは対応が難しい問題も多く、まちの多様な主体と連携・協働関係を持ちながら、ともに課題解決を図れる体制構築が求められます。

これまでの取組や社会情勢等を踏まえ、引き続き、高齢期を迎えても豊かな経験やスキルを地域社会に生かしながら、地域のあらゆる主体が役割を持ち、お互いに支え合いながら、自分らしく住み慣れた地域で暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向け、高齢者施策の基本的な考え方や方向性を示すことを目的として「杉戸町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(以下、本計画)」を策定します。

■介護保険制度に係る国の流れ

| | 主な流れ | 月額保険料 全国平均 | 月額保険料 杉戸町 |
|-----------------|--|---------------|--------------|
| 第1期 (H12～14) | <u>介護保険制度創設</u> ●介護保険法施行 ●介護を社会全体で支えていくことを目指す | 2,911円 | 2,400円 |
| 第2期 (H15～17) | <u>制度の浸透・定着</u> ●介護保険料見直し(1号負担 18%) ●介護報酬マイナス改定(▲2.3%) ●介護保険法等の一部を改正する法律成立 ●施設給付の見直し ●「痴呆」から「認知症」へ | 3,293円 | 2,500円 |
| 第3期 (H18～20) | <u>介護保険制度改革、2015年を見据えて</u> ●介護保険料見直し(1号負担 19%) ●介護報酬マイナス改定(▲0.5%) ●改正法全面施行 ●予防給付、地域包括支援センター、地域支援事業などの新設 | 4,090円 | 3,767円 |
| 第4期 (H21～23) | <u>給付費抑制と介護人材確保</u> ●介護報酬プラス改定(3.0%) ●地域ケア体制整備構想 ●介護従事者対策 ●介護給付適正強化 | 4,160円 | 3,733円 |
| 第5期 (H24～26) | <u>より地域に根ざした介護へ</u> ●介護保険料見直し(1号負担 21%) ●介護報酬プラス改定(1.2%) ●地域ケア体制の強化 ●37%枠撤廃 ●新サービスの創設 | 4,972円 | 4,450円 |
| 第6期 (H27～29) | <u>地域包括ケアシステムの具現化</u> ●介護保険料見直し(1号負担 22%) ●介護報酬マイナス改定(▲2.27%) ●一定以上所得者の利用者負担2割化 ●地域ケア体制の強化 ●一部予防給付の地域支援事業への移行 ●特別養護老人ホームの入所者を要介護3以上に限定 ●地域支援事業の充実 | 5,514円 | 4,770円 |
| 第7期 (H30～R2) | <u>一億総活躍の地域共生社会の構築</u> ●介護保険料見直し(1号負担 23%) ●介護報酬プラス改定(0.54%) ●介護療養病床の廃止 ●地域共生社会の実現 ●地域包括ケアシステムの深化 | 5,869円 | 4,261円 |

| | 主な流れ | 月額保険料 全国平均 | 月額保険料 杉戸町 |
|---------------|--|---------------|--------------|
| 第8期 (R3~5) | <u>2025年を目指した地域包括ケアシステムの整備</u> <ul style="list-style-type: none"> ●介護報酬プラス改定(0.7%) ●令和7(2025)年・令和22(2040)年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備 ●地域共生社会の実現 ●介護予防・健康づくり施策の充実・推進 ●有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化 ●認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進 ●地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 ●災害や感染症対策に係る体制整備 | 6,014円 | 4,639円 |
| 第9期 (R6~8) | <u>2040年も見据えた地域共生社会の実現</u> <ul style="list-style-type: none"> ●介護報酬プラス改定(1.59%) ●医療・介護の連携強化 ●認知症基本法等を踏まえた認知症施策の推進 ●地域密着型サービスのさらなる普及 ●介護人材確保及び介護現場の生産性向上 ●保険者機能の強化 ●高齢者虐待防止対策の推進 | 未定 | 5,203円 |

2 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの考え方

本計画では、令和7(2025)年、令和 22(2040)年を見据えて、高齢・障がい・子育てなどの分野や、「支える」「支えられる」という関係を超え、一人ひとりが役割をもって、身近な地域でともに支え合える「地域共生社会」の実現が求められます。

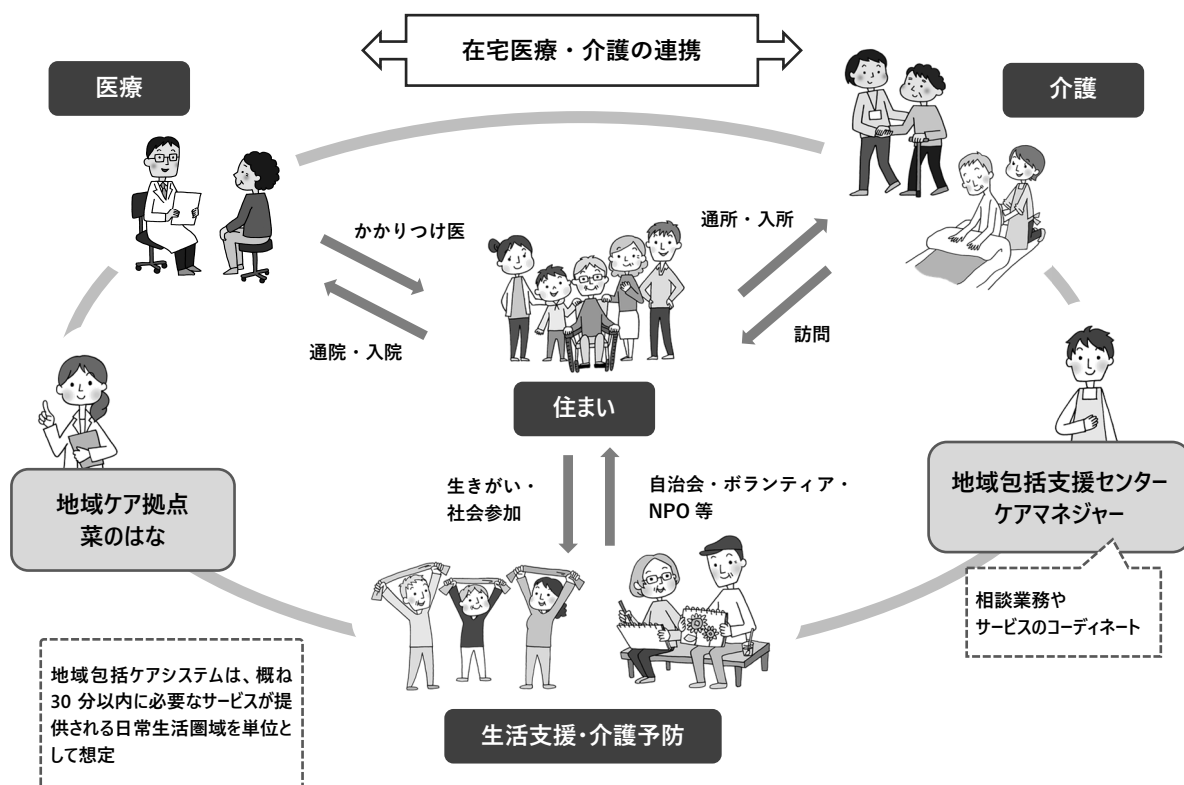
そのため、これまでの取組を踏まえながら、引き続き地域の特性に応じ、介護保険サービスや介護予防、健康づくり、生きがいの仕組みが身近な地域で用意され、それらのサービスや支援を活用しながら高齢者が希望する暮らし方を選択できる、地域包括ケアシステムの深化・推進が重要です。

また、住み慣れた地域で生活を送る高齢者の多様な生活ニーズに応えられる仕組みをつくるためには、「公助」「共助」を基本としつつ、「自助」や「互助」と協働しながら地域で支え合う体制づくりも必要です。

■自助・互助・共助・公助とは

| | |
|----|-------------------------------------|
| 自助 | 他人の力によらず、当事者である自分(本人)の力だけで課題を解決すること |
| 互助 | 家族や地域の助け合い、ボランティア活動、NPOや協同組合などによる支援 |
| 共助 | 社会保険や介護保険などの制度化された相互扶助 |
| 公助 | 行政による支援(社会保障制度・生活保護) |

■令和7(2025)年、令和22(2040)年の地域包括ケアシステムの姿



3 法令等の根拠

(1)老人福祉法に基づく法定計画

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に基づく市町村老人福祉計画であり、杉戸町に住んでいるすべての高齢者にかかわる政策目標などを定め、高齢者への保健・福祉サービスを具体化し、総合的かつ体系的にサービスを提供するための計画です。

(2)介護保険法に基づく法定計画

「介護保険事業計画」は、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づく法定計画であり、利用者の選択により、保健・医療・福祉にわたる介護サービス、介護予防サービスなどが総合的に利用できるよう、日常生活圏域を設定するとともに、介護サービス給付事業、介護予防サービス給付事業、地域支援事業の見込量などを明確に位置づけ、寝たきりや認知症などで要支援・要介護認定等を受けた人に対し必要な介護サービス、介護予防サービスの給付等を円滑に実施することはもとより、要介護状態になることを未然に予防する取組を進めるための計画です。

4 計画の位置づけ

杉戸町においては、老人福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るために、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体とした「杉戸町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定します。

5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3か年とします。

| 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | 令和9年度 (2027) | 令和10年度 (2028) | 令和11年度 (2029) |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 第8期計画 | | | 第9期計画(本計画) | | | 第10期計画 | | |
| | | (見直し) | | | (見直し) | | | |

6 計画の策定体制

(1) 高齢者保健福祉審議会

本計画の策定に関する調査研究及び計画の原案を作成するため、「杉戸町高齢者保健福祉審議会」(以下「審議会」という。)に諮り、答申を受けました。

審議会の構成メンバーは、公募による住民代表のほか、福祉及び保健医療関係者代表、介護保険事業者代表、識見を有する者となっています。

(2) 高齢者保健福祉計画策定委員会

庁内組織としては、関係課長からなる「高齢者保健福祉計画策定委員会」を設置し、各種施策の検討を行いました。

(3) 高齢者実態調査

本計画策定の基礎資料とするため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と在宅介護実態調査を実施しました。(調査概要は P16～20)

■ 調査概要

| | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 | 在宅介護実態調査 |
|-------|--|---|
| 調査対象 | 要介護認定を受けていない介護保険第1号被保険者(65歳以上)の方から無作為に抽出した 2,000 名 | 要支援1～2及び要介護1～5と認定された第1号被保険者で施設に入所されていない方から無作為抽出した 600 名 |
| 調査基準日 | 令和5年1月1日(日) | |
| 調査期間 | 令和5年1月6日(金)～23日(月) | 令和5年1月13日(金)～30日(月) |
| 調査方法 | 郵送配付・郵送回収による記入方式 | |
| 配付数 | 2,000 件 | 600 件 |
| 有効回収数 | 1,344 件 | 354 件 |
| 有効回収率 | 67.2% | 59.0% |

(4) パブリックコメントの実施

令和5年11月28日～12月28日にパブリックコメントを実施し、本計画案に対して町民から広く意見を募集しました。

第 2 章

杉戸町の高齢者をめぐる現状と課題

第1節 高齢者等の現状と推計

1 人口の推移

総人口は、一貫して減少が続いており、令和5年現在で43,994人となっています。

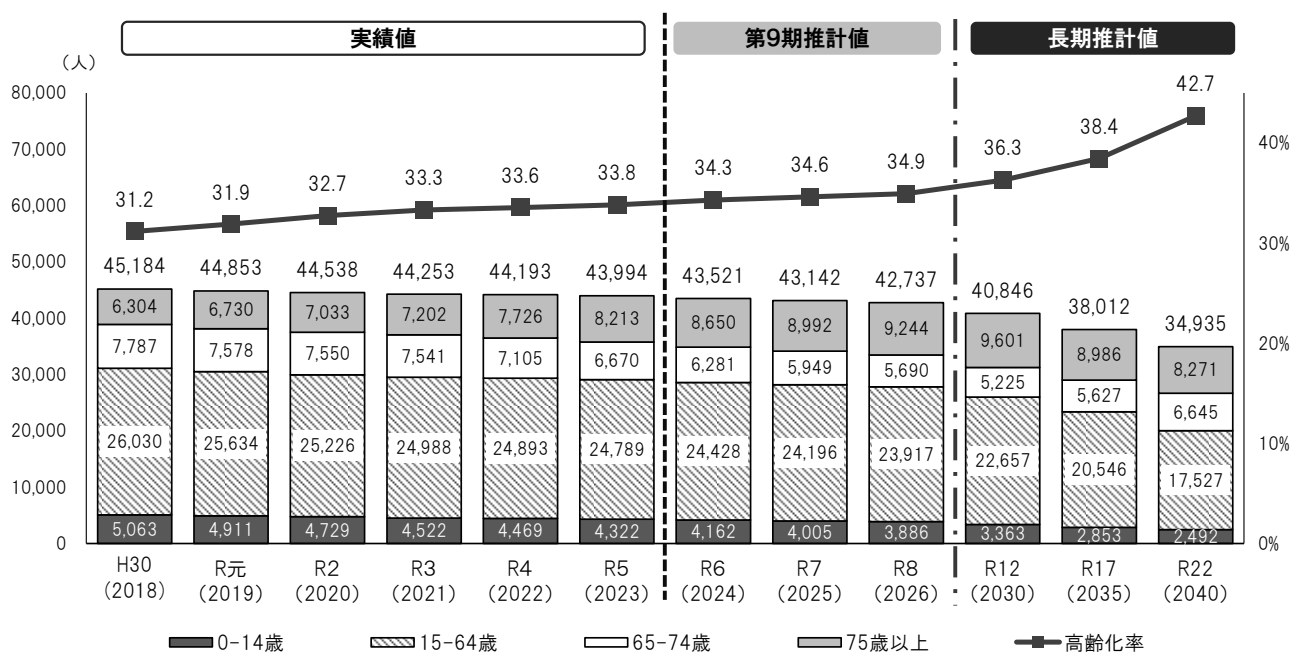
年齢区分別にみると、0-14歳、15-64歳、64-74歳人口は減少している一方、75歳以上人口は増加しており、高齢化率は令和5年現在で33.8%と、約3人に1人が高齢者という状況です。

令和5年現在の人口ピラミッドをみると、男女ともに70-79歳と45-54歳が多くなっています。

総人口の推計値をみると、令和5年以降も減少が続き、本計画の最終年度である令和8(2026)年では42,737人、令和22(2040)年では34,935人となっています。75歳以上人口は、令和12(2030)年まで増加が続きませんが、その減少に転じると予測されます。

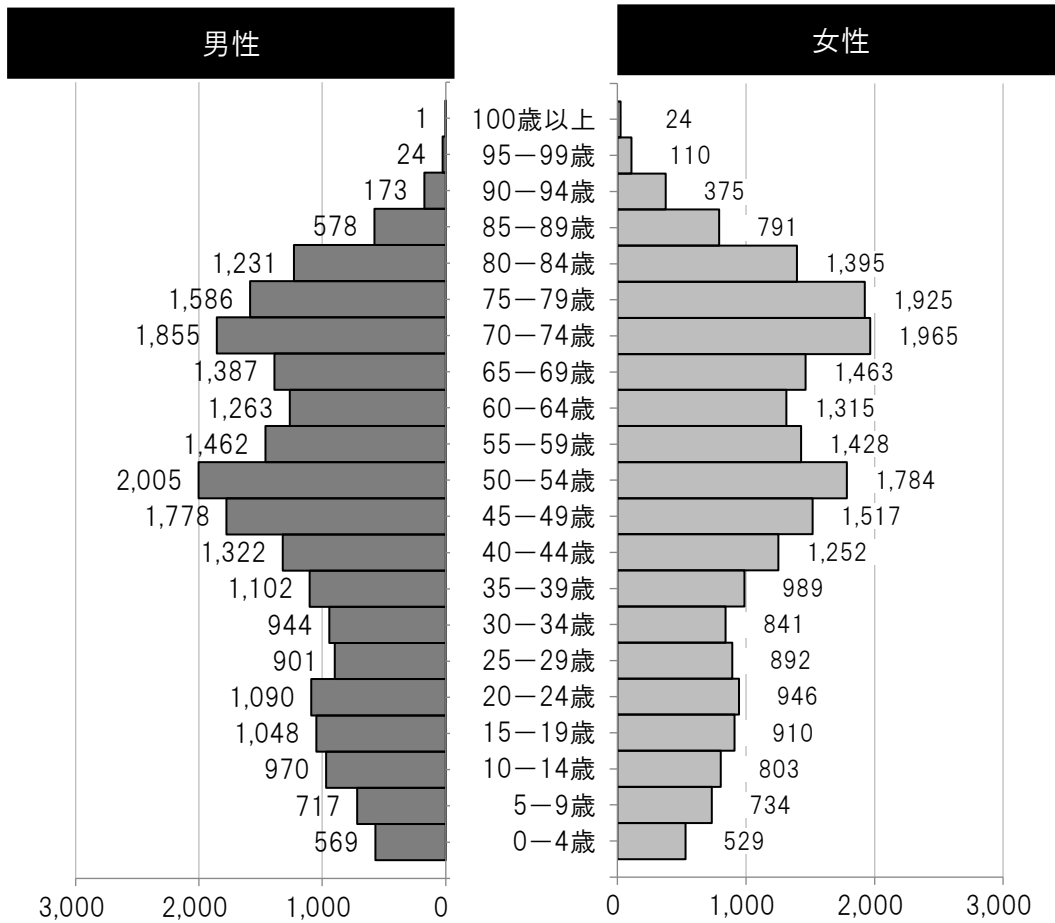
また、高齢化率は、本計画期間中も上昇が続き、令和22(2040)年に4割を上回る見込みとなっています。

■総人口と高齢化率の推移と推計



資料：実績値は住民基本台帳（各年9月末現在）
推計値は平成30年から令和5年の9月末現在の住民基本台帳を基に算出

■人口ピラミッド



資料：住民基本台帳(令和5年9月末現在)

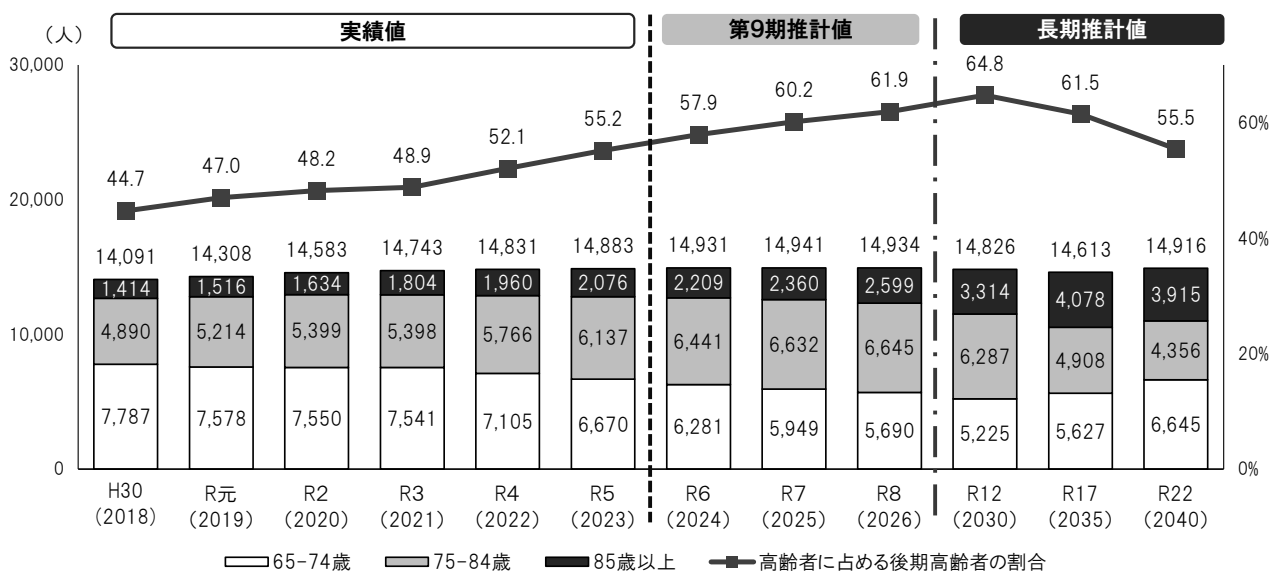
2 高齢者数の状況

高齢者数は、令和5年9月末現在で 14,883 人となっており、65-74 歳が 6,670 人、75-84 歳が 6,137 人、85 歳以上が 2,076 人となっています。また、高齢者に占める後期高齢者の割合は、令和5年で 55.2%と、前期高齢者割合と後期高齢者割合の比率が令和4年以降逆転しています。

高齢者数の推計をみると、65-74 歳は、令和 12(2030)年まで減少が見込まれる一方、75-84 歳では令和8(2026)年まで、85 歳以上では令和 17(2035)年まで増加が見込まれます。

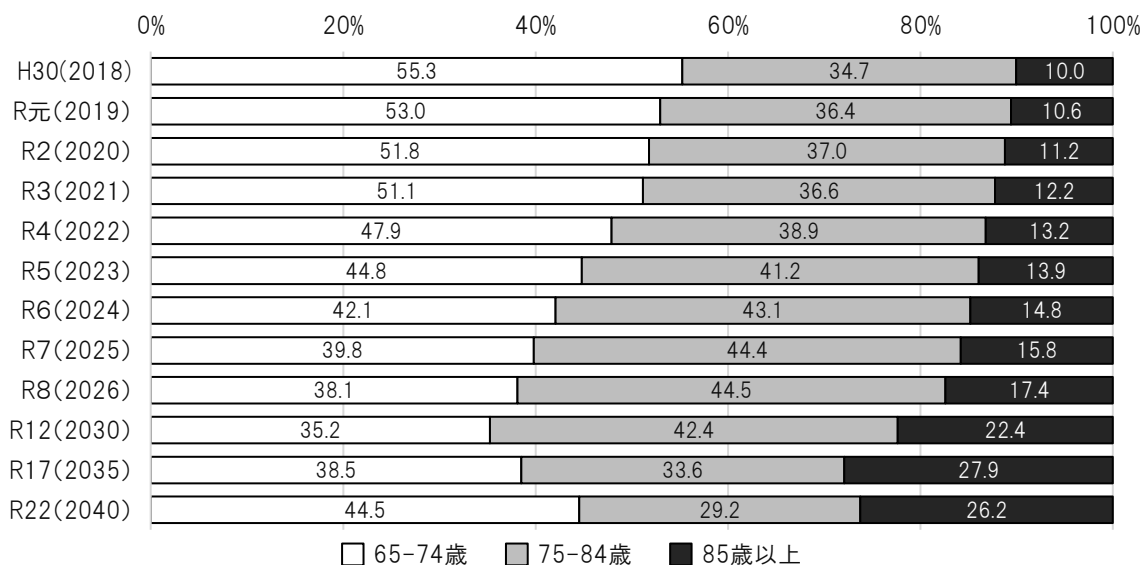
また、高齢者に占める後期高齢者の割合は、令和 12(2030)年まで上昇することが予想されます。特に 85 歳以上人口割合が上昇し、令和 12(2030)年には2割を上回る見込みです。

■ 高齢者数の推移と推計



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）
推計値は平成 30 年から令和5年の9月末現在の住民基本台帳を基に算出

■ 前期・後期別高齢者人口の構成比



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）
推計値は平成 30 年から令和5年の9月末現在の住民基本台帳を基に算出

3 高齢者世帯数の状況

高齢者世帯数は、平成7年から令和2年にかけて総世帯数及び高齢者のいる世帯数は増加しています。また、総世帯に占める高齢者世帯の割合も上昇しており、令和2年で51.7%と、半数以上が高齢者のいる世帯となっています。

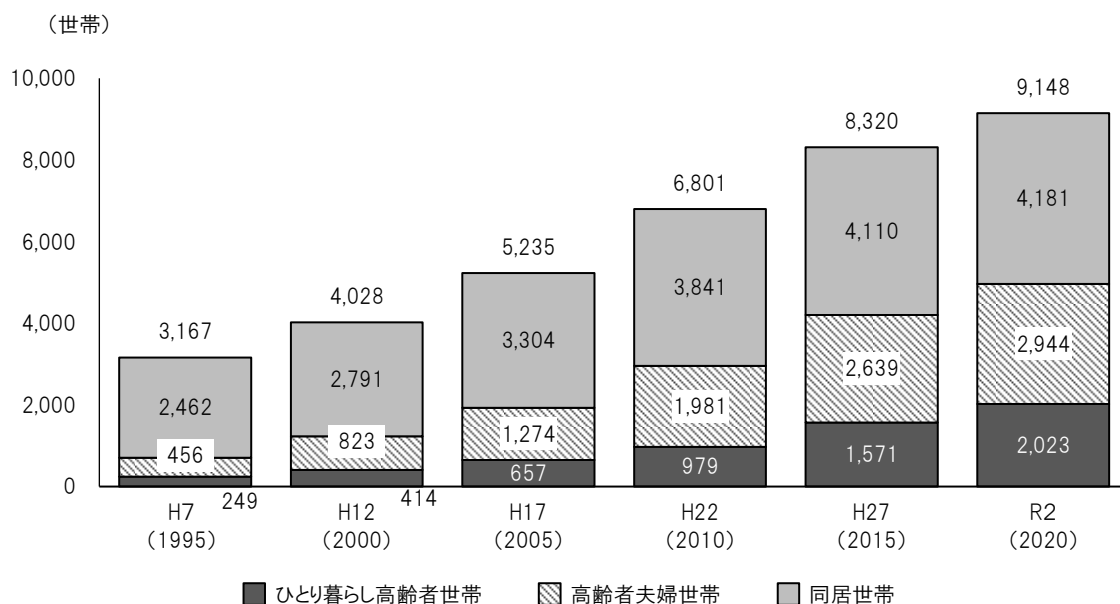
高齢者のいる世帯の内訳をみると、高齢者のいる世帯のうち、ひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者夫婦世帯が占める割合が上昇しています。特にひとり暮らし高齢者世帯数の増加が著しく、平成7年から令和2年の30年間で約8倍となっています。

■高齢者世帯の推移

| 単位:世帯 | H7 (1995) | H12 (2000) | H17 (2005) | H22 (2010) | H27 (2015) | R2 (2020) |
|-------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 総世帯 | 13,614 | 15,278 | 15,855 | 16,687 | 17,321 | 17,680 |
| 高齢者のいる世帯 | 3,167 | 4,028 | 5,235 | 6,801 | 8,320 | 9,148 |
| 構成比 | 23.3% | 26.4% | 33.0% | 40.8% | 48.0% | 51.7% |
| ひとり暮らし高齢者世帯 | 249 | 414 | 657 | 979 | 1,571 | 2,023 |
| 構成比 | 7.9% | 10.3% | 12.6% | 14.4% | 18.9% | 22.1% |
| 高齢者夫婦世帯 | 456 | 823 | 1,274 | 1,981 | 2,639 | 2,944 |
| 構成比 | 14.4% | 20.4% | 24.3% | 29.1% | 31.7% | 32.2% |
| 同居世帯 | 2,462 | 2,791 | 3,304 | 3,841 | 4,110 | 4,181 |
| 構成比 | 77.7% | 69.3% | 63.1% | 56.5% | 49.4% | 45.7% |

資料:国勢調査(各年10月1日現在)

■高齢者のいる世帯の推移



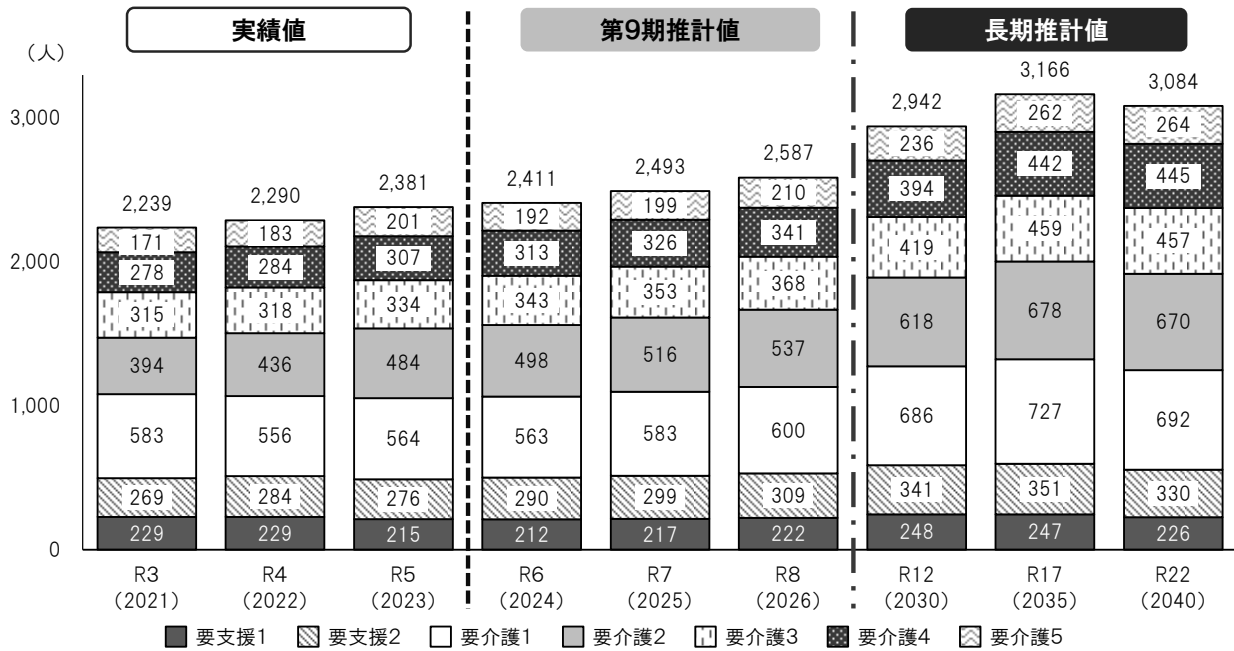
資料:国勢調査(各年10月1日現在)

4 要介護（要支援）認定者の状況

要介護(要支援)認定者数は、令和5年9月末現在で 2,381 人となっており、要介護1が最も多く、次いで要介護2、要介護3となっています。年齢別にみると、75-79 歳では 365 人である一方、80-84 歳では 605 人となっており、80 歳を境に大きく増加していることがうかがえます。

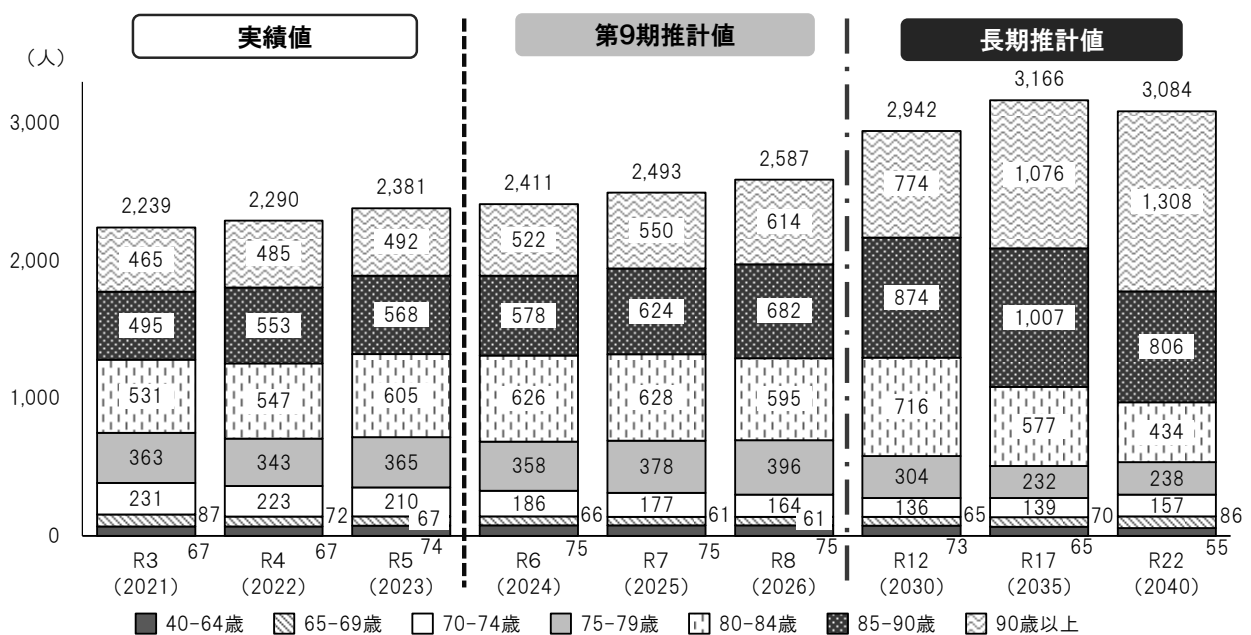
推計をみると、本計画の最終年度である令和8(2026)年では 2,587 人と増加が見込まれます。令和 17(2035)年には 3,166 人とピークに達し、その後減少に転じる見込みです。

■要介護（要支援）認定者数の推移と推計



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在） 推計値は独自推計

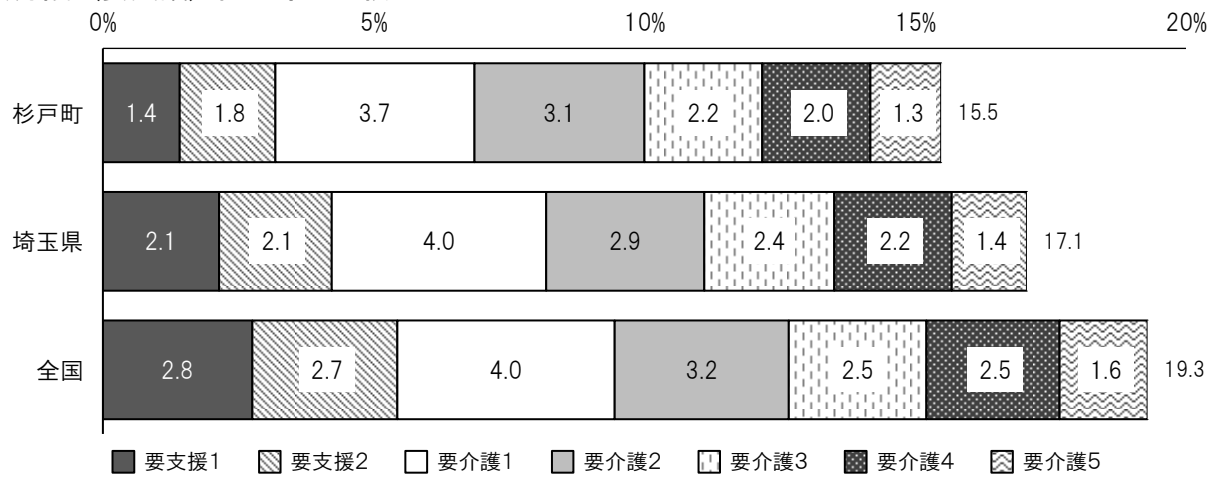
■要介護（要支援）認定者数の年齢別推移と推計



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在） 推計値は独自推計

第1号被保険者に占める要介護(要支援)認定率は、令和5年9月末現在で 15.5%となっており、全国及び埼玉県を下回っています。

■要介護（要支援）認定率の比較



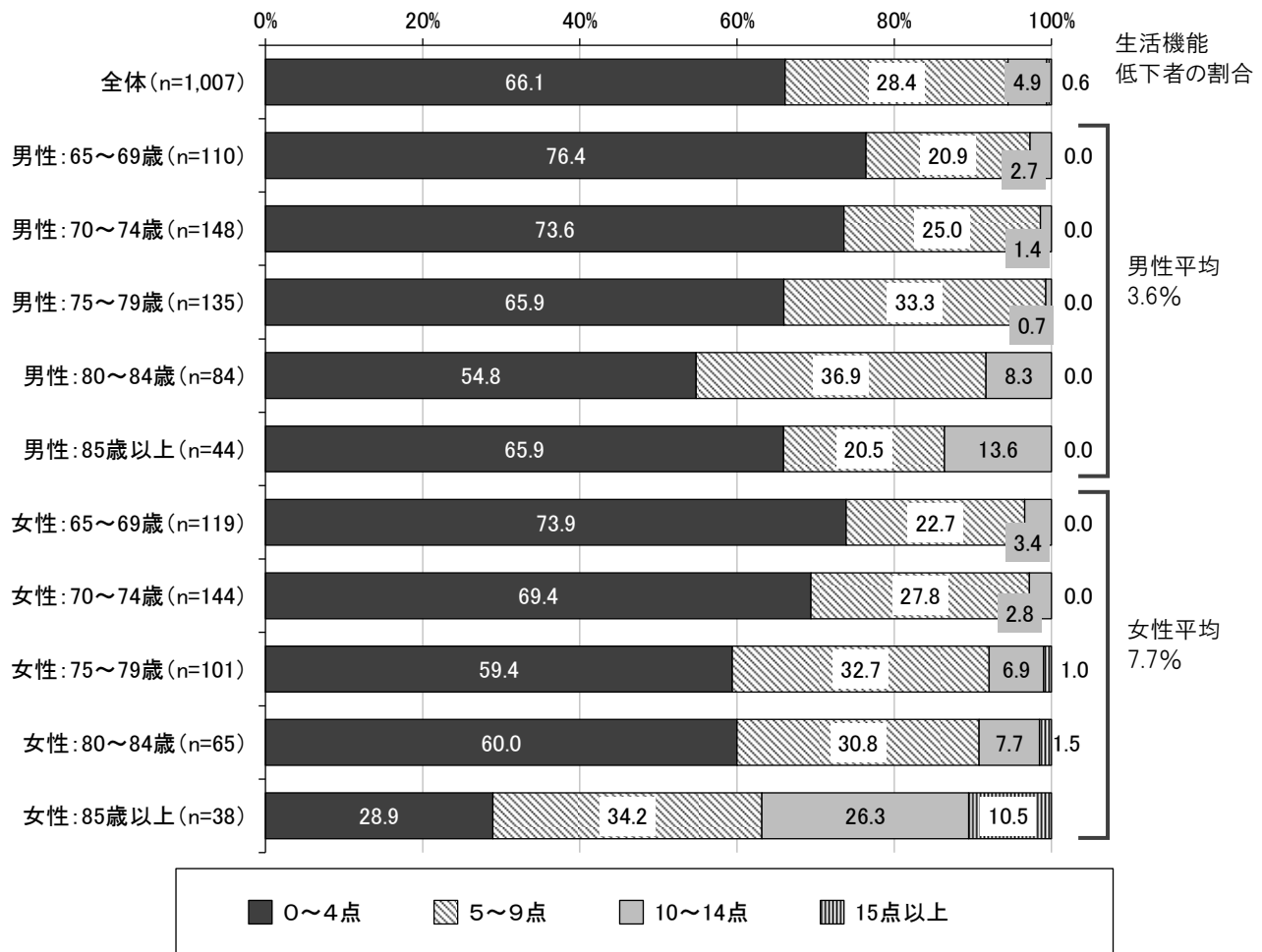
資料：介護保険事業状況報告(令和5年9月末現在)

第2節 アンケート調査結果の概要

01 【ニーズ調査】生活機能低下者 *該当項目にすべて回答した方のみ

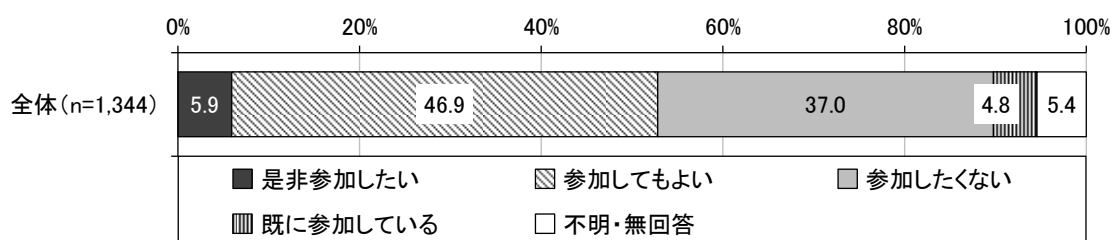
生活機能低下者(10点以上)について性別にみると、男性では3.6%、女性では7.7%と女性のリスクが高いことがうかがえます。

性年代別にみると、女性の85歳以上では36.8%と他の区分と比べて高くなっています。



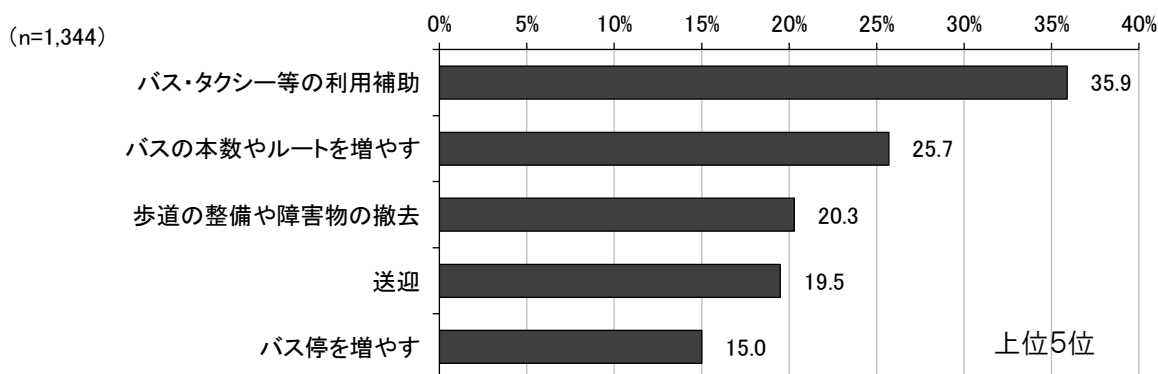
02 【ニーズ調査】健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向

「参加してもよい」が46.9%と最も高く、次いで「参加したくない」が37.0%、「是非参加したい」が5.9%となっています。



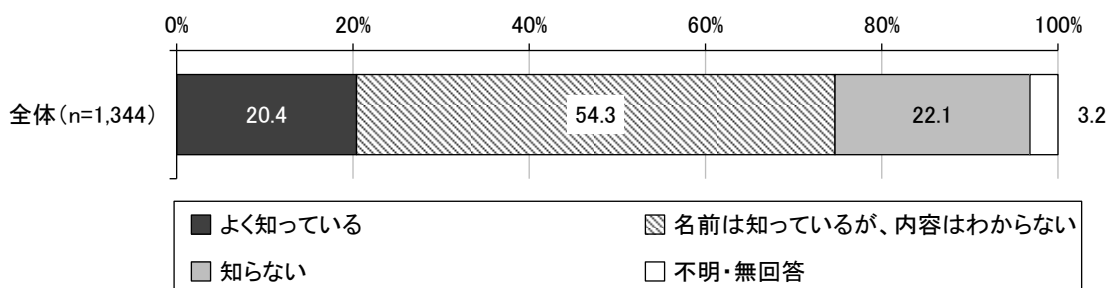
03 【ニーズ調査】移動時にあるとよい支援や配慮

「バス・タクシー等の利用補助」が 35.9%と最も高く、次いで「バスの本数やルートを増やす」が 25.7%、「歩道の整備や障害物の撤去」が 20.3%となっています。



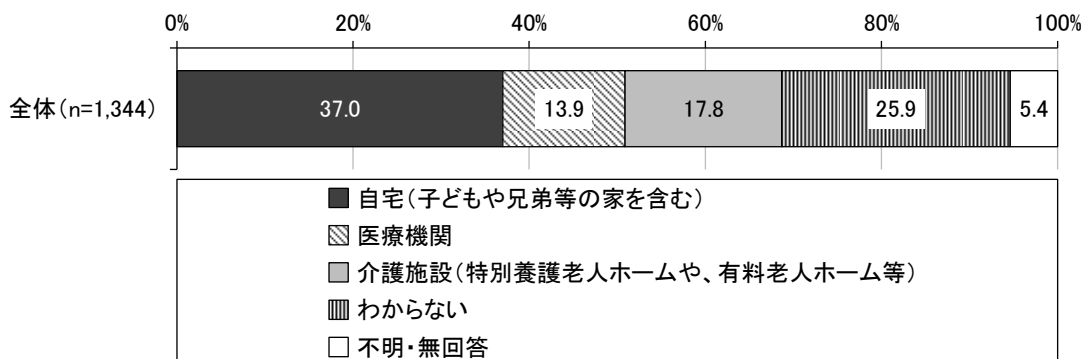
04 【ニーズ調査】成年後見制度の認知度

「名前は知っているが、内容はわからない」が 54.3%と最も高く、次いで「知らない」が 22.1%、「よく知っている」が 20.4%となっています。



05 【ニーズ調査】終末期の生活の場についての希望

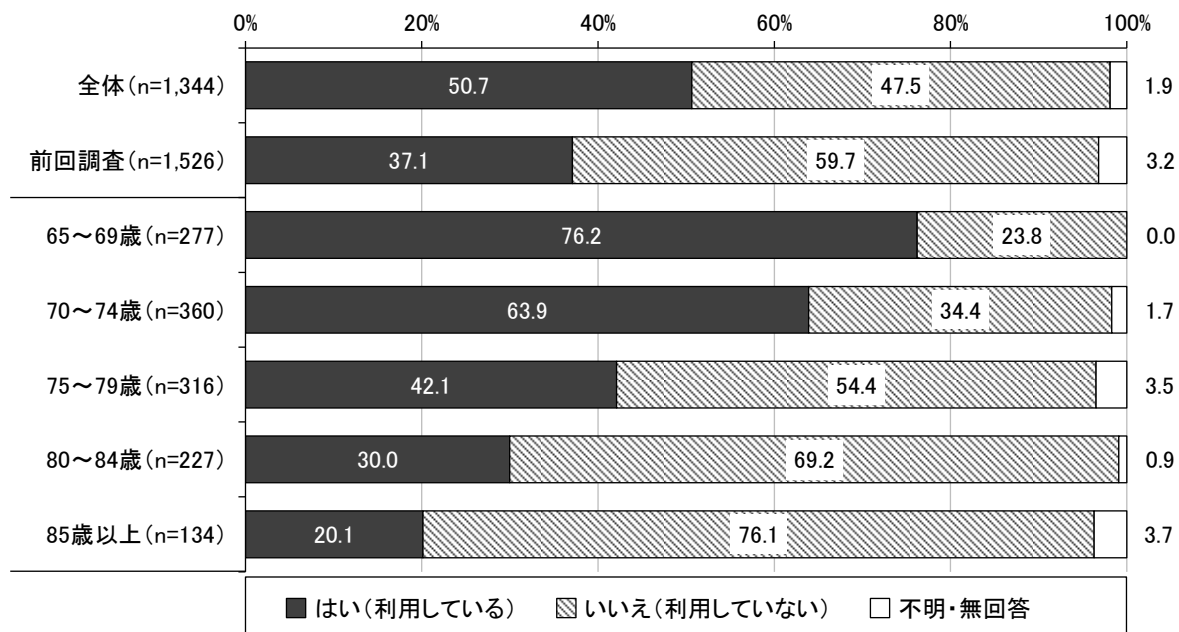
「自宅(子どもや兄弟等の家を含む)」が 37.0%と最も高く、次いで「わからない」が 25.9%、「介護施設(特別養護老人ホームや、有料老人ホーム等)」が 17.8%となっています。



06 【ニーズ調査】インターネットの利用状況

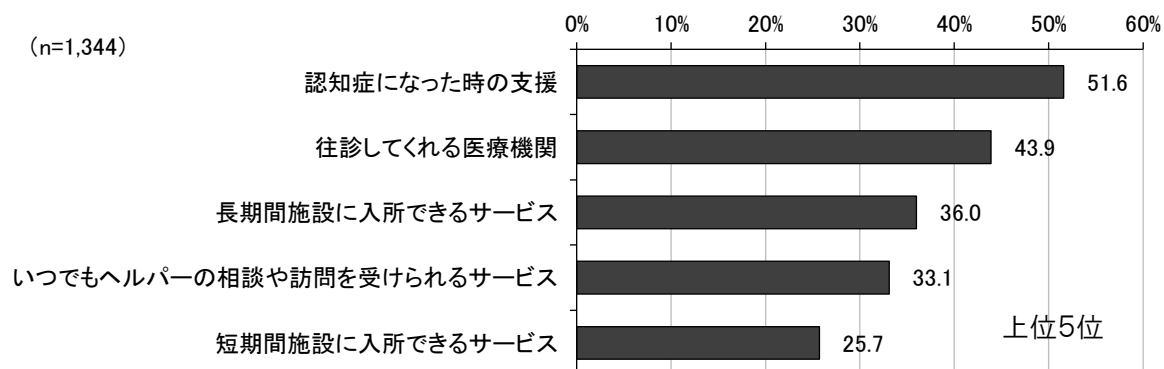
「はい(利用している)」が50.7%と、「いいえ(利用していない)」の47.5%を上回っており、前回と比較すると、「はい(利用している)」が10ポイント以上増加しています。

年代別にみると、年代が上がるにつれて「いいえ(利用していない)」が高くなっています。



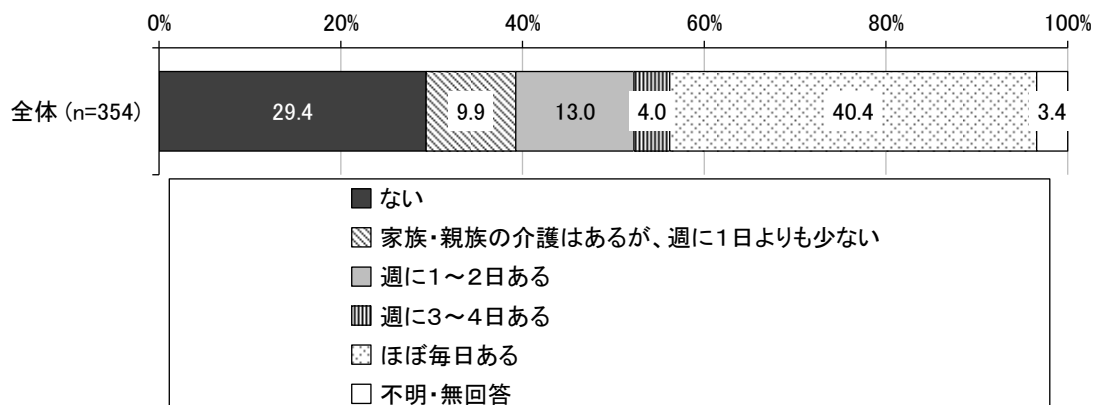
07 【ニーズ調査】住み慣れた地域で暮らし続けるために、充実してほしい高齢者に対する施策や支援

「認知症になった時の支援」が51.6%と最も高く、次いで「往診してくれる医療機関」が43.9%、「長期間施設に入所できるサービス」が36.0%となっています。



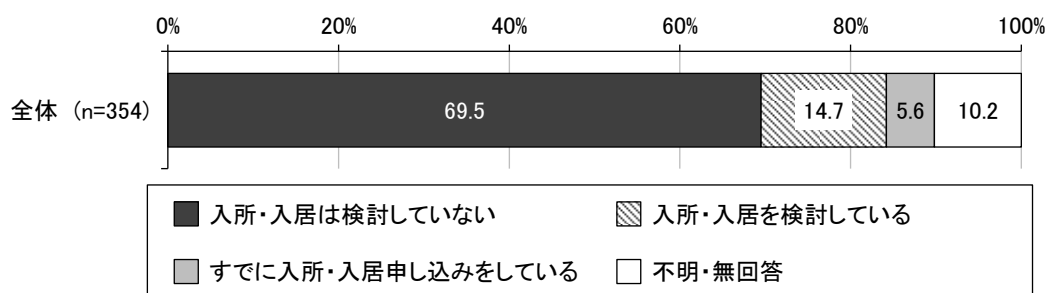
08 【在宅介護実態調査】ご家族やご親族の方からの介護の頻度

「ほぼ毎日ある」が40.4%、「ない」が29.4%、「週に1～2日ある」が13.0%となっています。



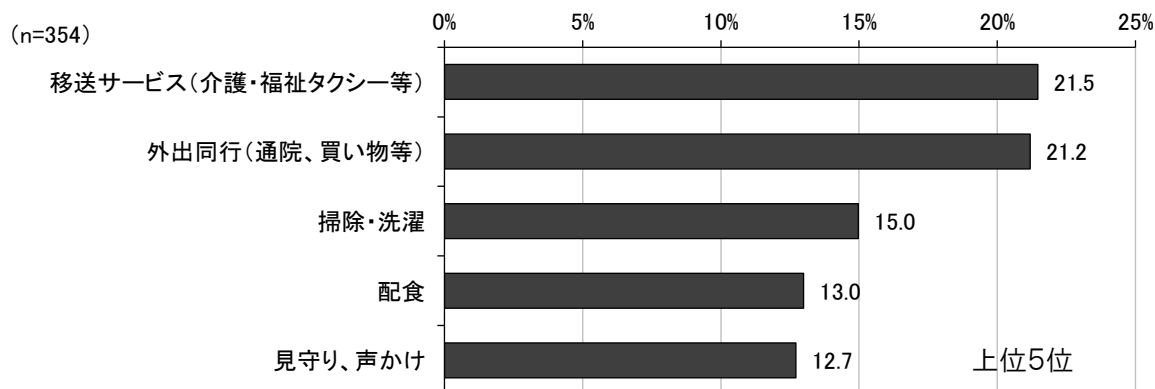
09 【在宅介護実態調査】現時点での、施設等への入所・入居の検討状況

「入所・入居は検討していない」が69.5%と最も多く、次いで「入所・入居を検討している」が14.7%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が5.6%となっています。



10 【在宅介護実態調査】今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

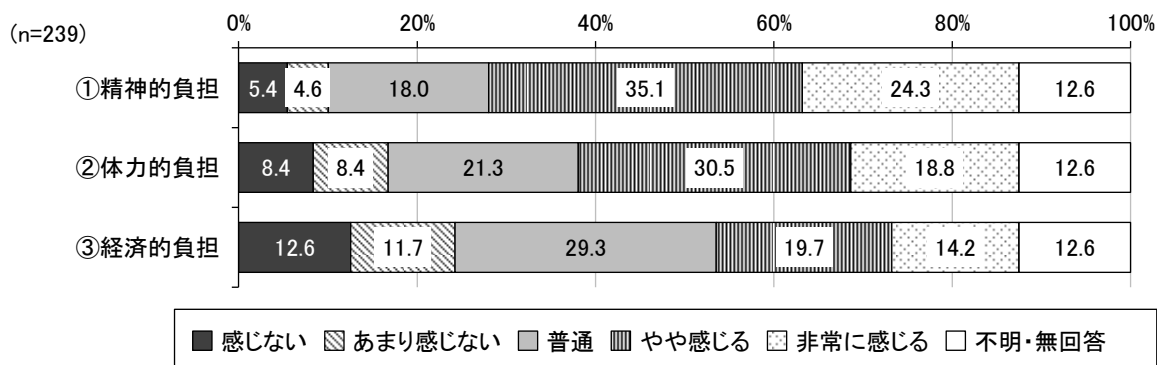
特になしを除くと、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が21.5%と最も高く、「外出同行(通院、買い物等)」が21.2%、「掃除・洗濯」が15.0%となっています。



11 【在宅介護実態調査】ケアの負担

*ご家族やご親族の方からの介護がある方で、介護者が回答している方のみ

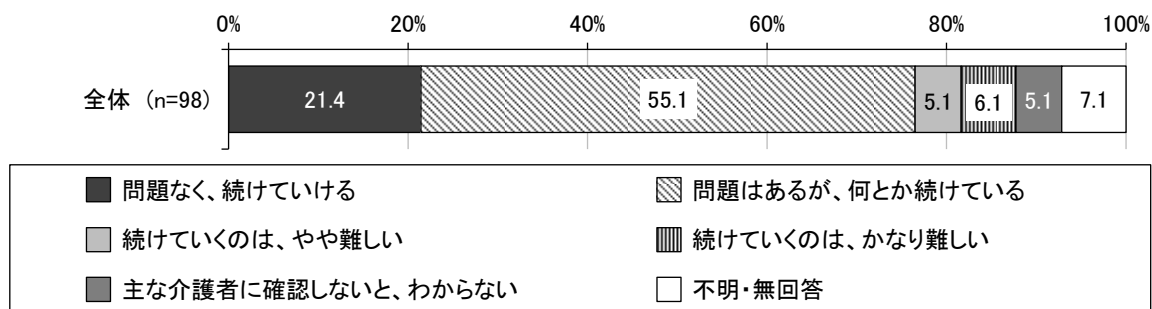
①精神的負担は、『感じる(「やや感じる」と「非常に感じる」の合計)』が 59.4%、②体力的負担は 49.4%、③経済的負担は 33.9%となっています。



12 【在宅介護実態調査】主な介護者の方の就労と介護の両立

*ご家族やご親族の方からの介護がある方で、介護者が就労している方のみ

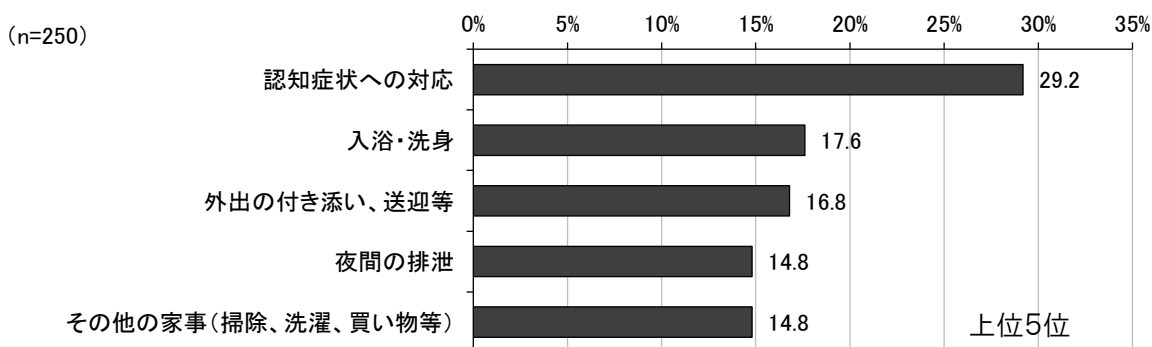
「問題はあるが、何とか続けていける」が 55.1%、「問題なく、続けていける」が 21.4%、「続けていくのは、かなり難しい」が 6.1%となっています。



13 【在宅介護実態調査】現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等

*ご家族やご親族の方からの介護がある方のみ

「認知症状への対応」が 29.2%と最も多く、次いで「入浴・洗身」が 17.6%、「外出の付き添い、送迎等」が 16.8%となっています。



第3節 第9期計画策定に向けた課題と方向性

1 介護予防や生きがいづくり・社会参加の促進

現状・課題

- 日常生活基本チェックリスト評価の結果、「生活機能低下者(10点以上)」の割合は、男性では3.6%(前回:3.5%)、女性では7.7%(前回:6.4%)となっており、前回調査と比較すると、男性では概ね同水準、女性では若干上昇しています。また、男性では80歳以上、女性では75歳以上で、生活機能低下者割合が高くなる傾向がみられます。
- 町では介護予防の取組として、[まいにち体操教室]、[いきいきあっぷ体操教室]、[げんき SUGI 体操]、[シニアサロン]等の通いの場を開催していますが、未参加者割合が7割を超えています。また、前回調査と比較して未参加者割合が上昇しています。<ニーズ調査 問5(1)>
- 健康づくり活動や趣味等のグループ活動に「既に参加している」は、1割未満ですが、半数以上の方が意欲的な回答(「是非参加したい」または「参加してもよい」となっており、意欲があっても実際の活動に結びついていない状況がうかがえます。<ニーズ調査 問5(3)>

☆高齢者が、身近な場所で気軽に介護予防を行い、健康を維持できるよう、通いの場等に参加しやすい環境づくりや、ニーズに合わせた活動メニューの充実等が求められます。また、参加していない(参加できない)高齢者への適切なアウトリーチの手法・実施体制についても検討が必要です。

☆高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するため、ボランティアや町内会・自治会、趣味関係のグループ活動に係る情報提供の充実や、町民のニーズに合わせた活動の場の提供等、効果的なアプローチが求められます。

2 認知症支援の充実

現状・課題

- 杉戸町では認知症予防としてコグニサイズや脳トレ体操の普及を行っているほか、認知症の方や家族の支援としてオレンジカフェ(すぎびよんカフェ)や、理解を深めるための認知症サポーター養成講座を実施しています。
- 日常生活基本チェックリスト評価における認知機能のリスク該当者について、65~84歳では4~5割台、85歳では6割を超えています。
- 主な介護者が不安に感じる介護等では、「認知症状への対応」が最も多くなっています。<在介調査 B 問7>

- 充実を求める高齢者施策でも、「認知症になった時の支援」が最も高くなっており、認知症支援のニーズの高まりがうかがえます。<ニーズ調査 問9(4)>
- 町では、認知症に関する基礎的知識を身につける「認知症サポーター」養成講座、認知症の人やその家族等が気軽に集える場である「オレンジカフェ(すぎびよんカフェ)」を開催しているものの、「認知症サポーター」の認知度は約1割、「オレンジカフェ(すぎびよんカフェ)」は約2割と、あまり認知されていない状況です。<ニーズ調査 問8(3)(4)>
- 成年後見制度の認知状況は、「名前は知っているが、内容はわからない」が半数以上、「知らない」が2割台前半となっています。また、85歳以上では「知らない」が他の年代と比べて高くなっています。<ニーズ調査 問11(1)>
- 成年後見制度の利用意向は、「わからない」が4割台半ば、「いいえ(利用したくない)」が約3割となっています。<ニーズ調査 問11(2)>
- 成年後見制度を頼みたい人について、ひとり暮らし高齢者では、「頼みたい人はいない」が高くなっています。<ニーズ調査 問11(4)>



☆認知症になっても地域で安心して生活できるよう、認知症に関する正しい知識を普及させ、認知症予防や重症化防止につなげることが重要です。また、介護離職を防止するため、認知症の人や家族のニーズに合わせた支援策の充実等が求められます。

☆杉戸町では高齢単身者世帯や高齢夫婦世帯が増加しており、ひとり暮らしの認知症高齢者や、身近に頼れる親族のいない高齢者等の増加が見込まれます。住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の周知を進め、適切な利用促進につなげることが必要です。

3 外出支援

現状・課題

- 杉戸町では地域で実施可能な移送サービスについての検討を行っています。
- 移動手段で困っている人の割合は、全体で1割台前半であるものの、年代が上がるにつれて上昇し、80歳以上では2割を超えています。<ニーズ調査 問2(10)>
- 移動時に求める支援や配慮では、「バス・タクシー等の利用補助」、「バスの本数やルートを増やす」が上位となっています。<ニーズ調査 問2(11)>
- 有償ボランティアの利用意向は1割以下と高くはないものの、活用シーンとしては、買い物や病院の移動支援に対するニーズが高くなっています。<ニーズ調査 問9(3)、問9(3)①>
- 今後の在宅生活の継続に必要だと感じる支援・サービスでは、「移送サービス」、「外出同行」が上位となっており、外出支援の需要がうかがえます。<在介調査 A 問9>

☆外出に係る費用負担の軽減や、交通機関の利便性の向上等により、高齢者が外出しやすい環境づくりを進めることが重要です。また、利用者の多様なニーズに対応できるよう、地域で実現可能な移送サービスなど、地域と連携した移動手段の確保・維持も必要です。

4 在宅生活支援の充実

現状・課題

- 施設等への入所・入居の検討状況についてみると、約7割が「入所・入居は検討していない」となっており、在宅生活継続の意向がうかがえます。〈在介調査 A 問 10〉
- 介護が必要となった場合に「自宅で介護を受けたい」が約6割となっています。〈ニーズ調査 問10(1)〉また、終末期の生活の場の希望についても「自宅」が最も高くなっています。〈ニーズ調査 問10(3)〉
- 住み慣れた地域で暮らし続けるために充実してほしい支援では、「往診してくれる医療機関」等の医療・福祉ニーズや、「食事や日用品等の宅配サービス」等の生活支援ニーズが高くなっています。〈ニーズ調査 問9(4)〉

☆可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくためには、切れ目ない在宅医療と介護の一体的な提供が重要です。在宅医療や介護関係者とのネットワークを構築し、在宅での医療ニーズに、柔軟に対応できる体制づくりが求められます。

☆ボランティア、NPO、事業者等、多様な事業主体が生活支援サービスを提供できる体制整備を進め、地域での支え合い活動を拡充させることも重要です。

5 介護者への支援

現状・課題

- 家族や親族からの介護頻度について、「受けていない」は約3割である一方、「ほぼ毎日」が約4割となっています。〈在介調査 A 問2〉
- 介護者の精神的・体力的・経済的負担については、「負担を感じる」が4割台半ばとなっており、特に、精神的負担では約6割となっています。〈在介調査 B 問9①～④〉
- 介護者のケアに関する悩みや不満、愚痴を話せる人が「いない」は、1割台半ばとなっており、特に男性の介護者では2割を上回っています。〈在介調査 B 問 12〉
- 主な介護者の働き方等の調整について、「特に行っていない」が4割を超えており、残る半数以上の人は何らかの調整を余儀なくされている状況がうかがえます。〈在介調査 B 問4〉

- 主な介護者の仕事と介護の両立について、「問題はあるが、何とか続けていける」が5割台半ば、「続けていくのは難しい」が1割台前半と、仕事と介護の両立に関して何らかの問題を抱えつつも、労働環境の調整が困難な人がいることがうかがえます。〈在介調査 B 問6〉
- 住み慣れた地域で暮らし続けるために充実してほしい施策や支援で「家族介護者への支援」が約4人に1人の割合となっており、在宅生活を支えるうえでの重要な要素であることがうかがえます。〈ニーズ調査 問9(4)〉

☆介護者がひとりで悩みを抱え込むことがないように、介護に関する相談窓口や介護者同士の交流機会の充実が大切です。また、事業所や地域、ボランティア等と連携し、レスパイトケアを進めることも重要です。

☆在宅生活の継続に向けて、企業等と連携し、経済的な支援や介護休業・介護休暇の利用を進めるなど、仕事と介護を両立できる職場環境づくりが求められます。

6 情報提供等における ICT の活用

現状・課題

- インターネットの利用状況をみると、前回より「利用している」が 10 ポイント以上増加し、「利用していない」を上回っています。特に、前期高齢者の利用者割合は、6～7割となっており、インターネットの普及がうかがえます。〈ニーズ調査 問4(20)〉
- 介護者が望むサポートでは、「福祉サービスに関する情報」が最も多く、約3人に1人の割合となっています。〈在介調査 B 問 15〉
- 現在は、高齢者福祉に関する情報の入手先について、「ラジオ・テレビ・インターネット」は2割台半ばであるものの、さらなるインターネットの利用拡大が予想されます。〈ニーズ調査 問9(1)〉

☆今後のインターネットの利用拡大を踏まえ、ICT を活用した情報提供や、ソーシャルメディアによるコミュニケーション等の検討が求められます。また、併せて、高齢者が ICT ツールについて学べる機会の創出等、情報格差の解消に向けた取組も必要です。

第 3 章

基本理念と基本方針

第1節 基本理念

団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据えて、高齢者が生涯にわたって住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができ、また、積極的に社会参画することで、個人の尊厳やその人らしい生き方が尊重され、自分らしく安心して生活していくことができるよう、着実に計画を進める必要があります。

第6次杉戸町総合振興計画の未来像では、「自らの健康を守りながら安心して暮らせるまち」を掲げており、地域の仲間と一緒に活動することや、自分に合った健康づくりに取り組むことで、人とのつながりを持ちながら、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を実現できる環境づくりが求められています。

そこで、本計画では、杉戸町の高齢者を取り巻く社会情勢を見極めながら、新たな課題にも対応していくため、第8期計画に引き続き「誰もがいきいきと自分らしく暮らせるまち」を基本理念とします。

基本理念

「誰もがいきいきと自分らしく暮らせるまち」



第2節 基本方針

基本理念の実現に向けて、4つの基本方針を軸に施策を展開します。

基本方針1 健康づくりと介護予防の充実(健康寿命の延伸)

- ◆高齢者が生涯にわたり心身ともに健康でいきいきと暮らすことができるよう、介護予防や健康づくりを推進します。
- ◆健康寿命の延伸につながるよう、「まいにち体操教室」、「げんきSUGI体操」など通いの場の充実を図り、高齢者の社会参加や地域とのつながりづくりを促します。

基本方針2 在宅生活支援の充実

- ◆介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、切れ目のない在宅医療と、医療・介護の連携強化に努めます。
 - ◆認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人やその家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として、「認知症基本法」や「認知症施策推進計画」等を踏まえた認知症施策を推進していきます。
 - ◆介護・予防・医療・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の一層の深化・推進に取り組みます。
- ※「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望をもって認知症とともに生きる。また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味。
- ※「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味。

基本方針3

地域みんなで支え合い・交流のある社会づくりへの支援

- ◆高齢者が生きがいを持ち、多様な地域活動への参加を通じて、地域とのつながりを保ちながら社会で役割をもって活躍できるよう、高齢者の就労や社会参加を促進します。
- ◆生活支援コーディネーターと協議体が連携し、地域の様々な資源を活用しながら、町民同士の支え合いの地域づくりを推進します。

基本方針4

高齢者にやさしいまちづくりの推進

- ◆高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、関係機関や庁内横断的な連携・協力のもと、災害や犯罪などから高齢者を守る安心・安全なまちを目指します。
- ◆高齢者の虐待防止や成年後見制度の利用促進など、高齢者の権利擁護の取組を推進します。
- ◆高齢者だけでなくすべての町民が暮らしやすいまちに向けて、道路や公園等を整備し、福祉のまちづくりを進めます。
- ◆団塊の世代の後期高齢者の増加に伴う要介護認定者数の増加や、今後さらに増大が見込まれる介護需要に対応するため、多様な介護の受け皿となっている有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など、県と連携を図りながらサービス基盤を整備し、住宅に係る情報を積極的に提供します。
- ◆すぎとピアなどの公共施設等を有効に活用し、健康づくりや生きがいづくりの拠点とするとともに、高齢者が身近な地域で自主的な活動ができるよう支援します。

第3節 計画の体系

| 基本理念 | 基本方針 | 施策の方向性 |
|---------------------|------------------------------|-------------------------|
| 誰もがいきいきと自分らしく暮らせるまち | 1. 健康づくりと介護予防の充実(健康寿命の延伸) | 1 健康増進事業の充実 |
| | | 2 地域支援事業の総合的な推進 |
| | 2. 在宅生活支援の充実 | 1 生活支援等の充実 |
| | | 2 家族介護支援の充実 |
| | | 3 地域ケア会議と適切なケアマネジメントの推進 |
| | | 4 相談支援・情報提供の充実 |
| | | 5 在宅医療・介護連携の推進 |
| | | 6 認知症施策の推進 |
| | 3. 地域みんなで支え合い・交流のある社会づくりへの支援 | 1 生きがい活動の充実 |
| | | 2 就労機会の充実 |
| | | 3 自主的活動・地域交流の促進 |
| | | 4 生活支援サービスの体制整備 |
| | 4. 高齢者にやさしいまちづくりの推進 | 1 居住環境の整備 |
| | | 2 安全な生活の確保 |
| | | 3 高齢者の権利擁護 |
| | | 4 介護保険施設以外の入所・入居施設の確保 |
| | | 5 既存施設の利用促進・有効活用 |
| | | 6 保健・医療・福祉情報の提供 |

第4節 SDGs 推進に向けた取組

(1) SDGs とは

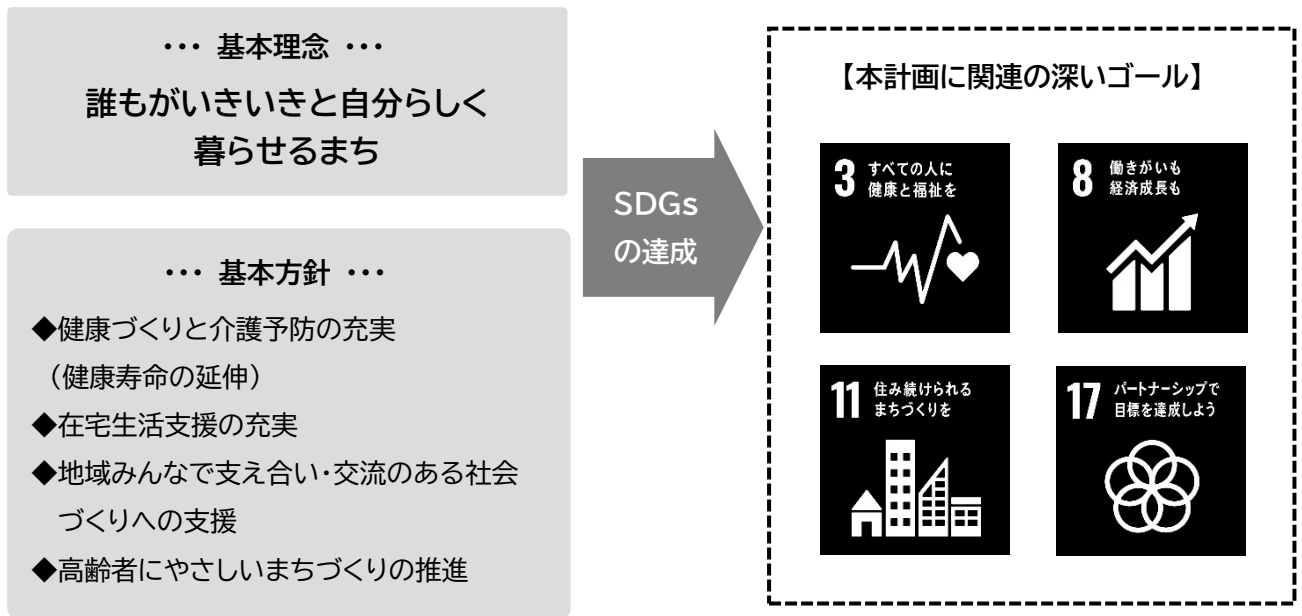
SDGs(エスディージーズ)とは、平成 27 年9月の国連サミットにおいて、日本を含む全 193 国の合意により採択された、令和 12(2030)年までに達成すべき国際目標です。

17 のゴール(目標)とそれに連なり具体的に示された 169 のターゲットから構成された国際社会全体の共通目標です。



(2) SDGs の取組

SDGsはグローバルな課題の解決に向けて各国が取り組む国際目標ですが、これらを達成するには自治体レベルでの取組が不可欠です。本計画で定める基本理念実現や基本方針に掲げる目標の施策を推進することは、SDGsが定めるゴールへとつながっていきます。



第 4 章

施策の展開

第1節 健康づくりと介護予防の充実（健康寿命の延伸）

1 健康増進事業の充実

(1)健康教育

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | <p>○「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的に、集団健康教育を実施しています。</p> <p>○誰もが自主的に健康を維持していくことができるよう、健康に関する正しい知識を普及するため、各種健康教育を実施しているほか、食習慣や運動習慣についての正しい知識を普及し、生活習慣改善のための行動変容を促すため、講演会や料理教室、ヘルストレニング教室等を実施しています。</p> <p>○さらに、地域において活動する団体へ理学療法士等の専門職を派遣することにより、住民主体となる介護予防活動を活性化し、地域づくりによる活動強化を図っています。</p> <p>○今後も、健康増進事業として生活習慣病の予防その他健康に関する事項について正しい知識の普及を図り、地域へ健康づくりを広めていけるよう人材を育成していくことが必要です。</p> |
| 施策の方向 | <p>◆要介護状態を招く骨粗しょう症や生活習慣病について、積極的に健康教育を実施し健康寿命の延伸を目指します。</p> <p>◆60歳以上の方については、ふるさと元気村において筋力向上トレーニングを実施し、健康増進に努めます。</p> <p>◆理学療法士、健康運動指導士等の協力を得て、専門的指導内容の充実を図ります。</p> <p>◆住民主体の通いの場などの多様な介護予防活動の充実を図ります。</p> |
| 担当課等 | 健康支援課(保健センター)、社会福祉協議会、高齢介護課 |

■集団健康教育の実施状況

| 区分 | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度(見込) | |
|-----|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|
| | 実施回数 (回) | 延参加者数 (人) | 実施回数 (回) | 延参加者数 (人) | 実施回数 (回) | 延参加者数 (人) |
| 病態別 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 一般 | 14 | 100 | 20 | 205 | 20 | 200 |
| 合計 | 14 | 100 | 20 | 205 | 20 | 200 |

■ふるさと元気村（トレーニング機器一般利用事業）の実施状況・目標量

| 区分 | 第8期計画実績 | | | 第9期計画目標量 | | |
|-----------------|---------|-------|---------------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 事前講習実施回数 (回) | 12 | 11 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 新規登録者(人) | 48 | 46 | 55 | 60 | 65 | 70 |
| 延利用者数(人) | 4,836 | 7,171 | 7,440 | 7,680 | 7,920 | 8,160 |

(2)健康相談

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | <p>○重点健康相談、総合健康相談を実施しています。</p> <p>○重点健康相談は、高血圧、脂質異常症、糖尿病、歯周疾患、骨粗しょう症、女性の健康、病態別(肥満・心臓病等)の健康相談となっています。</p> <p>○また、総合健康相談は、個人の心身の健康に関する一般的な事項について総合的に指導・助言を行っています。精神保健に関する相談についても、電話や面接相談等にて随時、相談に対応しています。</p> <p>○健康相談は、毎週金曜日、また、栄養相談は月1回実施しており、電話相談などは随時行っています。</p> <p>○今後も、継続して対応する体制を整備していく必要があります。</p> |
| 施策の方向 | <p>◆重点健康相談については、個人の食生活、運動その他の生活習慣を勘案して行う必要があり、住民からの相談に対応します。</p> <p>◆総合健康相談については、多様な相談のニーズに応じられるよう保健師、管理栄養士が対応します。</p> <p>◆精神保健相談については、保健師等が相談に対応し、必要に応じて保健所や関係機関と連携し、適切な専門機関につなげるよう、助言・支援を行います。</p> |
| 担当課等 | 健康支援課(保健センター) |

■健康相談の実施状況

| 区分 | 第8期計画実績 | | |
|------------------|---------|-------|-----------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度(見込) |
| 重点健康 延相談者数(人) | 0 | 2 | 1 |
| 総合健康 延相談者数(人) | 65 | 39 | 45 |
| 精神保健 延相談者数(人) | 18 | 20 | 15 |
| 合計 | 83 | 61 | 61 |

(3)各種健康診査

| | |
|-------|---|
| 現況と課題 | <p>○生活習慣病やがん等の早期発見と予防対策の一環として、各種健康診査を実施しています。</p> <p>○子宮頸がん、乳がん検診については、保健センターの集団検診、指定医療機関による個別検診を実施しています。</p> <p>○胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん検診については、保健センターでの集団検診を実施しています。特定健康診査との同時実施や各がん検診の同時実施により、住民の利便性に配慮しています。</p> <p>○骨粗しょう症検診は、年齢にかかわらず食生活や運動習慣の改善を図ることが重要であることから、20歳以上の女性を対象に実施しています。</p> <p>○杉戸町国民健康保険では、40歳以上の被保険者を対象に、特定健康診査(集団・個別)、特定保健指導を実施しています。</p> <p>○受診率及び住民の利便性向上のため、インターネットによる先行予約・随時予約を実施しています。</p> <p>○今後も、受診率向上に向け、受診しやすい環境の整備、効果的な受診勧奨等について、関係機関との連携を強化し、取組を進めていく必要があります。</p> |
| 施策の方向 | <p>◆がん検診については、実施方法や精度管理の見直し等、効果的な実施に努め、また、がん検診推進事業を実施し、若年層への受診勧奨・周知・啓発を図ります。</p> <p>◆骨粗しょう症検診については、若い世代の受診者の拡大、さらに検診から保健指導、予防教室までの一連の事業において、住民の意識を高める事業展開に努めます。</p> <p>◆特定健康診査とがん検診を同時に実施し、住民の利便性に配慮します。</p> <p>◆特定保健指導対象者に、保健師・管理栄養士による特定保健指導を実施し、生活習慣改善を支援します。</p> |
| 担当課等 | 町民課、健康支援課(保健センター) |

■胃がん検診の実施状況

| 区分 | 第8期計画実績 | | |
|---------|---------|--------|-----------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度(見込) |
| 対象者数(人) | 14,207 | 14,492 | 14,492 |
| 受診者数(人) | 1,249 | 1,211 | 1,332 |
| 受診率(%) | 8.8 | 8.4 | 9.2 |

注:対象者は、40歳以上。

■肺がん検診の実施状況

| 区分 | 第8期計画実績 | | |
|---------|---------|--------|-----------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度(見込) |
| 対象者数(人) | 14,207 | 14,492 | 14,492 |
| 受診者数(人) | 1,758 | 1,694 | 1,728 |
| 受診率(%) | 12.4 | 11.7 | 11.9 |

注:対象者は、40歳以上。

■大腸がん検診の実施状況

| 区分 | 第8期計画実績 | | |
|---------|---------|--------|-----------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度(見込) |
| 対象者数(人) | 14,207 | 14,492 | 14,492 |
| 受診者数(人) | 2,263 | 2,108 | 2,124 |
| 受診率(%) | 15.9 | 14.5 | 14.7 |

注:対象者は、40歳以上。

■乳がん検診の実施状況

| 区分 | 第8期計画実績 | | |
|---------|---------|-------|-----------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度(見込) |
| 対象者数(人) | 8,672 | 8,592 | 8,592 |
| 受診者数(人) | 779 | 698 | 756 |
| 受診率(%) | 14.2 | 16.5 | 17.1 |

注:受診率については国の「がん検診実施のための指針」に基づく受診率。対象者は、40歳以上の女性。

■子宮頸がん検診の実施状況

| 区分 | 第8期計画実績 | | |
|---------|---------|-------|-----------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度(見込) |
| 対象者数(人) | 10,243 | 9,857 | 9,857 |
| 受診者数(人) | 1,120 | 926 | 1,000 |
| 受診率(%) | 17.7 | 20.2 | 20.9 |

注:受診率については国の「がん検診実施のための指針」に基づく受診率。対象者は、20歳以上の女性。

■特定健康診査の実施状況

| 区分 | 第8期計画実績 | | |
|---------|---------|-------|-----------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度(見込) |
| 対象者数(人) | 7,499 | 6,998 | 7,199 |
| 受診者数(人) | 2,845 | 2,649 | — |
| 受診率(%) | 37.9 | 37.9 | — |

■特定健康診査の目標量

| 区分 | 第9期計画目標量 | | |
|--------|----------|-------|-------|
| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 受診率(%) | 45.0 | 48.0 | 51.0 |

■特定保健指導の実施状況

| 区分 | 第8期計画実績 | | |
|---------|---------|-------|-----------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度(見込) |
| 受診者数(人) | 108 | 92 | 78 |

(4)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施【新規】

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | ○高齢者の保健事業を国民健康保険事業や介護保険制度の地域支援事業と一体的に実施します。 |
| 施策の方向 | ◆健康状態が不明な高齢者を特定し、希望者に対して個別訪問を行います。 ◆保健師等が通いの場に積極的に関与し、フレイル予防(運動・栄養・口腔等)に取り組みます。 |
| 担当課等 | 町民課、高齢介護課、健康支援課 |

■個別訪問の実施状況・目標量

| 区分 | 第8期計画実績 | | | 第9期計画目標量 | | |
|--------|---------|-------|---------------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 実人数(人) | — | — | 4 | 5 | 未定 | 未定 |
| 延人数(人) | — | — | 8 | 15 | 未定 | 未定 |

注:令和5年度より事業開始。

■通いの場への積極的な関与等の実施状況・目標量

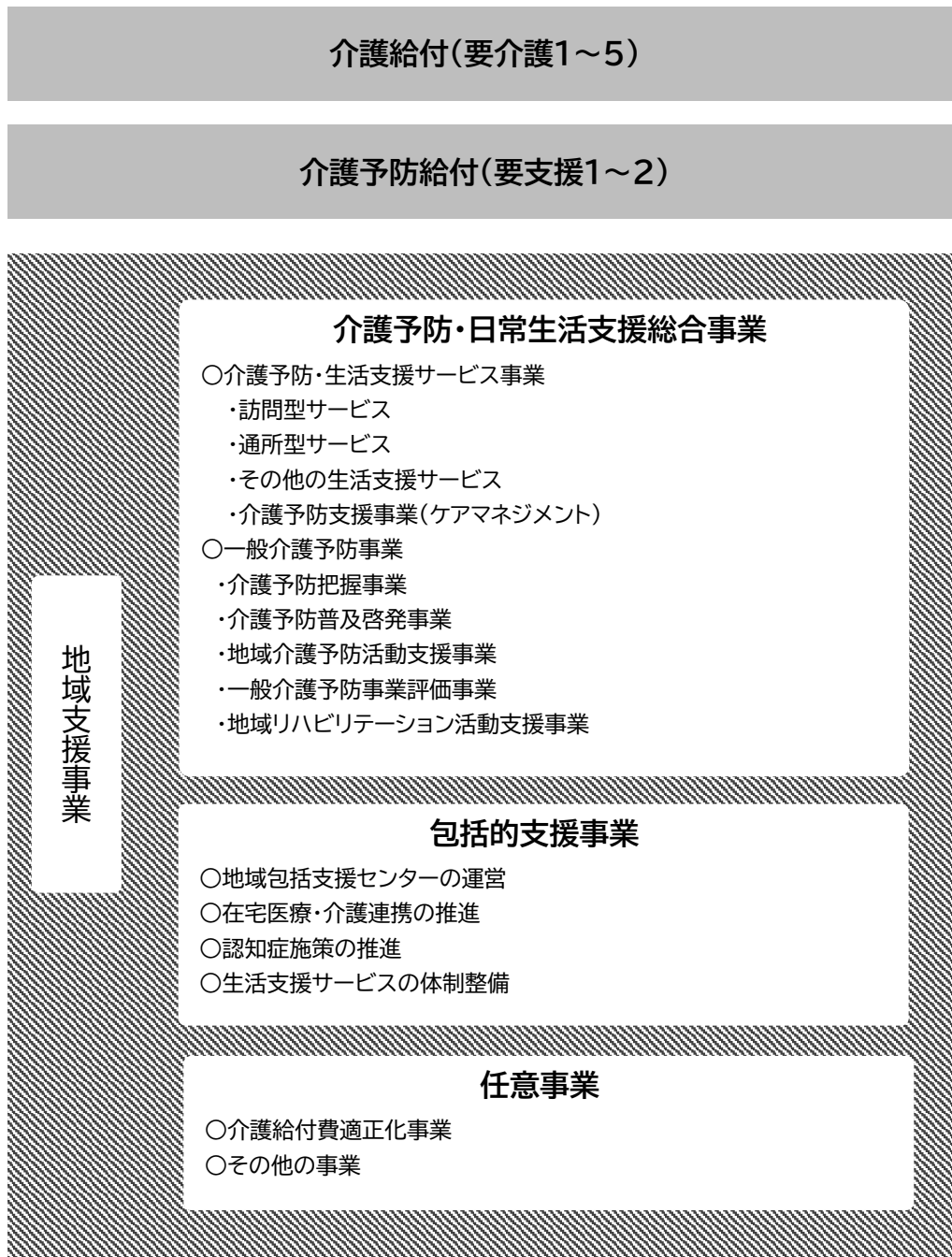
| 区分 | 第8期計画実績 | | | 第9期計画目標量 | | |
|---------|---------|-------|---------------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 実箇所(箇所) | — | — | 2 | 5 | 未定 | 未定 |
| 延箇所(箇所) | — | — | 6 | 15 | 未定 | 未定 |

注:令和5年度より事業開始。

2 地域支援事業の総合的な推進

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、介助が必要となった場合においても、重度化を防止し、可能な限り地域において自立した日常生活を送ることができるよう支援するものです。「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」から成り立ちます。

■地域支援事業の構成



(1)介護予防・生活支援サービス事業の充実

要支援者等の多様なニーズに対応するため、介護事業所による訪問介護、通所介護のサービスに加え、地域における住民主体の団体やボランティア等、インフォーマルサービスを活用しながら支援できる多様なサービスについて、地域の実情を踏まえながら実施していきます。

①訪問型サービス

要支援者等に対し、掃除、洗濯などの日常生活上の支援を提供するサービスで、地域の実情に応じたサービス内容や提供体制の整備に努めます。

■訪問型サービス

| サービス種別 | 内容 |
|---------------|--------------------------|
| 訪問介護 | 介護予防訪問介護を提供 |
| 緩和した基準によるサービス | 生活援助などを提供 |
| 住民主体による支援 | 住民主体の自主活動として行う生活援助などの提供 |
| 短期集中予防サービス | 保健師等、専門職による居宅での相談指導などの提供 |
| 移動支援 | 移動前後の生活支援の提供 |

■訪問型サービスの給付状況

| 区分 | 第8期計画実績 | | | 第9期計画見込量 | | |
|---------|------------|-----------|---------------|-----------|-----------|-----------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 給付件数(件) | 806 | 621 | 708 | 729 | 751 | 774 |
| 給付金額(円) | 10,944,687 | 8,327,208 | 8,565,818 | 8,822,793 | 9,087,477 | 9,360,101 |

②通所型サービス

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供するサービスで、地域の実情に応じたサービス内容や提供体制の整備に努めます。

■通所型サービス

| サービス種別 | 内容 |
|---------------|--|
| 通所介護 | 従来の介護予防通所介護を提供 |
| 緩和した基準によるサービス | ミニデイサービスや運動・レクリエーションを提供 |
| 住民主体による支援 | 体操・運動などの自主的な通いの場を提供 |
| 短期集中予防サービス | 保健・医療の専門職による生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善などのプログラムの提供 |

■通所型サービスの給付状況

| 区分 | 第8期計画実績 | | | 第9期計画見込量 | | |
|---------|------------|------------|---------------|------------|------------|------------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 給付件数(件) | 1,126 | 952 | 996 | 1,026 | 1,057 | 1,089 |
| 給付金額(円) | 25,378,481 | 20,462,543 | 21,036,194 | 21,667,280 | 22,317,298 | 22,986,817 |

③その他の生活支援サービス

地域における自立した日常生活の支援のための事業です。要支援者などに対して、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われるサービスで、住民ボランティア等の担い手を養成しながら、移動支援、買い物及びゴミ出し支援等、住民主体の取組を推進します。

④介護予防支援事業(ケアマネジメント)

総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう、地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、適切な事業が包括的かつ効率的に提供され、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成し、援助を行います。

また、要支援者に加えて、要介護認定者も高齢者の希望に応じて総合事業の対象とすることが可能になることから、その周知を行います。

(2)一般介護予防事業の充実

一般介護予防事業は、高齢者が誰でも参加することができる住民主体の通いの場として、また運営・参加する高齢者自身の介護予防としても今後重要な事業です。さらに、人と人とのつながりから地域づくりを推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域となるよう実施します。

①介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等を活用することで、生活機能の低下等により、要介護・要支援状態になる恐れのある高齢者を早期発見するとともに、介護予防活動へつなげていきます。

②介護予防普及啓発事業

介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するため、各地区でのシニアサロン、老人クラブ等、高齢者が多く集まる機会を利用して、低栄養や認知症予防、口腔機能向上等の介護予防に関する情報を提供し、地域における自主的な介護予防のための活動を支援します。

③地域介護予防活動支援事業

高齢者が地域で支え合い安心して暮らすことができるよう、介護予防に資する地域活動・組織の育成・支援や、介護予防サポーター養成講座等、ボランティア人材の育成に努めます。

介護予防に資する活動を行う自主的な地域の団体については、活動支援や活動意欲を継続するための支援等、特性に合わせた活動の支援を進めます。

■まいにち体操教室

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | ○定例的な事業として、周知方法の工夫を通じて参加者数の拡大を図り、介護予防の啓発を進めています。参加者の運動機能向上への意識は高まっており、継続する参加者が増えてきています。しかし、新規の参加者が伸び悩んでいることが課題となっています。 |
| 施策の方向 | ◆年間を通じて体操ができる場の提供を行い、高齢者自身の介護予防の推進に努めます。 |
| 担当課等 | 高齢介護課 |

■まいにち体操教室の実施状況・目標量

| 区分 | 第8期計画実績 | | | 第9期計画目標量 | | |
|--------------|---------|-------|---------------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 参加人数(人) | 184 | 174 | 173 | 280 | 280 | 280 |
| 実施回数(回) | 240 | 240 | 240 | 180 | 180 | 180 |
| 参加延人数 (人) | 3,217 | 3,978 | 3,979 | 6,440 | 6,440 | 6,440 |

■いきいきあっぷ体操教室

| | |
|-------|---|
| 現況と課題 | ○団体からの依頼により公民館や自治会の集会所等へ介護予防サポーターが出向き、介護予防教室の普及啓発を実施しています。 ○今後も高齢者が介護予防や健康づくりに関心が持てるよう、地域の団体を通じて啓発していく必要があります。 |
| 施策の方向 | ◆介護予防サポーター養成講座で育成したサポーターと連携し、介護予防活動の普及に努めます。 |
| 担当課等 | 高齢介護課 |

■いきいきあっぷ体操教室の実施状況・目標量

| 区分 | 第8期計画実績 | | | 第9期計画目標量 | | |
|---------------|---------|-------|---------------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 実施団体数 (団体) | 9 | 11 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 開催回数(回) | 126 | 150 | 176 | 188 | 200 | 212 |
| 参加延人数 (人) | 824 | 1,283 | 1,560 | 1,728 | 1,896 | 2,064 |

■介護予防サポーター養成講座

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | ○介護予防に関する知識や技術を身につけ、地域での介護予防活動のリーダー的存在として活躍できるよう養成講座を実施しています。 ○今後は、介護予防サポーターの活動が有効的に活用されるよう、人材の育成や地域活動を支援します。 |
| 施策の方向 | ◆地域で介護予防活動を支援していく介護予防サポーターを養成し、介護予防活動等を実施します。 |
| 担当課等 | 高齢介護課 |

■介護予防サポーター養成講座の実施状況・目標量

| 区分 | 第8期計画実績 | | | 第9期計画目標量 | | |
|--------------|---------|-------|---------------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 参加人数(人) | 11 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 実施回数(回) | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 参加延人数 (人) | 105 | 119 | 131 | 143 | 155 | 167 |

■げんきSUGI体操

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | ○誰でも歩いて通え、住民自ら運営し、効果のある体操を集会所等で行うことにより、筋力アップだけではなく、体操をきっかけに地域でのつながりをつくる、見守りを行う、支え合いができるようになることを目的とした、近くで・みんなと・効果ある「げんきSUGI体操」を実施しています。 |
| 施策の方向 | ◆会場確保、日程調整、体操指導などを住民主体で運営し、行政はサポーター養成、リハビリテーション専門職等の派遣、後方支援を行い、住民主体の介護予防を推進します。 |
| 担当課等 | 高齢介護課 |

■げんきSUGI体操の実施状況・目標量

| 区分 | 第8期計画実績 | | | 第9期計画目標量 | | |
|---------------|---------|-------|---------------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 実施団体数 (団体) | 26 | 25 | 25 | 25 | 26 | 27 |

■げんきSUGI体操サポーター養成講座の実施状況・目標量

| 区分 | 第8期計画実績 | | | 第9期計画目標量 | | |
|--------------|---------|-------|---------------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 参加人数(人) | 17 | 19 | 46 | 40 | 40 | 40 |
| 実施回数(回) | 16 | 16 | 16 | 20 | 20 | 20 |
| 参加延人数 (人) | 122 | 118 | 175 | 180 | 180 | 180 |

■シニアサロン事業

| | |
|-------|---|
| 現況と課題 | ○高齢者の居場所を確保し、安定した運営ができるよう、シニアサロンに補助金を交付しています。 ○また、サロン支援事業を行い、シニアサロンの周知・高齢者の生きがいづくりに努めています。 |
| 施策の方向 | ◆高齢者の居場所を確保し、安定した運営ができるよう、補助金を交付し支援します。 |
| 担当課等 | 高齢介護課 |

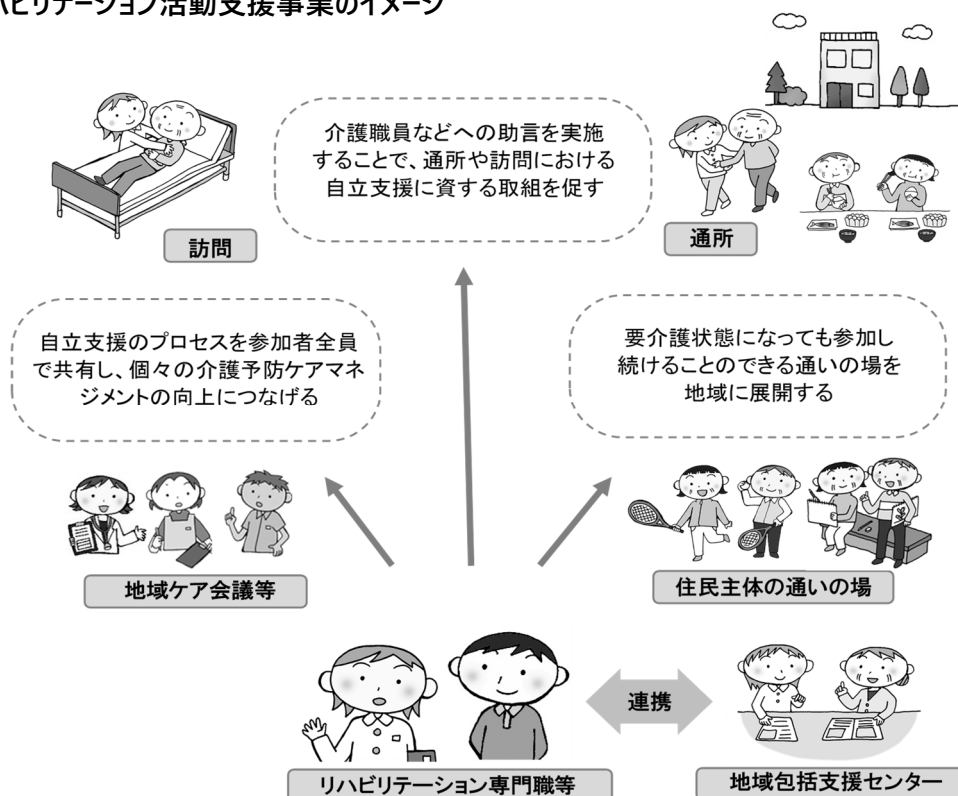
④一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業の参加状況や実施後のアンケート調査、実施プロセス、人材・組織の活動状況などを毎年分析・評価し、より効果的な施策展開につなげていきます。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防をするための取組強化や重度化防止のため、リハビリ専門職等との連携を図りながら、住民主体の通いの場(シニアサロン等)や地域ケア会議等、介護予防に関する専門的・技術的な助言の機会をつくります。

■地域リハビリテーション活動支援事業のイメージ



第2節 在宅生活支援の充実

1 生活支援等の充実

(1)生活援助事業

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | <p>○杉戸町商工会と連携し、ボランティア(協力会員)が援助の必要な高齢者(利用会員)に家事などの手助けを行い、その謝礼を地域商品券で受け取る、家事援助サービスを実施しています。</p> <p>○具体的なサービス内容は、住居の掃除、簡易な身の回りの世話、食事の支度、話し相手、買い物、朗読、代筆などです。</p> <p>○利用会員の拡大に向けて、社協だよりへ事業内容・実績報告の掲載を行ったほか、事業説明会の開催や介護予防事業(体操教室)や生きがいづくりイベントでのPRを行いました。引き続き、利用会員の拡大について周知を図ります。</p> |
| 施策の方向 | ◆サービスの担い手である協力会員の育成を行うとともに、商工会との連携を図り、まごころとどけ隊の充実に努めます。 |
| 担当課等 | 社会福祉協議会 |

(2)家事援助サービス

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | <p>○シルバー人材センターでは、高齢者にふさわしい仕事を企業・家庭・公共団体等から引き受け、技術分野や技能分野等、会員の希望と能力に応じた仕事を展開しています。サービス分野では家事援助として掃除、洗濯、買い物等を行っています。</p> |
| 施策の方向 | ◆引き続き、会員の募集とサービス内容の周知を図り、サービスの充実に努めます。 |
| 担当課等 | シルバー人材センター |

(3)高齢者の移送サービス

①巡回バスの運行

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | <p>○町内巡回バス『あいあい号』は、町民の交通手段として、公共施設等への利用促進及び日常生活の利便性向上を図ることを目的に運行しています。要介護認定者及び事業対象者は、認定文言の入った被保険者証の提示をすることで、町内巡回バスの運賃が半額に減免されています。</p> |
| 施策の方向 | ◆利用者ニーズを把握し、利便性の向上に努めます。 |
| 担当課等 | 住民協働課 |

②買い物支援モデル事業

| | |
|-------|---|
| 現況と課題 | ○生活支援コーディネーターを中心とした社会福祉法人や民生委員との協働により、良宝園通所介護事業所の送迎車両の空き時間を利用して、泉地区の民生委員とともに、泉地区にお住いの高齢者の方に参加していただき、スーパーへ買い物の移動支援を行っています。 |
| 施策の方向 | ◆今後も地域住民の方が中心となり、地域づくりや支え合い活動を推進していくため、先進事例や地域で実現可能な移送サービスの検討を行います。 |
| 担当課等 | 高齢介護課 |

③ごみ出し支援事業【新規】

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | ○高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯など、ごみ出し困難な世帯が増えています。高齢者等のごみ出し負担軽減を図るため、地域のごみ出し支援活動を促進し、ボランティア等によるごみ出し支援を行っています。 |
| 施策の方向 | ◆住民ボランティア等によるごみ出し支援活動を促進するため、担い手の確保を行います。 |
| 担当課等 | 高齢介護課 |

■ごみ出し支援事業の実施状況・目標量

| 区分 | 第8期計画実績 | | | 第9期計画目標量 | | |
|----------------|---------|-------|---------------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ボランティア登録延人数(人) | — | — | 13 | 15 | 17 | 19 |

注:令和5年度よりボランティア登録事業開始。

④リフト付き車両の貸し出し

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | ○社会福祉協議会では、高齢者の移動手段確保のため、医療機関への通院・入退院、保健福祉施設への入退所、公的機関を利用する際など、リフト付車両の貸し出しサービスを行っています。 |
| 施策の方向 | ◆制度の普及と利用促進に努めます。 |
| 担当課等 | 社会福祉協議会 |

■リフト付き車両の貸し出し実施状況・目標量

| 区分 | 第8期計画実績 | | | 第9期計画目標量 | | |
|---------|---------|-------|---------------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用人数(人) | 15 | 22 | 27 | 30 | 33 | 36 |
| 利用人数(人) | 54 | 73 | 110 | 120 | 130 | 140 |

(4)交通機関の整備・改善

| | |
|-------|---|
| 現況と課題 | <p>○町民の移動手段となる公共交通機関の利便性を高めていくため、鉄道事業者への輸送力増強や安全対策などの要望活動を行い、誰もが安心して快適に利用できる交通機関の確保を目指しています。</p> <p>○また、町内巡回バス『あいあい号』は、町民の交通手段として、公共施設等への利用促進及び日常生活の利便性向上を図ることを目的に運行しています。</p> <p>○令和2年度より、町内巡回バス3台とし、運行ルートや運行便数等を見直し、利用者の利便性の向上に努めました。</p> |
| 施策の方向 | <p>◆鉄道やバス輸送の利用しやすい環境づくりについて、必要に応じて関係機関等に対する要望活動等を行っていきます。</p> <p>◆多くの方々に利用していただくための公共交通を目指し、検討を進めます。</p> |
| 担当課等 | 総合政策課、住民協働課 |

(5)配食サービス事業

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | ○調理及び食の確保が困難なひとり暮らしまたは高齢者世帯等に対して、栄養改善と健康の増進を図ることを目的として配食しています。 |
| 施策の方向 | ◆調理及び食の確保が困難な方に対して、配食サービスの充実に努めます。 |
| 担当課等 | 高齢介護課 |

■配食サービス事業の実施状況・見込量

| 区分 | 第8期計画実績 | | | 第9期計画見込量 | | |
|---------|---------|-------|---------------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 延食数(食) | 5,031 | 5,024 | 6,888 | 7,232 | 7,593 | 7,972 |
| 利用者数(人) | 62 | 80 | 118 | 139 | 164 | 193 |

(6)ふれあい事業

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | <p>○民生委員の協力を得て、ひとり暮らし高齢者及び寝たきり高齢者、認知症高齢者等を対象に、年2回慰問品を届ける友愛訪問事業を実施しています。</p> <p>○高齢化に伴い事業の必要性は高まるものと思われ、民生委員を中心として関係機関との連携を図りながら、地域ぐるみの事業展開を進めていく必要があります。</p> |
| 施策の方向 | ◆地域の民生委員や関係機関との連携を図り、ふれあい事業の充実に努めます。 |
| 担当課等 | 社会福祉協議会 |

■ふれあい事業の実施状況・目標量

| 区分 | 第8期計画実績 | | | 第9期計画目標量 | | |
|---------------|---------|-------|---------------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 友愛訪問事業 (回) | 521 | 1,036 | 1,100 | 1,150 | 1,200 | 1,250 |

(7)緊急通報システム整備事業

| | |
|-------|---|
| 現況と課題 | <p>○ひとり暮らし高齢者等が、急病等の緊急時に、迅速な通報手段を確保し、駆けつけ体制と鍵預かりで確実な状況確認を行うこと、悩みを相談できることによる不安軽減を目的として緊急通報システム整備事業を実施しています。</p> <p>○急病等の緊急時に、緊急ボタンを押すと、緊急通報センターの看護師につながり、速やかな救急活動などが行われるとともに、不安や悩みを相談する事もできます。今後は、ひとり暮らし高齢者等が増えることが予想されるため、制度の普及に努め、必要な方への設置を図ります。</p> |
| 施策の方向 | ◆引き続き制度の普及と利用促進に努めます。 |
| 担当課等 | 高齢介護課 |

■緊急通報システム整備事業の実施状況・見込量

| 区分 | 第8期計画実績 | | | 第9期計画見込量 | | |
|--------------|---------|-------|---------------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 延設置件数 (件) | 230 | 227 | 230 | 233 | 236 | 239 |

2 家族介護支援の充実

(1) 訪問理容事業

| | |
|-------|---|
| 現況と課題 | ○散髪等を希望する寝たきり高齢者等に対し、理容師が自宅に訪問する、出張による理容サービスを実施しています。 ○今後も、衛生面などに配慮したサービスを実施していく必要があります。 |
| 施策の方向 | ◆関係機関との連携を密にし、制度の普及と利用促進に努めます。 |
| 担当課等 | 社会福祉協議会 |

■訪問理容事業の実施状況・目標量

| 区分 | 第8期計画実績 | | | 第9期計画目標量 | | |
|---------|---------|-------|---------------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用者数(人) | 8 | 9 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 利用回数(回) | 16 | 12 | 16 | 18 | 20 | 22 |

(2) 紙おむつ等支給事業

| | |
|-------|---|
| 現況と課題 | ○介護保険にて要介護3・4・5に該当し、在宅で生活し、常時排せつの介助を必要とする方を対象に紙おむつなどを支給しています。 |
| 施策の方向 | ◆在宅介護の負担軽減のため、引き続き制度の周知と利用促進に努めます。 |
| 担当課等 | 高齢介護課 |

■紙おむつ等支給事業の実施状況・見込量

| 区分 | 第8期計画実績 | | | 第9期計画見込量 | | |
|--------------|---------|-------|---------------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用実人数 (人) | 214 | 222 | 228 | 234 | 241 | 248 |

(3) 介護マークの普及促進

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | ○認知症の方などの介護をする場合、一見介護していることが分かりにくく、男性介護者が女性トイレに介護目的で入室する際や女性用下着を購入する際、誤解や偏見をもたれる可能性があります。そのため、①町内に住所を有する介護者または介護される方、②町内の介護事業者を対象に「介護中」と大きく標記された腕章とネックストラップを交付します。 ○また、介護する方が「介護者」であることを周囲に知らせるための「介護マーク」の普及を図る必要があります。 |
| 施策の方向 | ◆制度を周知し、必要な方への交付に努めます。 |
| 担当課等 | 高齢介護課 |

(4)ケアラーへの支援【新規】

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | ○ケアラー及びヤングケアラーと呼ばれる介護者が、悩みや困りごとをひとりで抱え込み、孤立することがないように、適切な支援につなぐことが大切です。 |
| 施策の方向 | ◆ケアラー・ヤングケアラーの相談先を周知します。 ◆ケアラー・ヤングケアラーの認知度を向上させるため、ケアラー・ヤングケアラーに関する広報啓発活動の充実を図ります。 ◆カウンセラー等がヤングケアラーと思われる児童・生徒を見つけた際に、福祉の関係機関につなぐことができるよう、教育機関と連携した仕組みづくりを進めます。 ◆ケアマネジャーやサービス事業者と情報を共有し、支援が必要なケアラー・ヤングケアラーに気づいた際は、適切な機関につなぐ仕組みづくりを進めます。 ◆ケアラーが気軽に集まり、ケアのことや日々の悩みなど、何でも話し合える居場所をつくります。 |
| 担当課等 | 高齢介護課、福祉課、子育て支援課、学校教育課 |

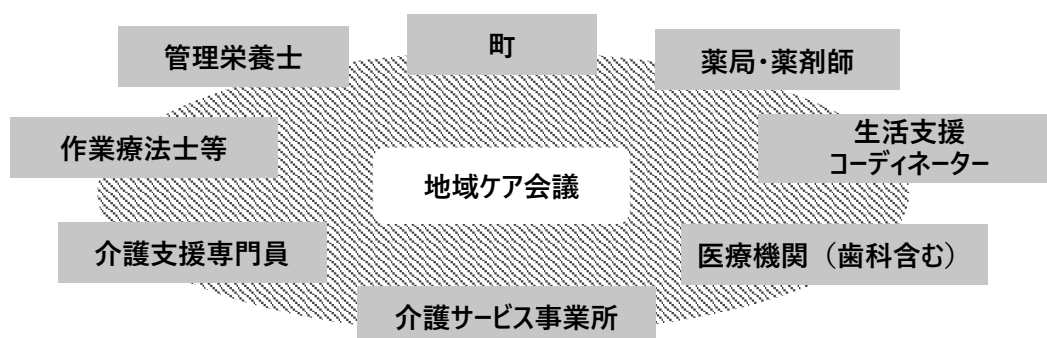
3 地域ケア会議と適切なケアマネジメントの推進

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムを構築するための方法のひとつとして、専門的視点を有する多職種を交え、「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」「政策の形成」といった機能を発揮することが求められます。また、会議を通じて、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に図っていくことが重要です。

(1)地域ケア会議の実施

地域ケア会議を実施するにあたっては、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを進める観点から、高齢者の解決すべき課題や目標を明確にするアセスメントを重視し、そのために必要な専門的視点を有する多職種や関係機関の協力、助言が得られるよう体制を整えます。

■地域ケア会議のイメージ



(2)適切なケアマネジメントの推進

ケアマネジメントについては、高齢者自身が要介護状態とならないための予防やその有する能力の維持向上に努めるよう、ケアマネジャーは日常生活上の課題とその原因を把握し、介護予防の取組を通じて高齢者の状況が改善されることが重要です。

ケアマネジメントの質の向上のため、ケアマネジャーに対する支援と、連絡会等への支援、多職種・他機関との連携などにより、体制の充実を図ります。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

| | |
|-------|---|
| 現況と課題 | ○ケアマネジャーの日常的業務に関し、個別相談・支援を行うとともに、研修会を実施しています。 ○ケアマネジメントの質の向上に取り組むため、多職種の視点を入れたマネジメントの展開や、高齢者のADL・IADLにおける、できない動作の特定と原因分析力の向上など、具体的な方法論の習得が必要となっています。 |
| 施策の方向 | ◆ケアマネジャーに対する支援とともに、多職種・他機関との連携を図りケアマネジメント体制の充実を図ります。 |
| 担当課等 | 高齢介護課 |

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の実施状況

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度(見込) |
|----------------|-------|-------|-----------|
| 地域ケア会議 実施回数(回) | 3 | 6 | 7 |
| ケアマネジャー研修会(回) | 1 | 1 | 1 |

4 相談支援・情報提供の充実

(1) 地域包括支援センターの総合相談支援業務

介護給付等の対象サービスや各種保健福祉サービスに関すること、また、引きこもり等の課題を抱える「8050問題」など高齢者のあらゆる相談を総合的に受け止め、関係各課と連携を図り、必要なサービスにつなげるよう努めます。

地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらず、日常生活にかかわる様々な支援を可能とするため、関係機関とのネットワークの活用や情報の把握・適切なサービスの提供、さらには制度利用につなげるなど、安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう支援します。

また、相談者の属性や世代、相談内容にかかわらず、包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化な福祉課題に対しては、関係機関と連携して適切な支援につなぐ、重層的支援体制整備事業の推進に努めます。

■総合相談支援業務

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | ○高齢者の身近な窓口として、連絡・相談を受け、地域に出向き、初期相談に迅速に対応することで、相談活動を効率的かつ効果的に行っています。 ○今後も、相談者の多様な状況に的確に対応するため、地域との連携が必要です。 |
| 施策の方向 | ◆地域住民や関係機関からの相談に応じ、適切な関係機関等につないでいきます。 ◆地域住民の身近なところでの相談しやすい環境づくりに努めます。 |
| 担当課等 | 高齢介護課 |

■総合相談支援業務の実施状況

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度(見込) |
|--------------------|-------|-------|-----------|
| 相談件数(電話・来所・訪問等)(件) | 6,261 | 6,506 | 6,100 |

(2) 高齢者電話相談【新規】

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | ○医療的な相談や緊急的な通報だけでなく、『趣味をはじめたい』や『気持ちが落ち込んでしまった』等の日常的な相談に対しても、電話相談を実施し、高齢者の不安解消につなげます。 ○また、高齢者の家族に対しても、緊急的な医療機関の案内や介助の方法、介護施設についての説明等を行います。 |
| 施策の方向 | ◆精神的な不安や悩み、心配事を抱えている高齢者やその家族に対し、「すぎと高齢者よろず相談電話」として、24時間体制で保健師や看護師などの専門職による電話相談の対応をします。 |
| 担当課等 | 高齢介護課 |

■高齢者電話相談の実施状況

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度(見込) |
|---------|-------|-------|-----------|
| 相談件数(件) | — | 333 | 456 |

注：令和4年9月より事業開始。

5 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、できるだけ住み慣れた地域や自宅で人生の最期まで過ごすためには、在宅医療と介護サービスが高齢者の状態に応じて切れ目なく一体的に提供されることが重要です。

また、近年多発している自然災害発生時においても、必要な医療や介護サービスが継続的に提供できるよう、平時から関係部局・関係機関と連携することも重要です。

本町では、平成28年度から幸手市と共同で北葛北部医師会に在宅医療・介護連携の事業を委託しており、在宅医療連携拠点である「地域ケア拠点菜のはな」が中心となり、相談支援及び関係機関とのネットワークづくりに加え、研修会の開催等、医療及び介護関係者等との連携、さらに感染症や災害が発生した場合であっても、対応力の強化を図るため、業務継続計画(BCP)の策定や研修・訓練の実施等について、必要な助言及び適切な援助を行います。

在宅療養者の生活の場において、医療と介護を含む多職種連携した対応が求められる場面(㉞)日常の療養支援、㉟入退院支援、㊱急変時の対応、㊲看取り)ごとに、次の(1)・(2)の実施により達成すべき目標(目指すべき姿)を設定し、取組を実施後、その評価・改善を行います。

(1)現状分析・課題抽出・施策立案

①地域の医療・介護の資源の把握

杉戸・幸手地域の医療機関や介護事業所の住所・連絡先等の情報のリストやマップを作成しています。今後は、作成したリストの定期的な更新や地域の医療・介護の関係者間の連携等に活用していきます。

②在宅医療・介護連携の課題の抽出

地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催して、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出や対応策等の協議を多職種で行います。

また、データを活用し地域における現状の把握と課題の抽出を行い、対応策を協議していきます。

■会議等の実施状況

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度(見込) |
|------------------------------|-------|-------|-----------|
| 在宅医療・介護連携推進研修会 (ケアカフェ)(回) | 5 | 2 | 4 |
| 地域包括ケア会議(回) | 10 | 11 | 10 |

③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

地域の医療・介護関係者の理解と協力を得たうえで、在宅医療や在宅介護が一体的に提供される仕組みづくりに取り組みます。取組の検討・実施にあたっては、地域医療の状況を十分に理解していることや訪問診療・往診を行う医療機関の協力が求められることから、北葛北部医師会及び幸手市と協働しながら、実施していきます。

(2)対応策の実施

①在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域の在宅医療と介護の連携を支援する相談窓口(在宅医療連携拠点)を活用し、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療や介護サービスに関する相談の受付を行います。また、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携や、患者・利用者または家族の要望を踏まえた、地域の医療機関等・介護事業者相互の紹介を行います。

②地域住民への普及啓発

人生の最終段階を住み慣れた自宅で過ごしたいという高齢者が、安心して在宅での生活を継続できるよう、地域住民を対象とした講演会やパネルディスカッション等の開催、パンフレットの配布、菜のはなチャンネル(YouTube)の発信等により、在宅医療・介護サービスの必要性や「在宅医療」の普及啓発を図ります。

また、町内のサロン・老人クラブ等、高齢者が集う場へ看護師を中心とした専門職が出向き、ちょっとした暮らしの困りごと・医療・介護の相談に応じる事業や、人生の最終段階の医療・ケアに関する普及啓発のため「ACP 普及啓発講師人材バンク」に登録された医師等による ACP 講演会を行います。

③医療・介護関係者の情報共有の支援

在宅医療・介護サービスの連携において、必要な情報を必要な時に共有することができる仕組み「ICTによる医療・介護ネットワークの構築」により、情報共有ツールの整備に努めます。また、運用について北葛北部医師会と協議し、活用方法等に関する研修会を開催し利用促進のための周知を行います。さらに、杉戸町・幸手市におけるメディカルケアステーションの普及に向けて、杉戸町・幸手市の医療機関並びに介護事業所を訪問して、具体的な周知と導入について説明を行います。

④在宅医療・介護関係者の研修

医療・介護関係者等を対象に、医療機関や介護事業所等の地域における役割・特徴・課題等の共有を図るため、グループワーク等を含めた多職種研修を開催します。また、医療・介護関係者のより円滑な連携を目指して、必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修会の開催、介護関係者に医療に関する研修会を行います。

(3)対応策の評価・改善の実施

医療・介護福祉関係者が連携・協働する「在宅医療・介護連携推進会議」において、在宅医療・介護連携における取組の効果や継続の必要性など、評価・検討を行います。評価結果を踏まえ、取組の促進や改善を重ね、在宅医療・介護連携のさらなる推進を図ります。

■会議等の実施状況

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度(見込) |
|------------------|-------|-------|-----------|
| 在宅医療・介護連携推進会議(回) | 2 | 2 | 2 |

6 認知症施策の推進

(1) 認知症総合支援事業

① 認知症初期集中支援チーム

認知症初期の早期受診に対する理解促進に向けて、地域住民への啓発や若年性認知症への支援を充実させます。また、専門職と地域とのネットワークづくりの推進を図り、認知症初期集中支援チームにおいて、初期認知症が疑われるケースへの支援方法を多職種にて検討しながら支援を行います。

■ 認知症初期集中支援チーム

| | |
|-------|---|
| 現況と課題 | ○保健師や社会福祉士、認知症専門医等を中心に構成される認知症の支援チームとして、すぎと地域包括支援センターと良宝園地域包括支援センター、JMA 地域包括支援センターに「認知症初期集中支援チーム」を設置しています。 |
| 施策の方向 | ◆チーム員が認知症の方やその家族を訪問し、状況に応じて病院受診や介護サービスの利用等、必要な初期支援を包括的・集中的に行うことで、住み慣れた地域で生活するためのサポートを行います。 ◆また、認知症初期集中支援チームが関係機関と連携し、対象者の実情に応じた体制整備ができるよう努めます。 |
| 担当課等 | 高齢介護課 |

② 認知症徘徊声かけ訓練

認知症に対する理解を深め、訓練を通じて声かけの仕方を学ぶことにより、地域で見守りを行う仕組みづくりを進めるため、「認知症徘徊声かけ訓練」を実施します。

③ 徘徊高齢者見守りシール

在宅で、認知症などによる徘徊が見られる高齢者が徘徊により所在不明になった場合の早期発見や事故を未然に防止するとともに、介護する方またはその家族の精神的負担の軽減を図ることを目的に、「徘徊高齢者見守りシール」を配布します。

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度(見込) |
|---------|-------|-------|-----------|
| 配布人数(人) | 2 | 7 | 6 |

④ 認知症地域支援推進員

町の地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員により、認知症に対する相談支援を実施します。また、医療が必要と判断された場合は、認知症疾患医療センター等と連携を図りながら支援を行います。

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | ○医療、介護及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとして、すぎと地域包括支援センターと良宝園地域包括支援センター、JMA 地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症に対する相談支援を行っています。 |
| 施策の方向 | ◆認知症地域支援推進員を中心に認知症に対する相談支援を行い、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続できる地域づくりを推進します。 ◆また、医療機関や介護サービス事業所、地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の方やその家族を支える相談業務等を行います。 |
| 担当課等 | 高齢介護課 |

⑤オレンジカフェ(すぎびよんカフェ)

認知症の方やその家族、地域住民や専門職などが集い、認知症の方を支えるつながりを支援する場である「すぎびよんカフェ」を実施します。

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度(見込) |
|---------|-------|-------|-----------|
| 実施回数(回) | 8 | 11 | 12 |

(2)認知症サポーター養成講座

| | |
|-------|---|
| 現況と課題 | ○認知症の方が安心して暮らせるように、認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を見守る応援者「認知症サポーター」を養成しています。 ○高齢化の進展に伴い事業の必要性が高まることから、地域でのサポーターを養成していく必要があります。 |
| 施策の方向 | ◆講座を積極的に開催し、認知症の理解を深めます。 |
| 担当課等 | 高齢介護課 |

■認知症サポーター養成講座の実施状況・目標量

| 区分 | 第8期計画実績 | | | 第9期計画目標量 | | |
|-----------|---------|-------|-----------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度(見込) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| サポーター数(人) | 2,951 | 2,997 | 3,043 | 3,088 | 3,134 | 3,180 |

(3)認知症ケアパス

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | ○認知症と疑われる症状が発生した場合に、本人やその家族が、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいか理解できるよう、認知症ケアパスに基づき、住み慣れた地域で生活するための支援について、普及・啓発に努めます。 |
| 施策の方向 | ◆認知症の方をどのように地域で支えていくかを地域住民に示したうえで、早期からの適切な診断や対応、認知症についての正しい知識と理解に基づく本人やその家族への支援を包括的、継続的に実施する体制の構築に努めます。 |
| 担当課等 | 高齢介護課 |

(4)チームオレンジ【新規】

| | |
|-------|---|
| 現況と課題 | ○国は令和元年に「認知症施策推進大綱」を策定し、令和7年までに全市町村でチームオレンジを整備することを目標として掲げています。 |
| 施策の方向 | ◆ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームをつくり、認知症の人やその家族のニーズに合った支援につなげる仕組み(チームオレンジ)を構築します。 |
| 担当課等 | 高齢介護課 |

第3節 地域みんなで支え合い・交流のある社会づくりへの支援

1 生きがい活動の充実

(1) 敬老事業

① 高齢者長寿祝い事業

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | <p>○町内在住の対象高齢者へ敬老の意を表するとともに、長寿を祝福するため、敬老祝いを贈呈しています。</p> <p>○高齢化による対象者の増加が見込まれることから、事業内容や実施方法の検討が必要です。</p> <p>○なお、社会福祉協議会では、85歳以上になった夫婦を対象に長寿記念品贈呈事業を実施しています。</p> |
| 施策の方向 | ◆高齢者の生きがいとして長寿の祝いに努めます。 |
| 担当課等 | 高齢介護課、社会福祉協議会 |

■ 高齢者長寿祝い事業の実施状況・見込量

| 区分 | 第8期計画実績 | | | 第9期計画見込量 | | |
|---------------|---------|-------|---------------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 80歳(人) | 634 | 651 | 724 | 610 | 463 | 749 |
| 90歳(人) | 150 | 162 | 188 | 201 | 266 | 347 |
| 100歳(人) | 9 | 10 | 7 | 21 | 23 | 27 |
| 101歳以上 (人) | 20 | 24 | 21 | 28 | 34 | 50 |
| 85歳夫婦 (組) | 63組 | 51組 | 52組 | 55組 | 60組 | 65組 |

② 地区敬老事業

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | <p>○地区敬老会等の小地域活動の支援として支部社協活動費の助成を行っています。</p> <p>○こうした事業は、高齢者の外出のきっかけづくりとしての効果も大きく、より身近なところでの開催が必要です。</p> |
| 施策の方向 | ◆身近な地区で開催される敬老会を支援します。 |
| 担当課等 | 社会福祉協議会 |

(2)生涯学習活動

| | |
|--------------|--|
| <p>現況と課題</p> | <p>○公民館や生涯学習センターは、高齢者を含めた各年齢層の生涯学習活動の拠点となっています。</p> <p>○公民館では、高齢者の学習活動を支援しており、生涯学習センターでは、生涯学習を通じた行政と住民が一体となったまちづくりを推進するため、生涯学習まちづくり出前講座「まなびっチャすぎと塾」を実施しています。</p> <p>○これからも様々な学習機会の提供を図りながら、高齢者が自主的に活躍できる環境整備を一層進めていく必要があります。</p> |
| <p>施策の方向</p> | <p>◆高齢者の多様な学習ニーズの把握に努めるとともに、高齢者の生きがいづくりや自主的な学習活動を促進します。</p> |
| <p>担当課等</p> | <p>社会教育課(公民館、生涯学習センター)</p> |

(3)生涯スポーツ・レクリエーション活動の普及

| | |
|--------------|--|
| <p>現況と課題</p> | <p>○高齢者の健康増進と相互の交流を図るため、各種スポーツイベントの開催やスポーツ活動団体への支援などを通じ、生涯スポーツやレクリエーション活動を推進しています。また、スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブなどが主体となり、軽スポーツやニュースポーツの普及を図っています。</p> <p>○これからは、いつでも、どこでも、誰でも、ひとりでも取り組むことのできるスポーツ活動に対して継続的な支援を行う必要があります。</p> |
| <p>施策の方向</p> | <p>◆軽スポーツやレクリエーション活動の充実に努めます。</p> <p>◆地域スポーツ活動の活性化を図るための人材の育成に努めます。</p> |
| <p>担当課等</p> | <p>社会教育課</p> |

2 就労機会の充実

(1)シルバー人材センター

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | ○シルバー人材センターは、高齢者の能力開発の促進と技能や経験、知識を還元できる就労機会を提供するために重要な役割を果たしています。高齢者に就労の場を提供し、仲間づくり・生きがいづくりに寄与している(公)シルバー人材センターに対し補助金を交付しています。 |
| 施策の方向 | ◆就労機会の確保を支援します。 ◆高齢者の豊富な知識や経験を活かし地域での活動を促進します。 |
| 担当課等 | 高齢介護課、シルバー人材センター |

■シルバー人材センターの状況・目標量

| 区分 | 第8期計画実績 | | | 第9期計画目標量 | | |
|--------|---------|-------|---------------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 会員数(人) | 306 | 281 | 310 | 315 | 320 | 325 |

(2)就労の促進

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | ○高齢者の雇用促進を図るため、公共職業安定所(ハローワーク)などの協力を得ながら、ポスターの掲示やパンフレット、リーフレットの配布を行っています。 ○近年、定年退職を迎えた方が増加するなか、地域で働ける場を拡大する必要があります。 |
| 施策の方向 | ◆希望者への情報の提供に努めます。 ◆事業者への啓発活動などに努めます。 |
| 担当課等 | 産業振興課 |

3 自主的活動・地域交流の促進

(1)老人クラブ活動

| | |
|-------|---|
| 現況と課題 | <p>○老人クラブ連合会及び各単位老人クラブの育成支援のため、活動費などの助成を行っています。老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主組織として、介護予防や相互の生活支援等が期待されます。</p> <p>○今後、老人クラブ未加入者の方に対する、老人クラブのPR、加入へのきっかけづくりをすることが必要です。</p> |
| 施策の方向 | <p>◆老人クラブの自主的活動を支援します。</p> <p>◆クラブの活性化に努めます。</p> |
| 担当課等 | 高齢介護課、社会福祉協議会 |

(2)世代間交流

| | |
|-------|---|
| 現況と課題 | <p>○社会福祉協議会では、町内の保育園・幼稚園、小・中学校を福祉協力校として指定し、高齢者等との様々な交流事業を行っています。子育て支援センター・児童館では、イベントや講習会を通じて高齢者と触れ合う場の提供をしています。</p> <p>○また、保育園・幼稚園では、行事や施設訪問等により高齢者との交流を行っています。小・中学校では、クラブ活動や生活科(小学校)、総合的な学習の時間など授業や行事における外部指導者を依頼しています。</p> <p>○さらに、一部の小学校で実施している放課後子供教室では、地域の高齢者が指導者として活躍するプログラムを企画し、参加している子どもとの世代間交流を図っています。</p> <p>○引き続き世代間交流を進め、高齢者の生きがいと、子どもたちの豊かな心を育みます。</p> |
| 施策の方向 | <p>◆幼稚園・保育園、小・中学校において、幼児・児童・生徒と高齢者の交流事業など世代間の交流を進めます。</p> <p>◆伝統行事や芸能などの伝承・保存活動を通じた世代間交流を促進します。</p> |
| 担当課等 | 子育て支援課、学校教育課、社会教育課(公民館)、社会福祉協議会 |

(3)地域コミュニティ活動への参加支援

①シニアサロン事業(再掲)

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | ○高齢者の居場所を確保し、安定した運営ができるよう、シニアサロンに補助金を交付しています。 ○また、サロン支援事業を行い、シニアサロンの周知・高齢者の生きがいをづくりに努めています。 |
| 施策の方向 | ◆高齢者の居場所を確保し、安定した運営ができるよう、補助金を交付し支援します。 |
| 担当課等 | 高齢介護課 |

②すぎとピアサロンの実施支援

| | |
|-------|---|
| 現況と課題 | ○地域で生活している高齢者は、地域コミュニティの維持のために重要な役割を担っています。 ○社会福祉協議会では、ひとり暮らし高齢者や日中ひとりきりで、会話もなく家に閉じこもりがちな高齢者等に対し、地域の中でいきいきと元気に暮らせるよう、介護予防体操を中心とした「すぎとピアサロン」を支援しています。 ○今後も、地域コミュニティで自主的な活動を推進できるよう支援する必要があります。 |
| 施策の方向 | ◆地域の自主活動として行う住民相互の援助活動への支援に努めます。 |
| 担当課等 | 社会福祉協議会 |

■すぎとピアサロンの実施状況・目標量

| 区分 | 第8期計画実績 | | | 第9期計画目標量 | | |
|---------|---------|-------|---------------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 開催日数(日) | 0 | 10 | 32 | 36 | 40 | 44 |
| 参加者数(人) | 0 | 91 | 1 | 200 | 220 | 240 |

(4)社会福祉協議会活動への支援

| | |
|-------|---|
| 現況と課題 | ○社会福祉協議会では、リフト付車両の貸し出しをはじめ、高齢者福祉にかかわる重要な活動を行うとともに、住民参加の福祉活動を積極的に実施しています。 ○しかし、高齢化の急速な進行により、援助を必要とする高齢者や障がい者等が増加し、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれるため、より多くの人々の福祉活動への参画を促進し、住民総参画の地域福祉体制をつくりあげていくことが必要です。 |
| 施策の方向 | ◆社会福祉協議会が地域福祉推進の中心的な役割を発揮できるよう、環境の整備に努めます。 |
| 担当課等 | 福祉課、社会福祉協議会 |

■高齢者福祉に関する社会福祉協議会のその他の自主事業

| 事業名 | 内容 |
|-----------|-----------------------------|
| 福祉機器の貸し出し | 介護する者の日常生活を容易にするための車椅子の貸し出し |
| 友愛訪問 | 民生委員によるひとり暮らし高齢者宅等訪問 |

(5)ボランティア活動

| | |
|-------|---|
| 現況と課題 | ○住民のボランティア活動を支援するため、ボランティア登録制度を設けるとともに、ボランティアセンターを運営し各種相談に応じています。また、福祉関係のボランティアの育成、個人や団体のボランティア活動への支援活動などを行っています。 ○さらに、啓発の取組として、ボランティア情報紙の発行や HP への記載、ボランティアの体験プログラム一覧の全戸配布等を行っています。 ○今後、活動拠点の整備・充実、ボランティアの機会の提供と育成が必要です。 |
| 施策の方向 | ◆ボランティア活動を通じて、住民の意識向上に努めます。 |
| 担当課等 | 社会福祉協議会 |

■ボランティア登録者数（個人・団体）の状況・目標量

| 区分 | 第8期計画実績 | | | 第9期計画目標量 | | |
|---------------|---------|-------|---------------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 団体登録者 (団体) | 21 | 22 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 個人登録者 (人) | 53 | 52 | 52 | 54 | 56 | 58 |

注:人数は社会福祉協議会への登録者数

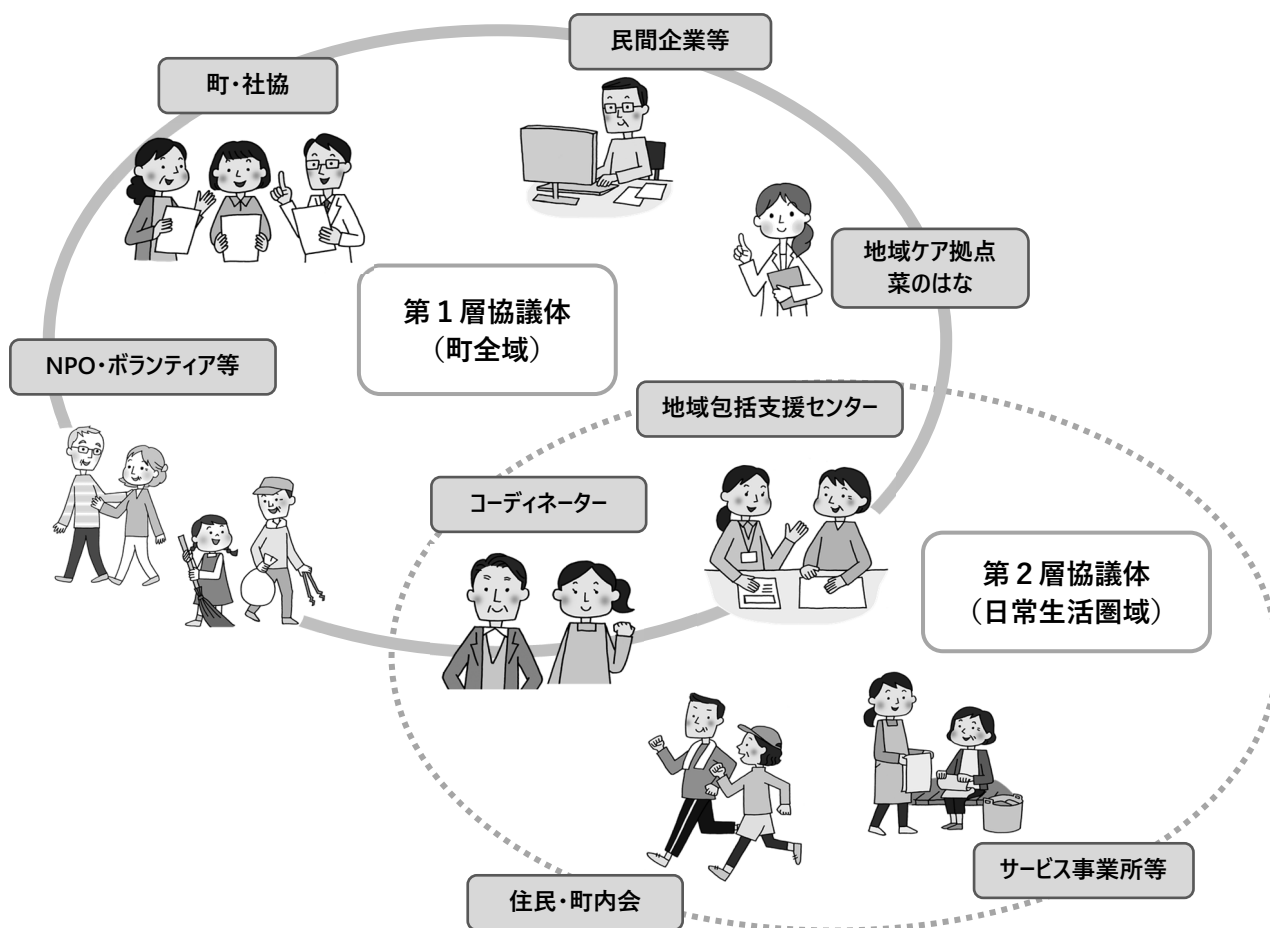
4 生活支援サービスの体制整備

介護予防・生活支援サービス事業の充実のためには、住民や民間企業などが主体となった多様なサービスを提供していく仕組みづくりが必要です。特に住民主体のサービスについては、旗振り役となる「生活支援コーディネーター」の配置と、その活動を支え、ともに地域づくりを進めるネットワークとなる「協議体」を設置し、多様な関係者が協働して地域づくりに取り組む必要があります。第9期計画においても、「生活支援コーディネーター」と「協議体」の連携で地域づくりを推進します。

(1) 介護予防・生活支援サービスの体制整備

様々な生活支援ニーズに対応していくため、行政サービスだけでなく、協議体の活動等により創出、拡充される地域資源を活用しながら住民同士の支え合いの地域づくりを推進します。

■生活支援コーディネーターと協議体のイメージ



①生活支援コーディネーター

生活支援コーディネーターは、継続した在宅生活を支えるため、地域資源や地域ニーズの把握を行い、住民ボランティア等の担い手を要請しながら、移動支援、買い物及びゴミ出し支援等、住民主体の取組を推進します。

②協議体

社会福祉協議会、シルバー人材センター、各地区の代表区長、民生委員・児童委員代表、在宅医療連携拠点、地域包括支援センター、町関係部署等が参画する第1層協議体を設置し、目指すべき地域像を定め、多様な関係者が協働して地域づくりを推進する体制を整備します。

また、地域ごとに行う座談会を第2層協議体として、地域主体による生活支援体制の充実を図ります。

③サービスの担い手養成

介護予防・生活支援サービス事業における訪問型サービスには、「緩和した基準によるサービス」と「住民主体による支援」があります。これらの生活支援の担い手養成を行っていきます。

第4節 高齢者にやさしいまちづくりの推進

1 居住環境の整備

(1) 高齢者に配慮した町営住宅の普及促進

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | ○町営住宅は入居登録の際に、高齢者世帯の優先登録制度を設けています。 |
| 施策の方向 | ◆今後も、高齢者が入居しやすいように高齢者の優先登録制度を維持していきます。 |
| 担当課等 | 建築課 |

(2) 福祉のまちづくりの推進

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | ○公共施設の整備にあたり、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、福祉的観点に配慮したまちづくりを進めています。 ○市内の公共施設では、高齢者や障がい者、乳幼児を抱えた保護者などのための多目的トイレ、障がい者用駐車場、施設出入口へのスロープなどを設置しています。今後、民間の施設についても、高齢者や障がい者などに配慮した対応が必要です。また、高齢者、障がい者等のための駐車施設の適正利用の推進が課題となっています。 |
| 施策の方向 | ◆公共施設の整備はもとより民間施設についても、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備を促進します。 ◆埼玉県において、運用が開始された「埼玉県思いやり駐車場制度」を周知するとともに、駐車施設の適正利用を促進します。 |
| 担当課等 | 福祉課、ほか施設管理担当課 |

(3) 公園・緑地などの整備

| | |
|-------|---|
| 現況と課題 | ○公園・緑地等の整備に際して、高齢者等へ配慮した整備を行っています。 ○倉松公園、杉戸西近隣公園及び深輪産業団地内のいずみ公園・さくら公園・屏風フットサルパーク・深輪健康公園には車いす対応トイレを設置しています。今後もユニバーサルデザインに配慮した公園等の整備を進めることが必要です。 |
| 施策の方向 | ◆公園等の整備に際し、車椅子対応トイレを設置するなど、高齢者が利用しやすいようユニバーサルデザインに配慮した整備、改善を進めます。 |
| 担当課等 | 都市施設整備課 |

(4) 道路環境の整備

| | |
|-------|---|
| 現況と課題 | ○道路環境の整備に際しては、道路のバリアフリー化を推進するとともに、設置可能な範囲で歩道整備を行っています。 ○今後も、関係機関と連携し整備を進めることが必要です。 |
| 施策の方向 | ◆歩道の整備や段差の解消にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮し、安心安全な道路環境の整備を進めます。 |
| 担当課等 | 都市施設整備課、市街地整備推進室 |

2 安全な生活の確保

(1)防災対策

| | |
|--------------|---|
| <p>現況と課題</p> | <p>○災害時の住民の安全確保を図るため、自主防災組織による高齢者等に対する災害時のネットワークの強化を図っています。</p> <p>○また、防災訓練を実施した団体や防災用資機材を購入した団体には補助金を交付し、自主防災活動の支援を行っています。今後も、高齢者など避難行動要支援者に対する災害時の支援体制の整備を図る必要があります。</p> <p>○さらに、避難行動要支援者の避難行動支援体制の確立に向け、障がいがある方の地区別合同防災訓練への参加支援や、避難行動要支援者名簿の作成を行っています。</p> |
| <p>施策の方向</p> | <p>◆迅速な避難行動をとりにくい高齢者等を災害から守るため、地域防災計画に基づき、各地域における避難行動要支援者の避難行動支援体制の確立や見守りネットワークの連携に努めます。</p> |
| <p>担当課等</p> | <p>危機管理課、福祉課、高齢介護課</p> |

(2)防犯対策

| | |
|--------------|---|
| <p>現況と課題</p> | <p>○高齢者が被害者となる様々な犯罪が発生しているなか、特にひとり暮らし高齢者等の被害を未然に防止することが重要になっています。</p> <p>○また、近年、高齢者を狙う振り込め詐欺等の特殊詐欺事件が発生しています。このため、犯罪が起きにくい地域環境づくりを推進し、高齢者等が安心・安全に暮らせるまちづくりを図る必要があります。</p> |
| <p>施策の方向</p> | <p>◆住民一人ひとりの防犯意識の高揚に努めます。</p> <p>◆関係機関との協力のもと、地域住民と連携した防犯活動の充実に努めます。</p> |
| <p>担当課等</p> | <p>危機管理課</p> |

(3)交通安全対策

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | ○高齢者の交通事故を防止するため、交通安全運動期間において警察や関係団体の協力を得て、自動車や自転車乗車のルールやマナーについて啓発を図っています。 ○今後、ますます高齢化が進むなかで、より一層の交通安全対策の充実を図る必要があります。 |
| 施策の方向 | ◆集客の多い店舗等でキャンペーン活動を実施し、交通安全意識の向上に努めます。 ◆ドライバーへの注意を喚起するため、道路反射鏡や路面標示の設置などを推進します。 ◆運転に不安をもつ高齢者に対し、自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりを支援するため、町内巡回バスの回数券の助成及び運転経歴証明書の提示にて運賃を半額とします。 |
| 担当課等 | 危機管理課、住民協働課 |

■町内巡回バス回数券助成の実施状況・目標量（人）

| 区分 | 第8期計画実績 | | | 第9期計画目標量 | | |
|---------------|---------|-------|---------------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 回数券助成数 (人) | 90 | 87 | 95 | 100 | 100 | 100 |

注：高齢者運転免許自主返納者に限る。

(4)消費者保護

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | ○近年の悪質商法では、モノではなく金融商品の詐欺商法による大きな被害が発生しています。また、高齢者世帯の地震被害への不安をあおり、不必要な住宅改修工事契約を結ぶ事件も起きています。町では、ホームページ等による情報提供及び消費生活相談の実施を行っています。 ○悪質商法から高齢者を守るため、消費生活相談を実施していますが、迅速な情報の提供や対応が必要です。 |
| 施策の方向 | ◆広報等を通じて情報の提供に努めます。 ◆相談体制の充実に努めます。 |
| 担当課等 | 産業振興課 |

(5)緊急情報キット配布事業

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | ○急病や災害などの緊急時に必要な情報をあらかじめ指定の用紙に記入し、容器に入れ冷蔵庫に保管するものです。 ○住民への周知・普及を進め、認識を高めることが必要です。 |
| 施策の方向 | ◆事業の継続を図り、緊急情報キットの普及に努めます。 |
| 担当課等 | 高齢介護課 |

(6)ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

| | |
|-------|---|
| 現況と課題 | ○障がい者、高齢者または難病の方を対象に、災害時や緊急時に支援を求める「ヘルプマーク」「ヘルプカード」があります。また、災害時の障がい者支援バンダナを作成し、役場防災倉庫への備蓄や障がい者への配布を行いました。 ○今後も、障がい者、高齢者または難病の方などにも優しく、安心・安全なまちづくりを進めるため、これらの周知・PRを推進していく必要があります。 |
| 施策の方向 | ◆ヘルプマーク・ヘルプカードの作成・普及を図り、障がい者、高齢者または難病の方などにも優しく、安心・安全なまちづくりを進めます。 |
| 担当課等 | 福祉課 |

■ヘルプカード配布事業の実施状況・目標量

| 区分 | 第8期計画実績 | | | 第9期計画目標量 | | |
|---------|---------|-------|---------------|----------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 累計本数(本) | 144 | 160 | 50 | 50 | 50 | 50 |

(7)感染症発生時に必要な物資の確保

| | |
|-------|---|
| 現況と課題 | ○感染症拡大時に、マスクや消毒液等衛生用品の物流に影響が出ることが予想されます。そのため、あらかじめ感染防止のための物品を確保しておくことが必要です。 |
| 施策の方向 | ◆衛生用品の確保が困難となった場合に備え、町の衛生用品の備蓄に努めます。 |
| 担当課等 | 健康支援課(保健センター) |

3 高齢者の権利擁護

(1)福祉サービス利用援助事業

| | |
|--------------|--|
| <p>現況と課題</p> | <p>○高齢者や知的障がい者、精神障がい者などが、安心して生活が送れるよう、定期的に訪問し、援助する福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)を実施しています。</p> <p>○具体的な内容は、福祉サービス利用の手続き・書類の整理、日常生活に必要な事務手続きの手伝い、日常的金銭管理、書類預かりサービスです。</p> <p>○今後は、ひとり暮らし高齢者が増えることが予想されるため、サービスの拡大が必要です。</p> |
| <p>施策の方向</p> | <p>◆ひとりで生活する利用者等が安心して生活が送れるよう、あんしんサポートねっとの利用を促進します。</p> |
| <p>担当課等</p> | <p>社会福祉協議会</p> |

(2)要援護者あんしん見守りネットワークの活用

| | |
|--------------|--|
| <p>現況と課題</p> | <p>○高齢者等が住み慣れた地域で、安心して自立した生活が送れるよう、地域住民、民間事業者、関係機関及び行政が連携して、地域全体で要援護者を見守る体制を確立するとともに、効果的な支援を行う「杉戸町要援護者あんしん見守りネットワーク」を構築しています。また、民生委員の協力を得て、地域の見守り活動を実施しているほか、要援護者安心見守りネットワークの会議等に民生委員が出席し、関係者との連携や情報交換を行いました。</p> <p>○見守りや声かけの活動を主体として、ネットワークを活かした構成機関の連携による早期発見・相談などを通じた、効果的な支援が必要です。</p> |
| <p>施策の方向</p> | <p>◆ネットワークの支援体制の充実に努めます。</p> |
| <p>担当課等</p> | <p>福祉課、高齢介護課</p> |

(3)成年後見制度（権利擁護業務）

高齢者の虐待の早期発見や防止、消費者被害の防止、成年後見制度を含む権利擁護に関する相談支援を行います。

| | |
|-------|---|
| 現況と課題 | <p>○虐待に関しては、実態の把握や緊急性の有無を判断し、早期発見・早期対応に努め、虐待防止に取り組んでいます。</p> <p>○成年後見制度を含む権利擁護に関しては、相談により実態を把握し、ニーズに即したサービスにつなぎ、支援を行っています。</p> <p>○今後は、地域住民との連携による虐待発見時の正確な実態把握や、消費者被害の防止についての周知・啓発が必要です。</p> |
| 施策の方向 | <p>◆相談体制の充実を図るとともに、地域で早期発見・早期対応を図り、虐待防止に努めます。</p> <p>◆成年後見制度については、認知症高齢者の権利を守るため、制度の内容について、住民への周知・啓発活動に努めます。</p> <p>◆高齢者の消費者被害の防止にあたっては、被害の早期発見や消費生活支援センター等との連携に努めます。</p> <p>◆権利擁護・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、地域連携ネットワークの中核機関を設置し、4つの機能(①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能)を段階的に整備します。</p> |
| 担当課等 | 高齢介護課、福祉課、社会福祉協議会 |

■成年後見制度相談及び虐待相談の実施状況

| 区分 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度(見込) |
|-------------|-----------|-------|-------|-----------|
| 成年後見制度相談(件) | | 18 | 29 | 52 |
| 虐待 相談 | 相談実件数(件) | 17 | 23 | 24 |
| | 相談延べ件数(件) | 74 | 82 | 86 |
| | 訪問延べ件数(件) | 12 | 13 | 28 |

(4)生活困窮者自立支援対策

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | ○社会的孤立に陥っている高齢者や障がい者は、公共福祉サービスについての知識がない、助けは借りたくないなどの理由で、行政による支援が十分になされていないケースがあります。 |
| 施策の方向 | <p>◆社会的に孤立している方を地域で受け止めることができるよう、民生委員やボランティアの方などと連携して実態の把握や支援を行います。</p> <p>◆また、生活に困窮している方などについては、関係各課や埼玉県東部中央福祉事務所及びアスポーツ相談支援センターなどの関係機関と連携したアプローチにより、就職や自立に向けた必要な支援を行います。</p> |
| 担当課等 | 福祉課、高齢介護課 |

4 介護保険施設以外の入所・入居施設の確保

(1) 養護老人ホーム

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | <p>○養護老人ホームは、入所者の処遇計画を作成し、社会復帰の促進及び自立のための必要な指導や訓練などを行い、自立した生活を継続できるようにするとともに、地域に戻って自立した生活を営むことを支援する施設として重要な役割を担っています。</p> <p>○本来の養護老人ホームの目的である入所者の生活支援とともに、社会復帰の促進や入所者の自立支援などの強化が必要です。</p> |
| 施策の方向 | ◆既存施設との連携を図り、適正な措置に努めます。 |
| 担当課等 | 高齢介護課 |

(2) ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅

| | |
|-------|---|
| 現況と課題 | <p>○ケアハウスやサービス付き高齢者向け住宅は、身体機能の低下や独立して生活することに不安がある高齢者が入居する施設で、町内には3か所あります。</p> <p>○今後は、需要量の動向を踏まえた利用者のニーズに対応できるよう、県等と連携を図りながらサービス基盤の整備を促進していきます。</p> |
| 施策の方向 | ◆高齢者の居住の安定確保を促進します。 |
| 担当課等 | 高齢介護課 |

5 既存施設の利用促進・有効活用

(1)保健センターの活用

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | ○妊産婦から乳幼児、さらに高齢者に至るまで地域の保健活動の場として保健センターがあり、健(検)診や健康相談等を行っています。 ○今後も、健康づくりの推進のため、事業の周知や情報発信を図ることが必要です。 |
| 施策の方向 | ◆各種保健事業の拠点として、また、気軽に相談できる施設としての周知を図ることで、施設の利用促進に努めます。 ◆健康づくりに関する情報発信を進めます。 |
| 担当課等 | 健康支援課(保健センター) |

(2)すぎとピアの活用

| | |
|-------|---|
| 現況と課題 | ○多目的ホールなどを利用した生涯学習の場、集会室や入浴施設などは高齢者の憩いの場として利用されています。また、社会福祉協議会やボランティアセンターを中心とした地域福祉の拠点として、相談支援などに利用されています。世代間交流やレクリエーション施設として、複合的な施設サービスの整備が必要です。 |
| 施策の方向 | ◆子どもたちと高齢者の世代間交流や児童生徒の体験学習の場としての活用に努めます。 ◆高齢者のための教育・啓発、レクリエーション施設として各関係機関との連携に努めます。 ◆高齢者の運動機能の維持向上及び運動習慣の定着を図ることに努めます。 |
| 担当課等 | 社会福祉協議会 |

■すぎとピアの利用状況

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度(見込) |
|----------|--------|--------|-----------|
| 延利用者数(人) | 33,923 | 42,137 | 44,600 |

(3)その他既存施設の有効活用

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | ○高齢者の健康づくりや生きがいづくりの拠点として、保健センターやすぎとピアの他にも生涯学習センター、公民館、アグリパークゆめすぎと、高野農村センター、杉戸深輪産業団地地区センターなどの既存施設の有効活用を図る必要があります。 |
| 施策の方向 | ◆公民館などを活用した高齢者の介護予防を含めた健康づくり事業を推進します。 ◆地域の高齢者が自主的に地域集会施設などを活用した、閉じこもり防止事業などができるよう支援します。 |
| 担当課等 | 産業振興課、社会教育課(公民館、生涯学習センター) |

6 保健・医療・福祉情報の提供

| | |
|-------|--|
| 現況と課題 | ○ホームページや杉戸町メール配信サービス「すぎめー」を活用して住民サービスに関する様々な情報を提供しています。 ○今後は、今まで以上にわかりやすい情報提供が必要です。 |
| 施策の方向 | ◆ホームページや杉戸町メール配信サービス「すぎめー」を活用して、高齢者の生活に必要な保健・医療・福祉に関する情報提供を進めます。 |
| 担当課等 | 高齢介護課 |

第 5 章

介護保険事業

第1節 要介護認定者数の推計

1 要介護認定者とサービス利用者数の推移

(1) 要介護認定者数の推移

要介護認定者数については、令和5年9月末現在で 2,381 人となっており、そのうち、第1号被保険者(65歳以上)の要介護認定者は 2,307 人、認定率は 15.5%となっています。

認定者数の推計についても増加が見込まれ、本計画の最終年度である令和8(2026)年で 2,635 人、令和12(2030)年には 2,992 人、令和22(2040)年には 3,138 人となっています。

※第2章第1節にも要介護認定者の状況が記載されています。

■要介護認定者数の推移

(単位：人)

| 区分 | 実績値 | | | 推計値 | | | | |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 令和12年 | 令和22年 |
| 65歳以上人口 | 14,743 | 14,831 | 14,883 | 14,931 | 14,941 | 14,934 | 14,826 | 14,916 |
| 要介護認定者数 | 2,239 | 2,290 | 2,381 | 2,463 | 2,543 | 2,635 | 2,992 | 3,138 |
| うち第1号被保険者 | 2,172 | 2,223 | 2,307 | 2,387 | 2,467 | 2,559 | 2,918 | 3,082 |
| うち第2号被保険者 | 67 | 67 | 74 | 76 | 76 | 76 | 74 | 56 |
| 第1号被保険者認定率 | 14.7% | 15.0% | 15.5% | 16.0% | 16.5% | 17.1% | 19.7% | 20.7% |
| 要支援1 | 229 | 229 | 215 | 220 | 227 | 231 | 259 | 234 |
| 要支援2 | 269 | 284 | 276 | 286 | 295 | 304 | 335 | 322 |
| 要介護1 | 583 | 556 | 564 | 575 | 593 | 613 | 700 | 706 |
| 要介護2 | 394 | 436 | 484 | 518 | 535 | 557 | 638 | 691 |
| 要介護3 | 315 | 318 | 334 | 344 | 355 | 369 | 418 | 459 |
| 要介護4 | 278 | 284 | 307 | 318 | 330 | 344 | 397 | 447 |
| 要介護5 | 171 | 183 | 201 | 202 | 208 | 217 | 245 | 279 |

資料：人口は、住民基本台帳(各年9月末現在)
要介護認定者数は、介護保険事業状況報告月報(各年9月月報)

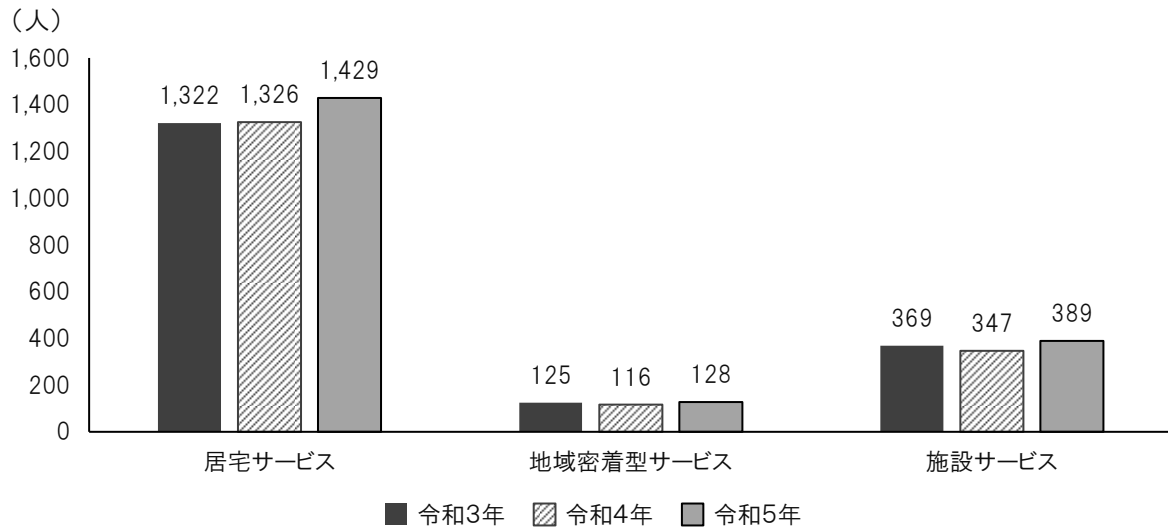
各年度末の65歳以上人口、要介護認定者数、要介護認定者(第1号被保険者)の推計値は以下のとおりです。

| | 令和6年度末 | 令和7年度末 | 令和8年度末 |
|------------|--------|--------|--------|
| 65歳以上人口 | 14,935 | 14,937 | 14,931 |
| 要介護認定者数 | 2,503 | 2,589 | 2,681 |
| うち第1号被保険者数 | 2,427 | 2,513 | 2,605 |

(2)介護保険サービス利用者数の推移

介護保険サービスの利用者については、居宅サービスが微増、地域密着型サービスと施設サービスが微減しています。令和5年9月利用分では、居宅サービス利用者が1,429人、地域密着型サービス利用者が128人、施設サービス利用者が389人となっています。

■介護保険サービスの利用状況



■介護保険サービスの利用状況

| 区分 | | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|------------|----------|-------|-------|-------|
| 要介護認定者数(人) | | 2,239 | 2,290 | 2,381 |
| 居宅サービス | 利用者数(人) | 1,322 | 1,326 | 1,429 |
| | 利用者割合(%) | 59.04 | 57.90 | 60.00 |
| 地域密着型サービス | 利用者数(人) | 125 | 116 | 128 |
| | 利用者割合(%) | 5.58 | 5.07 | 5.38 |
| 施設サービス | 利用者数(人) | 369 | 347 | 389 |
| | 利用者割合(%) | 16.48 | 15.15 | 16.34 |

資料:介護保険事業状況報告月報(各年9月利用分)

2 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるように、地理的条件、人口、交通、その他の社会的条件、施設の整備の状況などを総合的に勘案して定める圏域です。本町では、在宅介護などに関する総合的な相談に応じ、各種の保健福祉サービスが受けられるよう、5地区(西・中央・南・東・泉)を基本とし、町内で包括的に支援が行えるよう、3つの圏域を設定しています。圏域には、地域の高齢者の心身の健康維持、保健・医療・福祉の向上、生活の安定のために必要な援助や支援を包括的に行う「地域包括支援センター」を設置しています。

■日常生活圏域の概要

| | 人口 | 高齢者数 | 高齢化率 |
|-----------|--------|--------|--------|
| ① 西地区 | 12,848 | 3,977 | 30.95% |
| ② 中央地区 | 20,120 | 6,690 | 33.25% |
| ③ 南・東・泉地区 | 11,009 | 4,156 | 37.75% |
| 合計 | 43,977 | 14,823 | 33.71% |

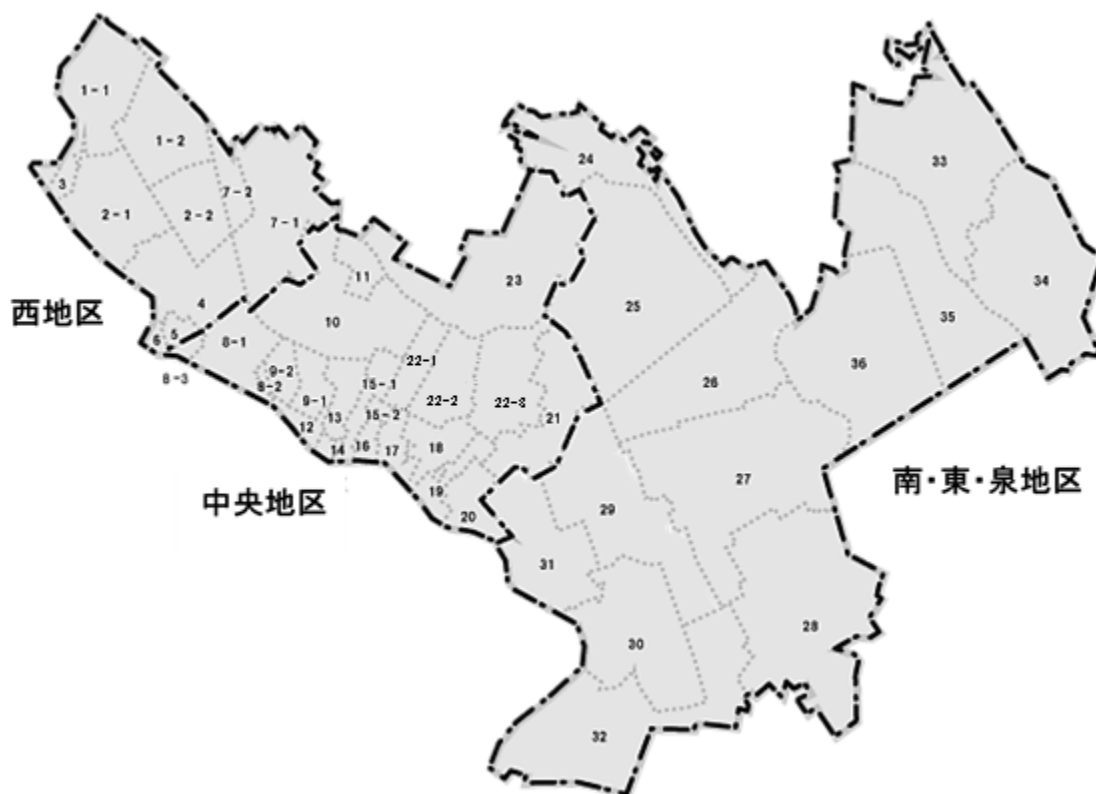
資料：住民基本台帳(令和5年9月末現在)

■町内の介護保険サービス事業所一覧

| | 訪問介護 | 訪問看護 | 通所介護 | 地域密着型通所介護 | 通所リハビリテーション | 訪問リハビリテーション | 短期入所生活介護 | グループホーム | 居宅介護支援 | 特定施設 | 介護老人福祉施設 | 小規模多機能型居宅介護 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |
|-----------|------|------|------|-----------|-------------|-------------|----------|---------|--------|------|----------|-------------|------------------|
| ① 西地区 | 1 | 1 | 3 | — | — | — | 2 | — | 2 | — | 1 | — | — |
| ② 中央地区 | 7 | 1 | 4 | 4 | 1 | — | — | 3 | 6 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| ③ 南・東・泉地区 | 1 | 1 | 1 | — | — | 1 | 1 | 2 | 4 | 1 | 2 | — | — |
| 合計 | 9 | 3 | 8 | 4 | 1 | 1 | 3 | 5 | 12 | 4 | 4 | 1 | 1 |

令和5年10月現在

■日常生活圏域区分



| 行政区 | 区域 |
|-------------|--|
| 西地区 (1~7) | 下野、高野団地、高野台西・南・東、宮ノ下、上株、下株、中志、佐内、将監、大島、小谷堀、大栄団地、むさし堤団地 (住所では、下野、下高野の一部、大島、茨島、高野台東、高野台南、高野台西) |
| 中央地区 (8~23) | 上杉戸、県営杉戸とねり団地、太平ガーデンヒルズ、横町、上田、雅樂、与左エ門、与左エ門前、十八丁、内田、フレッシュタウン、河原、愛宕町、寿町、本町、内田団地、新町、上清地、中清地、下清地、中妻、三本木、豊後、倉松、本島 (住所では、杉戸、内田、倉松、清地、本島、下高野の一部) |
| 東地区 (24~28) | 遠野、広戸沼、佐左エ門、並塚、才羽、大塚、北蓮沼 (住所では、才羽、並塚、佐左エ門、遠野、広戸沼、北蓮沼、大塚) |
| 南地区 (29~32) | 源内、宮内、藤搦、上本村、中本村、下本村、諏訪、倉持、桑崎、上蔵久、下蔵久、上新田、表本郷、南本郷、倉付、隼人、三ツ俣 (住所では、堤根、本郷) |
| 泉地区 (33~36) | 木津内、宮前、目沼、鷺巣、木野川、深輪、屏風、椿 (住所では、木津内、宮前、目沼、鷺巣、木野川、深輪、屏風、椿) |

第2節 介護給付サービス見込量の推計と確保方策

1 居宅介護サービス

居宅での生活を支援するため、在宅で生活している要介護1から要介護5の方を対象に提供するサービスです。

(1)訪問介護

訪問介護員(ホームヘルパー)が家庭を訪問して、食事や入浴、排せつの介助や、家事などの日常生活の手助けを行うサービスです。

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 142,274 | 167,939 | 160,864 | 161,629 | 169,723 | 180,425 | 195,460 | 213,628 |
| 回数(回)/月 | 3,802 | 4,419 | 4,075 | 4,217 | 4,427 | 4,709 | 5,087 | 5,571 |
| 人数(人)/月 | 221 | 239 | 231 | 245 | 255 | 269 | 299 | 320 |

注:給付費は年間におけるサービス利用量の実績と推計値で千円単位です。

回数・人数は1か月の平均値です。なお令和5年度は見込値です(以下同様)。

(2)訪問入浴介護

移動入浴車などで入浴が困難な寝たきりの要介護者の家庭を訪問し、入浴の介助を行うサービスです。

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 23,862 | 21,345 | 17,880 | 20,940 | 21,789 | 23,043 | 25,024 | 27,101 |
| 回数(回)/月 | 158 | 140 | 116 | 135 | 141 | 149 | 162 | 175 |
| 人数(人)/月 | 34 | 30 | 27 | 30 | 31 | 33 | 36 | 39 |

(3)訪問看護

医療機関や訪問看護ステーションの看護師などが家庭を訪問し、主治医の指示に基づき、健康状態の観察や助言、在宅リハビリのための訓練・指導、療養環境改善のための各種助言などを行うサービスです。

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 71,826 | 70,989 | 62,797 | 69,393 | 72,585 | 76,943 | 84,092 | 92,326 |
| 回数(回)/月 | 1,090 | 1,033 | 935 | 1,001 | 1,045 | 1,106 | 1,212 | 1,325 |
| 人数(人)/月 | 140 | 142 | 127 | 137 | 143 | 151 | 166 | 181 |

(4)訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などの専門家が家庭を訪問し、機能訓練(リハビリテーション)を行うサービスです。

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 30,669 | 32,916 | 35,351 | 43,113 | 44,543 | 47,266 | 52,131 | 55,505 |
| 回数(回)/月 | 871 | 929 | 1,008 | 1,198 | 1,236 | 1,311 | 1,446 | 1,540 |
| 人数(人)/月 | 67 | 79 | 82 | 96 | 99 | 105 | 116 | 123 |

(5)居宅療養管理指導

医師、歯科医師、歯科衛生士、薬剤師、管理栄養士などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行うサービスです。

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 38,707 | 42,632 | 45,462 | 45,266 | 47,402 | 50,212 | 54,672 | 59,811 |
| 人数(人)/月 | 260 | 284 | 285 | 301 | 315 | 334 | 363 | 398 |

(6)通所介護

デイサービスセンターに通い、入浴や食事の提供、日常生活動作訓練、レクリエーションなどを行うサービスです。

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 390,056 | 400,042 | 401,818 | 418,699 | 438,281 | 461,331 | 510,119 | 550,416 |
| 回数(回)/月 | 3,977 | 4,046 | 4,043 | 4,151 | 4,331 | 4,551 | 5,058 | 5,428 |
| 人数(人)/月 | 396 | 405 | 411 | 434 | 452 | 474 | 530 | 566 |

(7)通所リハビリテーション

病院や介護老人保健施設等に通って、理学療法士や作業療法士などの専門家による機能訓練等を受けることができるサービスです。

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 127,343 | 120,949 | 125,634 | 136,357 | 142,463 | 148,327 | 166,618 | 178,633 |
| 回数(回)/月 | 1,277 | 1,211 | 1,237 | 1,316 | 1,372 | 1,428 | 1,610 | 1,716 |
| 人数(人)/月 | 170 | 163 | 156 | 166 | 173 | 180 | 203 | 216 |

(8)短期入所生活介護

家庭で療養する要介護者が、介護老人福祉施設などで短期間宿泊しながら、介護や機能訓練を受けることができるサービスです。

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 115,439 | 127,117 | 194,217 | 226,833 | 239,943 | 253,990 | 273,757 | 300,967 |
| 回数(回)/月 | 1,083 | 1,177 | 1,794 | 2,010 | 2,119 | 2,242 | 2,423 | 2,660 |
| 人数(人)/月 | 97 | 105 | 125 | 137 | 143 | 151 | 166 | 181 |

(9)短期入所療養介護(老健・介護医療院)

家庭で療養する要介護者が、介護老人保健施設や介護医療院に短期間宿泊しながら、医学的管理のもとでの看護、介護や機能訓練を受けることができるサービスです。

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 6,930 | 7,800 | 4,378 | 6,422 | 6,431 | 7,650 | 7,650 | 7,650 |
| 回数(回)/月 | 47 | 53 | 30 | 42 | 42 | 51 | 51 | 51 |
| 人数(人)/月 | 6 | 6 | 3 | 5 | 5 | 6 | 6 | 6 |

(10)特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウスなどの中で、介護保険施設としての指定を受けた施設に入所している要介護者が、入浴、食事、排せつの介助などを受けることができるサービスです。

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 253,733 | 276,402 | 331,793 | 353,400 | 363,791 | 378,622 | 433,788 | 471,074 |
| 人数(人)/月 | 109 | 117 | 137 | 146 | 150 | 156 | 179 | 193 |

(11)福祉用具貸与

心身の機能が低下した要介護者に車いすやベッドなど日常生活の自立を助ける福祉用具を貸与するサービスです。

■福祉用具貸与の対象品目一覧

| | | | | |
|------------|-------|-------------|---------------|---------|
| ・車いす | ・特殊寝台 | ・床ずれ防止用具 | ・体位変換器 | ・移動用リフト |
| ・手すり | ・スロープ | ・歩行器、歩行補助つえ | ・認知症高齢者徘徊感知機器 | |
| ・自動排せつ処理装置 | | | | |

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 107,904 | 116,564 | 120,991 | 123,248 | 128,982 | 135,857 | 149,334 | 162,876 |
| 人数(人)/月 | 627 | 656 | 668 | 702 | 732 | 768 | 854 | 920 |

2 地域密着型サービス

要介護認定者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、身近な市町村で提供されるサービスです。サービスの基盤整備は市町村の日常生活圏域単位で行われるサービスとなります。

(1)夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回訪問により、または通報を受けて、その方の居宅において入浴、排せつ、食事などの介護その他日常生活上の支援を受けることができるサービスです。

本サービスについては、他の介護給付サービスにて対応することを想定し、このサービスの利用者を見込んでいません。

(2)認知症対応型通所介護

デイサービスセンターに通って入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることができるサービスです。

本サービスについては、他の介護給付サービスにて対応することを想定し、このサービスの利用者を見込んでいません。

(3)小規模多機能型居宅介護

心身の状況、環境などに応じた選択に基づき、その方の居宅において、または施設に通い、もしくは短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることができるサービスです。

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 51,038 | 49,484 | 39,671 | 49,097 | 51,210 | 51,210 | 57,663 | 63,003 |
| 人数(人)/月 | 21 | 21 | 17 | 20 | 21 | 21 | 24 | 26 |

(4)認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の状態にある要介護者などが5～9人で共同生活し、家庭的な雰囲気の中で食事、入浴、排せつなど日常生活の支援や機能訓練を受けることができるサービスです。

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 129,019 | 120,002 | 125,776 | 141,079 | 147,831 | 157,656 | 174,044 | 190,739 |
| 人数(人)/月 | 40 | 37 | 41 | 43 | 45 | 48 | 53 | 58 |

(5)地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等の介護専用型特定施設(入居定員が29名以下)に入居して、日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けることができるサービスです。

介護専用型施設の需要については、現在の施設で対応が可能であると見込んでいるため、必要利用定員総数は設定していません。

(6)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29名以下の小規模介護老人福祉施設に入所して、日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けることができるサービスです。

本サービスについては、他の介護給付サービスにて対応することを想定し、このサービスの利用者を見込んでいません。

(7)定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者を中心とする要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 10,048 | 9,517 | 8,422 | 9,286 | 9,298 | 12,762 | 12,762 | 12,762 |
| 人数(人)/月 | 4 | 5 | 4 | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 |

(8)看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせた看護小規模多機能型居宅介護事業所を創設し、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図るためのサービスです。

本サービスについては、他の介護給付サービスにて対応することを想定し、このサービスの利用者を見込んでいません。

(9)地域密着型通所介護

定員が18人以下のデイサービスセンター等で、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を受けることができるサービスです。

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 62,107 | 64,287 | 72,232 | 74,508 | 79,311 | 80,539 | 90,714 | 98,937 |
| 回数(回)/月 | 569 | 595 | 635 | 648 | 689 | 700 | 791 | 857 |
| 人数(人)/月 | 58 | 60 | 60 | 63 | 67 | 68 | 77 | 83 |

3 特定福祉用具購入

貸与になじまない入浴や排せつに用いる福祉用具について、日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を目的として、購入費を支給するサービスです。

■特定福祉用具購入費の支給品目一覧

| | | | | |
|-------|---------|-------------|-------|-------|
| ・腰掛便座 | ・入浴補助用具 | ・移動用リフトのつり具 | ・特殊尿器 | ・簡易浴槽 |
|-------|---------|-------------|-------|-------|

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 3,548 | 4,003 | 4,649 | 4,724 | 4,955 | 4,955 | 5,430 | 6,248 |
| 人数(人)/月 | 15 | 16 | 18 | 19 | 20 | 20 | 22 | 25 |

4 居宅介護住宅改修

段差解消のためのスロープ設置や廊下、階段に手すりをつけるといった小規模な改修に対して費用を支給するサービスです。

■住宅改修の支給に係る種類

| | | |
|--------------------|--------------------------|--------------|
| ・手すりの取り付け | ・床段差の解消 | ・引き戸等への扉の取替え |
| ・和式から洋式便器への取替え | ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 | |
| ・その他上記の住宅改修に付帯するもの | | |

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 9,869 | 7,095 | 9,088 | 10,285 | 11,903 | 11,903 | 12,946 | 14,934 |
| 人数(人)/月 | 9 | 8 | 8 | 11 | 13 | 13 | 14 | 16 |

5 居宅介護支援（ケアプラン作成）

介護の状態に合わせた介護サービスを受けるための計画(ケアプラン)の作成や各サービス事業者との連絡、調整を行うサービスです。

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 173,362 | 182,728 | 194,229 | 198,159 | 206,691 | 216,967 | 241,086 | 259,069 |
| 人数(人)/月 | 925 | 952 | 974 | 1,016 | 1,057 | 1,108 | 1,237 | 1,324 |

6 介護保険施設サービス

施設サービスには、「介護老人福祉施設」「介護老人保健施設」「介護医療院」の3種類があり、要介護認定者に居住の場を提供するサービスです。

(1)介護老人福祉施設

自宅では食事や排せつなどの介護が困難で、常時介護を必要とする要介護者が入所し、日常生活の世話や機能訓練、健康管理などを受けることができるサービスです。

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 848,490 | 913,371 | 925,571 | 971,528 | 1,023,052 | 1,052,494 | 1,145,731 | 1,275,075 |
| 人数(人)/月 | 273 | 285 | 286 | 300 | 316 | 326 | 351 | 390 |

注:原則として要介護度3以上の方が対象。ただし、要介護度1・2の方であっても、以下の①～④のやむを得ない事情により介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難である場合は、市町村の関与の下、特例的に入所が認められることもある。

- ①認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態であるか否か。
- ②知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態であるか否か。
- ③家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であるか否か。
- ④単身世帯である、同居家族が高齢または病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、在宅生活が困難な状態であるか否か。

(2)介護老人保健施設

病状が安定し、自宅に戻れるようリハビリに重点をおいたケアが必要な要介護者が入所し、医学的な管理下で介護や機能訓練、日常生活介助などを受けることができるサービスです。

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 279,919 | 242,977 | 281,437 | 299,994 | 306,270 | 312,510 | 343,628 | 372,837 |
| 人数(人)/月 | 82 | 69 | 77 | 85 | 87 | 89 | 97 | 105 |

(3)介護医療院

日常的な医療管理が必要な重介護者の受入れや、看取り・ターミナルケア等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな施設です。

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 0 | 2,756 | 9,231 | 8,374 | 8,811 | 8,811 | 12,453 | 12,453 |
| 人数(人)/月 | 0 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 |

7 計画期間中の見込量

| 区分 | 単位 (1か月あたり) | 第9期見込量 | | | 長期推計 | |
|-------------------------|----------------|--------|-------|-------|--------|--------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和12年度 | 令和22年度 |
| 1 居宅介護サービス | | | | | | |
| (1)訪問介護 | 回数 | 4,217 | 4,427 | 4,709 | 5,087 | 5,571 |
| | 人数 | 245 | 255 | 269 | 299 | 320 |
| (2)訪問入浴介護 | 回数 | 135 | 141 | 149 | 162 | 175 |
| | 人数 | 30 | 31 | 33 | 36 | 39 |
| (3)訪問看護 | 回数 | 1,001 | 1,045 | 1,106 | 1,212 | 1,325 |
| | 人数 | 137 | 143 | 151 | 166 | 181 |
| (4)訪問リハビリテーション | 回数 | 1,198 | 1,236 | 1,311 | 1,446 | 1,540 |
| | 人数 | 96 | 99 | 105 | 116 | 123 |
| (5)居宅療養管理指導 | 人数 | 301 | 315 | 334 | 363 | 398 |
| (6)通所介護 | 回数 | 4,151 | 4,331 | 4,551 | 5,058 | 5,428 |
| | 人数 | 434 | 452 | 474 | 530 | 566 |
| (7)通所リハビリテーション | 回数 | 1,316 | 1,372 | 1,428 | 1,610 | 1,716 |
| | 人数 | 166 | 173 | 180 | 203 | 216 |
| (8)短期入所生活介護 | 日数 | 2,010 | 2,119 | 2,242 | 2,423 | 2,660 |
| | 人数 | 137 | 143 | 151 | 166 | 181 |
| (9)短期入所療養介護(老健・介護医療院) | 日数 | 42 | 42 | 51 | 51 | 51 |
| | 人数 | 5 | 5 | 6 | 6 | 6 |
| (10)特定施設入居者生活介護 | 人数 | 146 | 150 | 156 | 179 | 193 |
| (11)福祉用具貸与 | 人数 | 702 | 732 | 768 | 854 | 920 |
| 2 地域密着型サービス | | | | | | |
| (1)夜間対応型訪問介護 | 人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (2)認知症対応型通所介護 | 回数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (3)小規模多機能型居宅介護 | 人数 | 20 | 21 | 21 | 24 | 26 |
| (4)認知症対応型共同生活介護 | 人数 | 43 | 45 | 48 | 53 | 58 |
| (5)地域密着型特定施設入居者生活介護 | 人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (6)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (7)定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 人数 | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 |
| (8)看護小規模多機能型居宅介護 | 人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (9)地域密着型通所介護 | 回数 | 648 | 689 | 700 | 791 | 857 |
| | 人数 | 63 | 67 | 68 | 77 | 83 |
| 3 特定福祉用具購入 | 人数 | 19 | 20 | 20 | 22 | 25 |
| 4 居宅介護住宅改修 | 人数 | 11 | 13 | 13 | 14 | 16 |
| 5 居宅介護支援 | 人数 | 1,016 | 1,057 | 1,108 | 1,237 | 1,324 |
| 6 介護保険施設サービス | | | | | | |
| (1)介護老人福祉施設 | 人数 | 300 | 316 | 326 | 351 | 390 |
| (2)介護老人保健施設 | 人数 | 85 | 87 | 89 | 97 | 105 |
| (3)介護医療院 | 人数 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 |

8 介護給付サービスの確保方策

(1) 居宅介護サービス

居宅介護サービスについては、既存のサービス提供事業者の事業拡大や提供サービスの多様化によって、需要量を確保できると見込まれます。

今後も高齢化の進行に伴い、要介護認定者が増加することが想定されるため、利用者が適切にサービスを利用できるよう、サービス事業者との連携を図るとともに、情報提供に努めます。

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスについては、今後もサービス提供事業者との連携を図りながら、適切なサービスの提供に努めます。

(3) 介護保険施設サービス

令和3年度に1施設開設しました。その後の需要については既存の施設でサービス提供が図られるものと見込まれます。

第3節 予防給付サービス見込量の推計と確保方策

1 介護予防サービス

要支援1及び要支援2の方を対象に、要介護状態へ移行することを予防するためのサービスです。

(1)介護予防訪問入浴介護

家庭に浴室がない、また、施設における浴室利用が困難な人など、ケアマネジメントの過程において特に必要性があると判断された人に対して、浴槽を提供して入浴介護を行うサービスです。

本サービスについては、第8期計画期間中に利用実績がないため利用者を見込んでいません。

(2)介護予防訪問看護

基礎疾患を抱える人に対して主治医が治療の必要性を認めた場合、看護師などが家庭を訪問して介護予防を目的とした健康チェックや療養生活の支援、または必要な診療補助を行うサービスです。

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 8,230 | 8,488 | 9,605 | 11,389 | 11,403 | 11,919 | 13,168 | 12,652 |
| 回数(回)/月 | 110 | 104 | 127 | 137 | 137 | 143 | 158 | 152 |
| 人数(人)/月 | 21 | 22 | 24 | 25 | 25 | 26 | 29 | 28 |

注:給付費は年間におけるサービス利用量の実績と推計値で千円単位です。

回数・人数は1か月の平均値です。なお令和5年度は見込値です(以下同様)。

(3)介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などの専門家が家庭を訪問し、介護予防を目的に機能訓練を行うサービスです。

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 6,091 | 5,875 | 7,321 | 7,963 | 8,723 | 8,723 | 9,881 | 9,131 |
| 回数(回)/月 | 181 | 181 | 225 | 241 | 264 | 264 | 299 | 276 |
| 人数(人)/月 | 14 | 15 | 19 | 21 | 23 | 23 | 26 | 24 |

(4)介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが家庭を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導などを行うサービスです。

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 2,650 | 2,745 | 2,348 | 2,985 | 3,304 | 3,304 | 3,776 | 3,460 |
| 人数(人)/月 | 14 | 18 | 16 | 19 | 21 | 21 | 24 | 22 |

(5)介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院に通い、介護予防を目的に理学療法士や作業療法士などが機能訓練を行うサービスです。

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 28,311 | 26,512 | 24,629 | 25,299 | 26,382 | 27,197 | 29,640 | 28,248 |
| 人数(人)/月 | 69 | 62 | 55 | 59 | 61 | 63 | 69 | 65 |

(6)介護予防短期入所生活介護

介護予防を目的に介護老人福祉施設などで短期間宿泊しながら、介護や機能訓練を受けることができるサービスです。

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 1,086 | 1,976 | 2,099 | 2,215 | 2,217 | 2,701 | 2,701 | 2,701 |
| 回数(回)/月 | 12 | 24 | 23 | 27 | 27 | 33 | 33 | 33 |
| 人数(人)/月 | 3 | 5 | 6 | 5 | 5 | 6 | 6 | 6 |

(7)介護予防短期入所療養介護(老健・介護医療院)

介護予防を目的に介護老人保健施設や介護医療院に短期間入所し、医学的管理下における介護・機能訓練等の必要な医療や、日常生活上の支援を受けることができるサービスです。

本サービスについては、他の介護給付サービスにて対応することを想定し、このサービスの利用者を見込んでいません。

(8)介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防を目的に有料老人ホームやケアハウスなどの中で、介護保険施設としての指定を受けた施設に入所している要支援者が、入浴、食事、排せつの介助などを受けることができるサービスです。

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 9,234 | 10,509 | 5,623 | 8,408 | 9,559 | 11,841 | 7,957 | 7,278 |
| 人数(人)/月 | 12 | 13 | 7 | 9 | 10 | 12 | 9 | 8 |

(9)介護予防福祉用具貸与

介護予防を目的とした福祉用具を貸し出すサービスです。

■福祉用具貸与の対象品目一覧

| | | |
|------|-------|-------------|
| ・手すり | ・スロープ | ・歩行器、歩行補助つえ |
|------|-------|-------------|

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 12,558 | 12,540 | 13,897 | 13,271 | 13,671 | 14,071 | 15,523 | 14,710 |
| 人数(人)/月 | 154 | 156 | 161 | 165 | 170 | 175 | 193 | 183 |

2 介護予防地域密着型サービス

(1)介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に、介護予防を目的としてデイサービスセンターなどに通い、入浴、排せつ、食事などの日常生活上の介護支援と機能訓練を提供するサービスです。

本サービスについては、他の介護給付サービスにて対応することを想定し、このサービスの利用者を見込んでいません。

(2)介護予防小規模多機能型居宅介護

心身の状況、置かれている環境などに応じてサービスを受ける側の選択により、居宅またはサービスの拠点に通い、もしくは短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの日常生活上の支援と機能訓練を提供するサービスです。

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 172 | 1,391 | 3,969 | 4,232 | 4,238 | 5,297 | 5,297 | 5,297 |
| 人数(人)/月 | 1 | 1 | 4 | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 |

(3)介護予防認知症対応型共同生活介護

身近な地域で、比較的安定した状態にある認知症高齢者が共同生活し、家庭的な雰囲気の中で、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活の支援、機能訓練を受けることにより、認知症の進行の防止に努めるサービスです。

介護予防認知症対応型共同生活介護については、サービス提供事業者への情報提供など、事業者との連携を進め、適切なサービス量の確保を図ります。

本サービスについては、他の介護給付サービスにて対応することを想定し、このサービスの利用者を見込んでいません。

3 特定介護予防福祉用具購入

介護予防のため、貸与になじまない入浴や排せつに用いる福祉用具について、日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を目的として、購入費を支給するサービスです。

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 559 | 971 | 1,012 | 815 | 993 | 1,223 | 1,046 | 815 |
| 人数(人)/月 | 3 | 5 | 4 | 4 | 5 | 6 | 5 | 4 |

4 介護予防住宅改修

転倒防止や自立しやすい生活環境を整えるため、小規模な住宅の改修に対して費用を支給するサービスです。

■住宅改修の支給に係る種類

| | | |
|--------------------|--------------------------|--------------|
| ・手すりの取り付け | ・床段差の解消 | ・引き戸等への扉の取替え |
| ・和式から洋式便器への取替え | ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 | |
| ・その他上記の住宅改修に付帯するもの | | |

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 4,077 | 5,713 | 2,984 | 5,512 | 6,587 | 6,587 | 7,663 | 6,587 |
| 人数(人)/月 | 3 | 5 | 2 | 5 | 6 | 6 | 7 | 6 |

5 介護予防支援（ケアプラン作成）

適切な介護予防サービスを受けられるよう、心身の状態や置かれている環境、本人や家族の意向などを踏まえ、介護予防サービスの利用のため介護予防計画(ケアプラン)を作成するサービスです。

◆サービスの実績と見込量

| 区分 | 実績 | | | 推計 | | | | |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | 第8期 | | | 第9期 | | | 令和12年度 (2030) | 令和22年度 (2040) |
| | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度見込 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | | |
| 給付費(千円) | 12,307 | 12,361 | 12,598 | 13,226 | 13,650 | 14,059 | 15,459 | 14,640 |
| 人数(人)/月 | 218 | 215 | 219 | 227 | 234 | 241 | 265 | 251 |

6 計画期間中の見込量

| 区分 | 単位 (1か月あたり) | 第9期見込量 | | | 長期推計 | |
|---------------------------|----------------|--------|-------|-------|--------|--------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和12年度 | 令和22年度 |
| 1 介護予防サービス | | | | | | |
| (1)介護予防訪問入浴介護 | 回数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (2)介護予防訪問看護 | 回数 | 137 | 137 | 143 | 158 | 152 |
| | 人数 | 25 | 25 | 26 | 29 | 28 |
| (3)介護予防訪問リハビリテーション | 回数 | 241 | 264 | 264 | 299 | 276 |
| | 人数 | 21 | 23 | 23 | 26 | 24 |
| (4)介護予防居宅療養管理指導 | 人数 | 19 | 21 | 21 | 24 | 22 |
| (5)介護予防通所リハビリテーション | 人数 | 59 | 61 | 63 | 69 | 65 |
| (6)介護予防短期入所生活介護 | 日数 | 27 | 27 | 33 | 33 | 33 |
| | 人数 | 5 | 5 | 6 | 6 | 6 |
| (7)介護予防短期入所療養介護(老健・介護医療院) | 日数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (8)介護予防特定施設入居者生活介護 | 人数 | 9 | 10 | 12 | 9 | 8 |
| (9)介護予防福祉用具貸与 | 人数 | 165 | 170 | 175 | 193 | 183 |
| 2 介護予防地域密着型サービス | | | | | | |
| (1)介護予防認知症対応型通所介護 | 回数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (2)介護予防小規模多機能型居宅介護 | 人数 | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 |
| (3)介護予防認知症対応型共同生活介護 | 人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3 特定介護予防福祉用具購入 | 人数 | 4 | 5 | 6 | 5 | 4 |
| 4 介護予防住宅改修 | 人数 | 5 | 6 | 6 | 7 | 6 |
| 5 介護予防支援 | 人数 | 227 | 234 | 241 | 265 | 251 |

7 予防給付サービスの確保方策

(1)地域密着型以外の介護予防サービス

地域密着型以外の介護予防サービスについては、既存の介護サービス提供事業者を中心として、重度化防止を目指したサービス提供が図られるものと見込まれます。

(2)介護予防地域密着型サービス

介護予防地域密着型サービスについては、事業者への情報提供など、事業者との連携を進め、適切なサービス量の確保を図ります。

第4節 給付額と保険料見込額

1 介護保険事業費

(1) 介護給付額の見込み

| 区分 | 第9期見込量 | | | 長期推計 | |
|----------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和12年度 | 令和22年度 |
| 1 居宅介護サービス | 1,605,300 | 1,675,933 | 1,763,666 | 1,952,645 | 2,119,987 |
| (1)訪問介護 | 161,629 | 169,723 | 180,425 | 195,460 | 213,628 |
| (2)訪問入浴介護 | 20,940 | 21,789 | 23,043 | 25,024 | 27,101 |
| (3)訪問看護 | 69,393 | 72,585 | 76,943 | 84,092 | 92,326 |
| (4)訪問リハビリテーション | 43,113 | 44,543 | 47,266 | 52,131 | 55,505 |
| (5)居宅療養管理指導 | 45,266 | 47,402 | 50,212 | 54,672 | 59,811 |
| (6)通所介護 | 418,699 | 438,281 | 461,331 | 510,119 | 550,416 |
| (7)通所リハビリテーション | 136,357 | 142,463 | 148,327 | 166,618 | 178,633 |
| (8)短期入所生活介護 | 226,833 | 239,943 | 253,990 | 273,757 | 300,967 |
| (9)短期入所療養介護(老健・介護医療院) | 6,422 | 6,431 | 7,650 | 7,650 | 7,650 |
| (10)特定施設入居者生活介護 | 353,400 | 363,791 | 378,622 | 433,788 | 471,074 |
| (11)福祉用具貸与 | 123,248 | 128,982 | 135,857 | 149,334 | 162,876 |
| 2 地域密着型サービス | 273,970 | 287,650 | 302,167 | 335,183 | 365,441 |
| (1)夜間対応型訪問介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (2)認知症対応型通所介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (3)小規模多機能型居宅介護 | 49,097 | 51,210 | 51,210 | 57,663 | 63,003 |
| (4)認知症対応型共同生活介護 | 141,079 | 147,831 | 157,656 | 174,044 | 190,739 |
| (5)地域密着型特定施設入居者生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (6)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (7)定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 9,286 | 9,298 | 12,762 | 12,762 | 12,762 |
| (8)看護小規模多機能型居宅介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (9)地域密着型通所介護 | 74,508 | 79,311 | 80,539 | 90,714 | 98,937 |
| 3 特定福祉用具購入 | 4,724 | 4,955 | 4,955 | 5,430 | 6,248 |
| 4 居宅介護住宅改修 | 10,285 | 11,903 | 11,903 | 12,946 | 14,934 |
| 5 居宅介護支援 | 198,159 | 206,691 | 216,967 | 241,086 | 259,069 |
| 6 介護保険施設サービス | 1,279,896 | 1,338,133 | 1,373,815 | 1,501,812 | 1,660,365 |
| (1)介護老人福祉施設 | 971,528 | 1,023,052 | 1,052,494 | 1,145,731 | 1,275,075 |
| (2)介護老人保健施設 | 299,994 | 306,270 | 312,510 | 343,628 | 372,837 |
| (3)介護医療院 | 8,374 | 8,811 | 8,811 | 12,453 | 12,453 |
| 介護サービスの総給付費(小計)→(I) | 3,372,334 | 3,525,265 | 3,673,473 | 4,049,102 | 4,426,044 |

単位:千円 ※千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない箇所があります。

(2) 予防給付額の見込み

| 区分 | 第9期見込量 | | | 長期推計 | |
|------------------------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和12年度 | 令和22年度 |
| 1 介護予防サービス | 71,530 | 75,259 | 79,756 | 82,646 | 78,180 |
| (1)介護予防訪問入浴介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (2)介護予防訪問看護 | 11,389 | 11,403 | 11,919 | 13,168 | 12,652 |
| (3)介護予防訪問リハビリテーション | 7,963 | 8,723 | 8,723 | 9,881 | 9,131 |
| (4)介護予防居宅療養管理指導 | 2,985 | 3,304 | 3,304 | 3,776 | 3,460 |
| (5)介護予防通所リハビリテーション | 25,299 | 26,382 | 27,197 | 29,640 | 28,248 |
| (6)介護予防短期入所生活介護 | 2,215 | 2,217 | 2,701 | 2,701 | 2,701 |
| (7)介護予防短期入所療養介護(老健・病院等) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (8)介護予防特定施設入居者生活介護 | 8,408 | 9,559 | 11,841 | 7,957 | 7,278 |
| (9)介護予防福祉用具貸与 | 13,271 | 13,671 | 14,071 | 15,523 | 14,710 |
| 2 介護予防地域密着型サービス | 4,232 | 4,238 | 5,297 | 5,297 | 5,297 |
| (1)介護予防認知症対応型通所介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (2)介護予防小規模多機能型居宅介護 | 4,232 | 4,238 | 5,297 | 5,297 | 5,297 |
| (3)介護予防認知症対応型共同生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3 特定介護予防福祉用具購入 | 815 | 993 | 1,223 | 1,046 | 815 |
| 4 介護予防住宅改修 | 5,512 | 6,587 | 6,587 | 7,663 | 6,587 |
| 5 介護予防支援 | 13,226 | 13,650 | 14,059 | 15,459 | 14,640 |
| 介護予防サービスの総給付費(小計)→(Ⅱ) | 95,315 | 100,727 | 106,922 | 112,111 | 105,519 |

単位:千円 ※千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない箇所があります。

(3) 第9期計画における標準給付費等の見込み

| | 第9期合計 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和12年度 | 令和22年度 |
|-------------------|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 総給付費(Ⅰ+Ⅱ) | 10,874,036 | 3,467,649 | 3,625,992 | 3,780,395 | 4,161,213 | 4,531,563 |
| 特定入所者介護サービス費等給付費 | 375,095 | 120,805 | 124,886 | 129,404 | 142,290 | 149,158 |
| 高額介護サービス費等給付額 | 262,892 | 84,699 | 87,213 | 90,980 | 86,445 | 90,617 |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額 | 33,591 | 10,809 | 11,177 | 11,605 | 13,189 | 13,826 |
| 算定対象審査支払手数料 | 7,051 | 2,269 | 2,347 | 2,435 | 2,769 | 2,902 |
| 標準給付費見込額 | 11,552,665 | 3,686,231 | 3,851,615 | 4,014,819 | 4,405,906 | 4,788,066 |

単位:千円 ※千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない箇所があります。

(4) 第9期計画における地域支援事業費の見込み

| | 第9期合計 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和12年度 | 令和22年度 |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 地域支援事業費 | 358,826 | 118,618 | 119,633 | 120,575 | 151,101 | 155,579 |

単位:千円 ※千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない箇所があります。

2 保険料見込額

第9期における第1号被保険者の介護保険料は以下のとおりとなります。第1号被保険者の月額保険料(基準額)を5,203円とし、不足する財源は、第8期までの保険料剰余金を積み立てしている介護給付費準備基金を取り崩して充当します。また低所得者(町民税非課税世帯)の負担軽減措置として公費による保険料の軽減を予定しています。

単位:円

| 所得段階 | 負担割合 | 対象となる方 | 構成比 | 保険料 (月額) | 保険料 (年額) |
|-------|------------------|--|-------|------------------|--------------------|
| 第1段階 | 0.455 (0.285) | 生活保護を受けている方・老齢福祉年金を受けており、かつ世帯全員が住民税非課税の方・本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 15.0% | 2,368 (1,483) | 28,500 (17,800) |
| 第2段階 | 0.635 (0.435) | 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方 | 7.8% | 3,304 (2,264) | 39,700 (27,200) |
| 第3段階 | 0.69 (0.685) | 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方 | 5.8% | 3,591 (3,565) | 43,100 (42,800) |
| 第4段階 | 0.9 | 本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者があり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 14.0% | 4,683 | 56,200 |
| 第5段階 | 1.0 | 本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者があり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方 | 14.6% | 5,203 | 62,500 |
| 第6段階 | 1.2 | 本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方 | 16.1% | 6,244 | 75,000 |
| 第7段階 | 1.3 | 本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 14.2% | 6,764 | 81,200 |
| 第8段階 | 1.5 | 本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 6.5% | 7,805 | 93,700 |
| 第9段階 | 1.7 | 本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 | 2.4% | 8,846 | 106,200 |
| 第10段階 | 1.9 | 本人が住民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 | 1.4% | 9,886 | 118,700 |
| 第11段階 | 2.1 | 本人が住民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 | 0.5% | 10,927 | 131,200 |
| 第12段階 | 2.3 | 本人が住民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 | 0.2% | 11,967 | 143,700 |
| 第13段階 | 2.4 | 本人が住民税課税で合計所得金額が720万円以上の方 | 1.5% | 12,488 | 149,900 |

※カッコ内は低所得者負担軽減を行った後の額

■所得段階別被保険者数見込

単位：人

| 所得段階 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 第1段階 | 2,246 | 2,247 | 2,246 |
| 第2段階 | 1,162 | 1,162 | 1,162 |
| 第3段階 | 865 | 865 | 865 |
| 第4段階 | 2,086 | 2,087 | 2,086 |
| 第5段階 | 2,181 | 2,183 | 2,182 |
| 第6段階 | 2,408 | 2,409 | 2,407 |
| 第7段階 | 2,125 | 2,127 | 2,126 |
| 第8段階 | 970 | 971 | 971 |
| 第9段階 | 353 | 353 | 353 |
| 第10段階 | 210 | 212 | 210 |
| 第11段階 | 71 | 71 | 71 |
| 第12段階 | 36 | 36 | 36 |
| 第13段階 | 218 | 218 | 219 |
| 合計 | 14,931 | 14,941 | 14,934 |

第 6 章

計画の推進のために

第1節 地域共生社会の実現に向けた取組

1 地域共生社会と地域包括ケアシステム

地域共生社会とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくる社会のことです。

地域共生社会の実現に向けては、支援が必要な状態となっても、尊厳を保ちながら住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援の5つのサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの整備が重要となっています。

これまでも地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの深化・推進を進めてきましたが、今後は包括的な支援体制など社会福祉基盤の整備とあわせて医療・介護の連携強化や、情報基盤の一体的な整備、地域の主体性に基づいた介護予防・地域づくり等を推進することで、地域の実情に応じて取組をデザインする「地域デザイン機能」を強化し、更なる地域共生社会の実現に努めます。

2 地域包括支援センターの機能強化

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、心身の健康の保持及び生活の安定のために、地域における総合的なケアマネジメントの中核機関である地域包括支援センターの役割が重要となっています。

地域包括支援センターを担う適切な人員体制の確保や人材育成に努め、業務の効率化を図るとともに、関係機関や団体との連携を密にし、機能の充実を図ります。

また、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援が重要であることから、生活困窮分野、障がい分野や児童福祉分野など他分野とも連携を強化し、複合的な福祉課題への対応に努めます。

3 関係機関・団体等との連携

高齢化の進行を受け、要介護者が増加し、地域課題も多様化するなかで、支援を必要とする高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続できるよう、介護保険や保健・医療・福祉にかかわる人々の連携が不可欠です。

社会福祉協議会は、高齢者だけでなく、障がい者、子育て家庭、生活困窮者等が抱えている相談、さらには身近な地域福祉活動を支援する中心的な役割を担っています。

社会福祉協議会内に設置しているボランティアセンターにおいては、ボランティア活動へのきっかけづくりやボランティア活動に必要な技術や知識の習得のための講習会の開催、ボランティアを必要としている人への紹介など、様々な活動を行っています。

在宅医療・介護連携の推進においては、在宅医療連携拠点である「地域ケア拠点菜のはな」が中心となり、医療及び介護関係者等とのネットワークの構築を進めています。

引き続き、医療機関やサービス事業所、NPO、ボランティア等との連携強化を進め、持続可能な介護サービスの確保を図ります。

また、地域包括ケアシステム構築の更なる推進に向けて、保健・医療・福祉にかかわる庁内部署との横断的な連携を進めます。

第2節 介護保険事業の適正な運営

高齢者が介護保険を利用し、安心して老後の生活を送るためには、制度の円滑かつ安定した運営が前提となります。介護が必要となってもできる限り、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、利用者の状況やニーズに基づき、適切な介護サービスが総合的かつ公平に提供することが重要です。

1 介護給付費等適正事業

第8期計画に引き続き、介護給付適正化の事業として、①要介護認定の適正化、②ケアプラン・住宅改修等の点検、③縦覧点検・医療情報との突合の3事業等を推進し、介護保険の円滑かつ安定的な運営を目指します。

①要介護認定の適正化

要介護(要支援)認定は、被保険者本人の心身の状態や介護の手間を丁寧に把握したうえで、介護サービスの必要度を判定する重要なプロセスであり、介護保険法の定めにより、全国一律の基準に基づき行う必要があります。要介護(要支援)認定に係る認定調査の内容について、職員等が書面等の審査を通じて点検することで、適切かつ公平な要介護(要支援)認定を実施します。

②ケアプラン・住宅改修等の点検

介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成した居宅介護サービスや介護予防サービスの計画の記載内容について、職員等の第三者が利用者ごとのケアプランの内容を点検及び支援を行うことにより、真に必要なサービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証を行い、利用者が必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合したサービス提供を図ることや介護支援専門員(ケアマネジャー)への必要な助言等、ケアマネジメントの支援を行います。

また利用者の状況にそぐわない不適切または不要な住宅改修が行われないよう、利用者の身体状況や生活環境を踏まえた、利用者の自立支援・重度化防止に寄与しているかの視点で保険者が改修工事を行おうとする利用者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を実施し、必要に応じて、プランの見直しやより適正な工事などアドバイスを行います。

③縦覧点検・医療情報との突合

利用者の後期高齢者医療及び国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。

また、利用者ごとに複数月にまたがる介護給付費の支払い状況を確認し、提供されたサービスの算定回数・算定日数等の点検を行い、1か月単位では判明しなかった請求内容の誤り等を早期に発見し、給付の適正化を行います。

④その他

介護給付費通知は、利用者、自らが受けているサービスを改めて確認することにより、適切なサービスの利用につながり、事業者の適正な請求に向けた効果があります。

そのため、利用者に対して、事業所からの介護報酬の請求状況及び費用の給付状況等について通知をします。

第3節 サービスの質の向上と利用促進

1 サービスの質の向上・確保

地域密着型サービスや居宅介護支援について、町がサービス提供事業者の指定や監督を行っています。また、本町が設置している地域包括支援センターにおいて、予防給付のケアマネジメントを行い、サービスの成果を評価しています。

サービス提供事業者には、自らのサービスを評価する体制の整備や積極的に事業者の情報を公開することが求められています。

そのため、地域包括支援センターにおける包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を通じたケアマネジャーへの支援・指導等、町とサービス提供事業者との連携強化を図ります。

また、より良質なサービスの提供により、介護状態の改善が図られるよう、事業所に対して研修を行うなど、サービスの質の向上に努めます。

2 事業所への指導・助言

介護保険法に基づく介護保険施設及び事業者に対する指導監督は、事業所における利用者の生活実態、サービスの提供状況、報酬基準の適合状況等を直接確認しながら事業所の気づきを促すなど、介護保険制度の適正な運営の確保及び介護保険サービスの質の向上・確保を目的に行っています。

介護保険施設等への指導は、「介護保険施設等の指導監督について」(令和4年3月31日付け、老発0331第6号通知)に基づき行います。また、県と連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な指導を行います。

3 介護人材の確保・育成

介護保険制度の円滑な運用に向けて、国や県、事業所等と連携しながら、処遇改善や介護ロボットの導入等、介護人材の確保・育成に向けた取組を進めてきました。一方、高齢化に伴う介護サービス需要の増加と生産年齢人口の減少がさらに見込まれていることから、介護人材不足の深刻化が予測されています。

高齢者やその家族が安心して介護サービスを利用できるよう、国の総合的な介護人材確保対策に基づく取組(介護職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成、介護現場の生産性向上(DX推進支援、介護ロボット・センサー、ICTの活用推進)、介護職の魅力向上(介護職イメージアップ事業)、外国人介護人材の受入れ環境整備など)の推進が求められています。

また、有償ボランティアや元気高齢者など、地域住民が生活支援等の担い手となり、ともに支え合う地域づくりが重要です。

引き続き、国や県、事業所等と連携しながら新規介護人材の確保及び介護人材の定着支援を両輪で進め、介護現場が持続可能な運営を実現できるように努めます。

4 苦情相談体制

介護サービスを提供している事業者と利用者の橋渡しをする介護サービス相談員を設置し、介護保険施設の利用者やその家族からのサービスに対する要望・疑問・不満等を聞き、問題解決に係る苦情対応の充実やサービスの質の向上につなげます。また、必要に応じて「埼玉県国民健康保険団体連合会」や「埼玉県運営適正化委員会」など第三者機関につなげます。

5 低所得者対策の実施

低所得者の方が必要なサービスを利用することができるよう、国が定める介護保険サービス利用料の負担軽減及び保険料の町独自の負担軽減を継続して実施します。

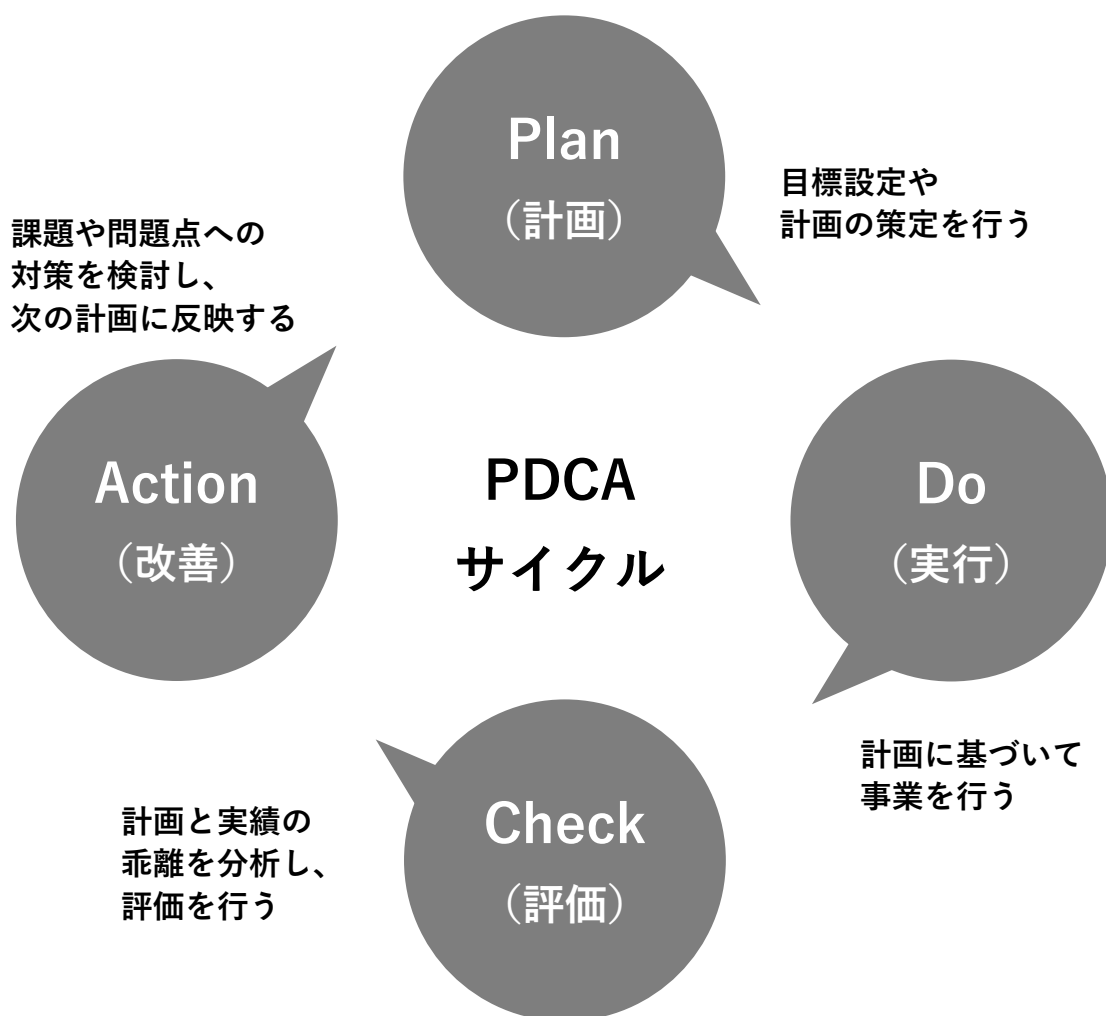
第4節 行政の対応

1 計画の進行管理

本計画に定める各事業をより効果的・効率的に推進するためには、取組の達成状況の評価を行い、継続的に改善あるいは充実させることが大切です。PDCAサイクルを活用しながら、本計画の進捗管理を実施し、各年度の予算や事業の改善に反映するとともに、毎年度の進捗状況を高齢者保健福祉審議会へ報告します。

また、地域包括支援センター運営会議並びに地域密着型サービス運営委員会に対し、それぞれの運営等に関する協議を図ります。

さらに、計画期間中であっても、高齢者保健福祉サービスについては、制度改正や社会情勢の変化等により、本計画に影響を及ぼす場合には、必要に応じて見直しを検討します。



2 制度の周知と相談機会の充実

介護保険制度への理解と適切な利用を促進するため、広報すぎとや町ホームページなどのほか、様々な機会を通じて、高齢者福祉や介護保険制度に関する情報提供を行います。

高齢者やその家族などを取り巻く多様な相談に対し、地域包括支援センターを中心とした相談体制を構築するとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援体制の構築に努めます。

また、認知症に関する相談体制の構築は、高齢者やその家族への支援への大切な基盤となっていることから、地域包括支援センター以外においても、認知症カフェ等の場において、相談対応や傾聴など、身近な地域におけるピアサポート活動による推進を図ります。

3 災害や感染症対策に係る体制整備の充実

高齢者が安心かつ安全に暮らせるよう、災害や新型コロナウイルスなどの感染症対策を平時から進めることが重要です。

日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、物資の備蓄・調達状況の確認など、緊急時に対応できる体制づくりを進めます。また、災害や感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できるよう、業務継続計画(BCP)の策定や研修・訓練の実施等について、必要な助言及び適切な援助を行います。

4 保険者機能強化推進交付金等の活用

国では、保険者機能を強化する観点から、国が定める評価指標に基づき保険者が行う様々な取組の評価を行い、その結果に応じてインセンティブ交付金(保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金)を交付する仕組みを創設しています。交付金は、地域支援事業等における第1号被保険者保険料負担分に充当することとされています。

第9期計画期中においては、これらの交付金等を活用し、自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組や地域包括支援センターの機能の強化に努めます。

資料編

1 用語解説

| 初出箇所 | 用語 | 内容 |
|------|-----------------------|--|
| P2 | 高齢化率 | 65歳以上人口が総人口に占める割合。 |
| P15 | 要介護(要支援)認定率 | 要介護(要支援)認定者が第1号被保険者に占める割合。 |
| P21 | アウトリーチ | 生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない人に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催など、支援につながるよう積極的に働きかける取組。 |
| P21 | コグニサイズ | 国立長寿医療研究センターが開発した、認知症予防の取組の総称を表した造語。 |
| P24 | レスパイトケア | 高齢者を介護する家族等を一時的に介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを癒やし、介護負担を軽減する援助。 |
| P36 | フレイル | 加齢に伴い心身の機能(運動機能・認知機能)が衰え、健康と要介護の間の虚弱な状態。 |
| P37 | 総合事業 | 介護予防・日常生活支援総合事業の略称。効果的な介護予防の推進に向け、市町村が地域の実情に応じて提供するサービス。 |
| P38 | インフォーマルサービス | インフォーマルケアともいい、公的機関や専門職による制度に基づくサービス・支援以外の支援を指す。個人を取り巻く家族、親戚、友人、知人、近隣、ボランティア、地域等による援助の総称。 |
| P39 | アセスメント | 介護保険制度では、ケアマネジメントの過程の一つとして、介護サービス計画の作成における課題分析に位置づけられる。 |
| P48 | (ヤング)ケアラー | 援助を必要とする親族などに対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話、その他の援助を提供する人。そのうち、18歳未満の子どもをヤングケアラーという。 |
| P49 | ADL (日常生活動作) | Activities of Daily Living の略称。日常生活を送るために最低限必要な「起居動作・移動・食事・更衣・排泄・入浴」などの基礎的な動作を指す。 |
| P49 | IADL (手段的日常生活動作能力) | Instrumental Activities of Daily Living の略称。日常生活を送るために必要な「電話・買い物・家事・金銭管理」などの応用的な動作を指す。 |
| P52 | メディカルケアステーション | 全国の医療介護の現場で利用されている、地域包括ケア・多職種連携のためのコミュニケーションツール。 |
| P52 | ACP(人生会議) | もしものときのために、望む医療やケアについて前もって考え、話し合い、共有する仕組み。 |

| 初出箇所 | 用語 | 内容 |
|------|---------------|--|
| P54 | 認知症ケアパス | 認知症の方の状態に応じた適切な医療や介護サービスの提供の流れを示したもの。 |
| P63 | ユニバーサルデザイン | 障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、多様な人が利用しやすいようデザインする考え方。 |
| P68 | アスポート相談支援センター | 生活困窮者の総合相談窓口。 |
| P87 | ターミナルケア | 回復の見込みのない患者の苦痛を緩和し、精神的に支え、残された日々を充実して過ごせるよう援助する終末医療。 |
| P102 | 地域デザイン機能 | 介護予防の取組や地域づくりなど、地域の実情に応じて仕組みや取組をデザインすること。 |
| P109 | ピアサポート活動 | 同じような障がいや疾患、悩みなどを持つ人同士の支え合いを表す言葉。 |

2 計画策定の経過

| 年月日 | 内容 |
|------------------|--|
| 令和5年 1月6日～23日 | 高齢者実態調査(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)の実施 |
| 1月13日～30日 | 高齢者実態調査(在宅介護実態調査)の実施 |
| 6月23日 | 第1回高齢者保健福祉計画策定委員会<書面開催> ○令和4年度杉戸町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の進捗(実績報告)について ○杉戸町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画に係る介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果について |
| 6月27日 | 第1回高齢者保健福祉審議会 ○令和4年度杉戸町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の進捗(実績報告)について ○杉戸町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画に係る介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果について |
| 10月25日 | 第2回高齢者保健福祉計画策定委員会 ○杉戸町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の素案【1章～4章】の検討 |
| 11月7日 | 第2回高齢者保健福祉審議会 ※議事に先立ち、杉戸町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定について諮問 ○杉戸町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の素案【1章～4章】の検討 |
| 11月14日 | 第3回高齢者保健福祉計画策定委員会 ○杉戸町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の素案【5章、6章】の検討 |
| 11月22日 | 第3回高齢者保健福祉審議会 ○杉戸町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の素案【5章、6章】の検討 |
| 11月28日～12月28日 | パブリックコメントの実施 |
| 令和6年 1月16日 | 第4回高齢者保健福祉審議会 ○パブリックコメントの意見募集結果について ○杉戸町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(案)の最終確認について ○杉戸町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の計画の答申案について ※議事後、杉戸町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画原案について答申 |
| 2月8日 | 政策会議 ○杉戸町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の決定について |
| 3月22日 | 町長決裁 ○杉戸町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の決定について |

3 杉戸町高齢者保健福祉審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、杉戸町高齢者保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 高齢者政策の円滑な推進を図るため審議会を置く。

(所掌事項)

第3条 審議会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 高齢者保健福祉及び介護保険事業計画の検討に関すること。
- (2) 高齢者に対する保健及び福祉サービスの施策の実施及び評価に関すること。
- (3) その他高齢者政策の調整及び総合化の検討に関すること。

(組織)

第4条 審議会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 福祉及び保健医療関係団体を代表する者
- (2) 事業者を代表する者
- (3) 識見を有する者
- (4) 高齢者福祉に関心の高い者

(任期)

第5条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長になる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、高齢介護課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(任期)

2 平成15年3月31日以前に委嘱される審議会の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、同日までとする。

(杉戸町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 杉戸町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年杉戸町条例第13号）の一部を次のように改正する。

以下略

4 杉戸町高齢者保健福祉審議会委員

令和5年10月1日現在

| | 所属・職名等 | 氏名 | 備考 |
|----------------------------------|--------------|-------|-----|
| 1号委員(5名) (福祉及び保健医療 関係団体代表) | 町医師会 | 室崎 貴勝 | |
| | 町歯科医師会 | 山口 敏彦 | |
| | 町薬剤師会 | 黒部 真紀 | 副会長 |
| | 社会福祉協議会 | 大橋登喜夫 | |
| | 民生児童委員 | 石田 長治 | |
| 2号委員(4名) (事業者を代表する 者) | 居宅サービス事業者 | 袴田 徹 | |
| | 施設サービス事業者 | 石田 恵美 | |
| | 居宅介護支援事業者 | 村上 静香 | |
| | 地域密着型サービス事業者 | 鈴木千代子 | |
| 3号委員(3名) (識見を有する者) | 福祉に精通するもの | 仁部 前明 | |
| | 老人会 | 緒方 英喜 | |
| | 日赤奉仕団 | 長岡 朝子 | 会長 |
| 4号委員(3名) (高齢者福祉に関心 の高い者) | 公募 | 棚橋 潤一 | |
| | 公募 | 山崎 光男 | |
| | 公募 | 岡崎 宏子 | |

5 諮問書

杉 第 5006号
令和5年11月7日

杉戸町高齢者保健福祉審議会
会長 長岡 朝子 様

杉戸町長 窪田 裕之

杉戸町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定に係る諮問について

標記の件について、別紙のとおり諮問いたしますので、ご審議いただきたく
よろしくお願いたします。

別紙

杉戸町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

- 第1章 計画の基本的事項
- 第2章 杉戸町の高齢者をめぐる現状と課題
- 第3章 基本理念と基本方針
- 第4章 施策の展開
- 第5章 介護保険事業
- 第6章 計画の推進のために

6 答申書

答申書

令和6年1月16日

杉戸町長 窪田 裕之 様

杉戸町高齢者保健福祉審議会
会 長 長岡 朝子

杉戸町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画原案について（答申）

令和5年11月7日付杉第5006号で諮問のあった、杉戸町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の原案について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、概ね妥当であると認める。

なお、計画推進にあたっては下記の事項に留意のうえ、鋭意努力されるよう期待する。

記

（総括）

- 1 本計画において、令和7（2025）年、令和22（2040）年を見据えて、医療・介護の連携、認知症施策、高齢者の居住に係る施策との連携及び生活支援サービスの充実など、地域包括ケアシステムの深化・推進のための取組をより一層発展させていく必要があり、地域共生社会の実現に向けて最大限の努力を図られたい。
- 2 高齢化によるサービス利用の増加や認知症高齢者等の急増などにより、事業展開に当っては困難な状況が想定されるが、高齢者等が必要とするサービスを持続的に提供し、安心して住み続けられる地域・まちづくりに努められたい。
- 3 本計画の実効性を高めるため、進捗管理を実施し、各年度の予算や事業の改善に反映するとともに、進捗状況等について当審議会に報告されたい。

（高齢者保健福祉計画）

- 1 健康づくりと介護予防の充実について
高齢者の健康づくりにあたっては、各種健康診査等をふまえ実態を把握するとともに効果的かつ計画的に健康づくりに取り組み、介護予防や健康寿命の延伸につながるよう健康保持の推進に努められたい。
また、高齢者が健康長寿であるためには、歩くことや身近な通いの場への参加などを通じた日常的な運動習慣とともに、栄養・口腔ケア等が重要であることから、併せて啓発をされたい。

2 在宅生活支援の充実について

在宅生活を継続していくためには、家族や地域住民をはじめとする関係者の連携が不可欠であることから、相互の連携のもと、高齢者の状況に応じた細やかなサービスを提供できるよう、引き続き、支援体制の整備に努められたい。

また、老老介護対策や介護離職対策、親と子どもの世話を同時に見なければならぬ人に対するダブルケア対策やヤングケアラーへの支援など、高齢者の介護に携わる家族等の負担軽減のための支援の充実に取り組まれたい。

3 地域みんなで支え合い、交流のある社会づくりへの支援について

高齢者の社会参加を促進するため、シニアサロン事業の推進に努められたい。

また、行政、社会福祉協議会、行政区、自治会、民生委員、ボランティア等が一体となって地域福祉の増進に努められたい。

4 高齢者にやさしいまちづくりの推進について

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って自分らしく暮らせるよう、高齢者にやさしい居住環境等の整備に努められたい。

また、高齢者のニーズや時代に即した事業展開を図り、サービス基盤を充実させることに努められたい。

(介護保険事業計画)

1 要介護認定について

介護サービスが速やかに受けられるよう、要支援・要介護認定事務の充実を図るとともに、引き続き、適正な認定に努められたい。

2 介護給付サービス及び介護予防給付サービスの確保について

介護サービスについては、事業所のサービス内容の質の向上を図るとともに、適正な介護サービスの確保に努められたい。

また、高齢者ができる限り、住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスを受けながら、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる社会の実現に努められたい。

3 地域支援事業について

本格的な高齢社会の到来を踏まえ、高齢者が健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、実態を把握し、より一層の事業の推進を図られたい。

介護予防・日常生活支援総合事業については、これまで取り組んできた介護予防事業の実績をもとに、自立支援・重度化防止のため、各事業をさらに発展・充実させていくよう重点的に取り組むことを望む。

また、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症施策の充実を求める。

4 介護保険料について

保険料の設定にあたっては、国が示した保険料段階及び負担率を鑑みながら、低所得者に配慮した保険料率を設定するとともに、介護給付費準備基金を活用して、今後の保険料水準に配慮しつつ、保険料の上昇を抑制することを望む。

なお、介護給付費準備基金の活用にあたっては、今後、高齢者数や要介護認定者数の増加が確実な状況の中、介護保険事業の安定的な経営のため、介護給付費準備基金残高の2分の1の額を目安とする1億7千万円の取崩額が妥当であると考え

7 杉戸町高齢者保健福祉計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「計画」という。）の各種施策の実現を確保するため、本計画に関係する課の職員で構成する高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 計画の見直しに関すること。
- (2) その他、委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職員をもって構成し、町長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員長は高齢介護課長、副委員長は総合政策課長とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、高齢介護課高齢者福祉担当とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月10日から施行する。

以下略

8 杉戸町高齢者保健福祉計画策定委員会

令和5年10月1日現在

| 役職名 | 氏名 | 備考 |
|-------------|-------|------|
| 高齢介護課長 | 小松 晋子 | 委員長 |
| 総合政策課長 | 伊塚 武史 | 副委員長 |
| 総務課長 | 大島 康夫 | |
| 住民協働課長 | 川口 真也 | |
| 危機管理課長 | 高橋 功一 | |
| 町民課長 | 富岡 英一 | |
| 福祉課長 | 山下 雅和 | |
| 子育て支援課長 | 鎌田 浩明 | |
| 都市施設整備課長 | 小野寺 満 | |
| 市街地整備推進室長 | 峯岸 泰裕 | |
| 建築課長 | 赤石 二郎 | |
| 産業振興課長 | 新堀 直樹 | |
| 健康支援課長 | 池澤 恵一 | |
| 教育総務課長 | 田原 和明 | |
| 学校教育課長 | 渡邊 浩司 | |
| 社会教育課長 | 後藤 和広 | |
| 社会福祉協議会事務局長 | 間宮 佐 | |

杉戸町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

発行：令和6年3月

編集：杉戸町 高齢介護課

〒345-8502 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2丁目9番29号

TEL：0480-33-1111（代表）

FAX：0480-33-6484

URL：<http://www.town.sugito.lg.jp/>
